

20220208特第1号
令和4年2月10日

独立行政法人評価制度委員会
委員長 澤田 道隆 殿

経済産業大臣 萩生田 光一

独立行政法人工業所有権情報・研修館が達成すべき業務運営に関する目標（中期目標）の変更について（意見聴取）

上記の件について、別添のとおり指示することとしたいので、独立行政法人通則法第29条第3項の規定に基づき、意見を聴取します。

独立行政法人工業所有権情報・研修館 中期目標 新旧対照表（案）

（主務府省：経済産業省）

第5期中期目標（変更案）	第5期中期目標（現行）
<p>Ⅲ. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項 （略）</p> <p>2. 知的財産の権利取得・戦略的活用の支援 （1）相談窓口による支援の着実な実施</p> <p>③営業秘密・知財戦略の構築支援 （略） （削除）</p> <p>（略）</p> <p>3. 知的財産関連人材の育成 （2）民間企業等の知的財産関連人材の育成等業務の積極的な実施</p> <p>②ICTを活用した新たな知財人材育成教材の開発と利活用の推進 （略）</p> <p>【効果指標（アウトカム）】</p> <p>□ICTを活用した知財人材育成用教材の延べ利用者数について、中期目標期間終了時まで、累計306,100者以上を達成する。【基幹目標】 （略）</p> <p>[指標の設定水準に関する考え方] （略）</p> <p>・効果指標（アウトカム）の目標として掲げた、ICTを活用した知財人材育成用教材の延べ利用者数については、第四期中期目標期間の実績（平成28年度から平成30年度実績：eラーニング約4,000回（各年度平均視聴</p>	<p>Ⅲ. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項 （略）</p> <p>2. 知的財産の権利取得・戦略的活用の支援 （1）相談窓口による支援の着実な実施</p> <p>③営業秘密・知財戦略の構築支援 （略）</p> <p>営業秘密のタイムスタンプ保管システムについては、サイバー攻撃を監視し、攻撃によるシステムの障害発生防止に努める等、引き続き安定的な運用に努める。</p> <p>（略）</p> <p>3. 知的財産関連人材の育成 （2）民間企業等の知的財産関連人材の育成等業務の積極的な実施</p> <p>②ICTを活用した新たな知財人材育成教材の開発と利活用の推進 （略）</p> <p>【効果指標（アウトカム）】</p> <p>□ICTを活用した知財人材育成用教材の延べ利用者数について、中期目標期間終了時まで、累計8万者以上を達成する。【基幹目標】 （略）</p> <p>[指標の設定水準に関する考え方] （略）</p> <p>・効果指標（アウトカム）の目標として掲げた、ICTを活用した知財人材育成用教材の延べ利用者数については、第四期中期目標期間の実績（平成28年度から平成30年度実績：eラーニング約4,000回（各年度平均視聴</p>

第5期期中期目標（変更案）	第5期期中期目標（現行）
<p>数)、ケーススタディ教材：約1万者)を踏まえつつ、幅広いユーザーニーズに即したきめ細かな教材の開発・提供や集合研修の事前学習としてのeラーニング教材の利用を促すことなどで、利用者層の拡大と利用者数の増加（eラーニング教材：273,100者、ケーススタディ教材：約33,000者）を想定し、累計306,100者以上を達成することとする。</p> <p>※数値目標を見直し、令和4年度及び令和5年度の目標値の引き上げを実施。</p> <p>(略)</p> <p>独立行政法人工業所有権情報・研修館(INPIT)の使命等と目標との関係(別添)</p> <p>(略)</p> <p>3.「世界最速・最高品質」の審査の実現に向け、審査官等をはじめとする特許庁職員に対する研修や、先行技術調査等を実施する調査業務実施者を育成する研修を引き続き着実に実施するとともに、民間企業等の知的財産関連人材向け研修に関しては、幅広いユーザーニーズに即したきめ細やかな研修カリキュラムの開発・提供及び活用を促進。</p> <p>◆主な目標：ICTを活用した知財人材育成用教材の延べ利用者数について、中期目標期間終了時まで、累計306,100者以上を達成。</p>	<p>数)、ケーススタディ教材：約1万者)を踏まえつつ、幅広いユーザーニーズに即したきめ細かな教材の開発・提供や集合研修の事前学習としてのeラーニング教材の利用を促すことなどで、利用者層の拡大と利用者数の増加（eラーニング教材：55,000者、ケーススタディ教材：25,000者）を想定し、累計8万者以上を達成することとする。</p> <p>(略)</p> <p>独立行政法人工業所有権情報・研修館(INPIT)の使命等と目標との関係(別添)</p> <p>(略)</p> <p>3.「世界最速・最高品質」の審査の実現に向け、審査官等をはじめとする特許庁職員に対する研修や、先行技術調査等を実施する調査業務実施者を育成する研修を引き続き着実に実施するとともに、民間企業等の知的財産関連人材向け研修に関しては、幅広いユーザーニーズに即したきめ細やかな研修カリキュラムの開発・提供及び活用を促進。</p> <p>◆主な目標：ICTを活用した知財人材育成用教材の延べ利用者数について、中期目標期間終了時まで、累計8万者以上を達成。</p>

※1：改正する箇所は赤字で表記してください。

※2：必要に応じて、改正箇所にコメントで改正理由を付してください（単純な数値変更のみの箇所は説明不要）。

独立行政法人工業所有権情報・研修館
第五期中期目標

令和2年2月
最終改訂 令和4年〇月

経済産業省

独立行政法人工業所有権情報・研修館 第五期中期目標 目次

I 政策体系における法人の位置付け及び役割（ミッション）	1
＜法人の使命＞	1
＜法人の現状と役割＞	1
＜法人を取り巻く環境の変化＞	1
II 中期目標の期間	3
III 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項	3
1. 産業財産権情報の提供	4
（1）産業財産権情報の普及及び内容の充実	4
（2）中央資料館としての産業財産権情報の提供	5
（3）審査・審判関係資料の収集、閲覧サービスの提供及び電子データの整備等	5
2. 知的財産の権利取得・戦略的活用への支援	7
（1）相談窓口による支援の着実な実施	7
（2）中堅・中小・ベンチャー企業の知財戦略構築を通じた事業拡大に向けた重点的な支援	9
（3）新たなイノベーション創出に向けた革新的・基盤的技術の権利化・戦略的活用支援	10
3. 知的財産関連人材の育成	11
（1）審査の迅速化と質の向上に資する研修等の着実な実施	12
（2）民間企業等の知的財産関連人材の育成等業務の積極的な実施	12
IV 業務運営の効率化に関する事項	15
1. 業務の効果的な実施	15
（1）目標管理と進捗管理を基本にすえたPDCAマネジメント	15
（2）組織外の人材の知見とノウハウ等の効果的な活用	15
（3）プロパー職員の採用と育成	15
2. 業務運営の合理化	15
3. 業務の適正化	16
（1）一般管理費と業務経費の効率化	16
（2）委託等によって実施する業務の適正化	16
4. 給与水準の適正化	16
V 財務内容の改善に関する事項	16
1. 財務内容に関する信頼性と透明性の確保	16
2. 効率化予算による運営	16
3. 業務コストの削減	17
4. 自己収入の確保	17
VI その他業務運営に関する重要事項	17
1. 内部統制の充実・強化	17
（1）内部統制の基盤の充実	17
（2）I N P I Tの業務特性に応じた情報セキュリティ関係の取組	17
2. 関係機関との連携強化	17
3. 地方における活動の強化	18
4. 広報活動の強化	18
5. 人工知能（A I）の活用	18
6. 大規模災害等発生時の対応	19

添付資料一覧

- ・政策体系図
- ・使命等と目標との関係

I 政策体系における法人の位置付け及び役割（ミッション）

<法人の使命>

独立行政法人工業所有権情報・研修館（以下「INPIT」という。）の使命は、工業所有権情報・研修館法に則り、政策課題の解決に寄与する業務を効果的かつ確実に実施し、業務実施の成果と効果を最大化することである。具体的には、「成長戦略実行計画」等に掲げられた政府の政策、施策、方針等に基づいて、

- ①産業財産権情報を提供する基礎インフラの整備と充実
- ②中堅・中小・ベンチャー企業等に対する知的財産の権利取得・戦略的活用支援
- ③世界最速・最高品質の審査の達成に貢献するための特許庁職員等に対する研修の充実及び中堅・中小・ベンチャー企業を中心とする知的財産関連人材育成の機能向上・強化

等を推進する役割が期待されており、特に②中堅・中小・ベンチャー企業等に対する知的財産の権利取得・戦略的活用支援の推進は、第五期中期目標期間において重要度・困難度が高い課題となる。

これらの課題等に取り組むにあたり、INPITには、理事長をはじめとする役員のリダーシップ、目標管理、内部統制の強化等によって、「国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上」に関する成果目標（アウトプット）を確実に達成し、「業務運営の効率化に関する事項」で掲げる目標を確実に達成することが求められる。その上で、成果目標の達成によって生み出されるサービス等受益者への効果に関する効果目標（アウトカム）も達成するように業務を実施することも求められる。さらに、「財務内容の改善に関する事項」、「その他業務運営に関する重要事項」については、政府が定める指針等に則って確実に実施しなければならない。

<法人の現状と役割>

INPITは、第四期中期目標期間において、47都道府県に知財総合支援窓口、大阪府に近畿統括本部を設置し、中堅・中小・ベンチャー企業に対するアイデア段階から知財の取得・利活用に至るまで、支援ニーズに迅速に対応できるよう地域の相談・支援体制の構築を図るとともに、多様な専門家等も活用し、中小企業等の課題に、適切に対応を図ってきた。さらに、特許庁とも密接に連携し、基盤システム（J-PlatPat）による産業財産権情報の提供、初心者から専門家に至る幅広い知的財産関連人材の育成など、知財に関する総合的な支援実施機関としての役割を担ってきた。また、こうした活動により、多くのノウハウの蓄積やネットワークの構築等がなされ、支援機能の向上が見られるところである。

しかし、中小企業等の知財権の取得とその活用については、INPITの各窓口への相談件数の増加などから、一定程度の拡大は図られていることがうかがえるものの、未だ、全ての中小企業等に知財の利活用の重要性についての認識が十分に浸透しているとはいえない状況である。また、相談内容は専門化、高度化してきている。このような状況に適切に対応するためには、中小企業等の知財の重要性に関する認識を高めつつ総合的な支援の充実に一層努めることが求められている。

<法人を取り巻く環境の変化>

近年のデジタル革命によるオープンイノベーション化の進展に伴い、中小・ベンチャー企業が優

れた技術を活かして飛躍するチャンスが拡大している中、イノベーションを支える基盤である知的財産制度は、中小企業等が知財権を取得し、しっかり行使できるよう、諸外国の動向も踏まえ制度の充実に一層努めることが求められている。

また、企業が顧客のニーズを利用者視点で見極め、技術力を高めるのみならず、製品やサービスのブランドを構築して自社の「稼ぐ力」を高めることが重要となっており、イノベーション及びブランド構築に資する制度整備の必要性が高まっている。

こうした状況を受けて、特許等の権利によって、紛争が起きても、大切な技術等を十分に守れるよう、産業財産権に関する訴訟制度を改善するとともに、デジタル技術を活用したデザインの保護や、ブランド構築等のため、以下のような内容の「特許法等の一部を改正する法律案」が国会に提出され、衆・参両院での審議を経て、令和元年5月17日に法律第3号として公布された。

(特許法の一部改正)

- ・ 中立的な技術専門家が現地調査を行う制度(査証)の創設
- ・ 損害賠償額算定方法の見直し(実用新案法、意匠法及び商標法も同旨の改正)

(意匠法の一部改正)

- ・ 保護対象の拡充(物品に記録・表示されない画像、建築物の外観・内装のデザイン)
- ・ 関連意匠制度の見直し
- ・ 意匠登録出願手続の簡素化 等

平成30年6月、知的財産戦略本部は「知的財産戦略ビジョン」(平成30年6月12日知的財産戦略本部会合決定)を決定し、目指すべき社会の姿として「価値デザイン社会」の実現を掲げた。また、これを受けて令和元年6月に決定された「知的財産推進計画2019」(令和元年6月21日知的財産戦略本部会合決定)においては、当面の施策の重点として、ベンチャーを後押しする仕組み、地方・中小企業の知財戦略強化支援、知財創造保護基盤の強化等が掲げられている。さらに、INPITと(一財)日本規格協会(JSA)との連携強化を通じて、企業による知財と標準化の一体的な検討を後押しする環境の整備等も掲げられている。

また、令和元年6月に閣議決定された「成長戦略実行計画」は、第4次産業革命を、同質的なコスト競争から、デジタル化を企業経営者が本格活用し、いかに差別化を図り、付加価値の高い新たな製品、サービスを生み出すかという競争と位置づけ、付加価値の創出・獲得を課題としている。また、中小企業の生産性を高め、付加価値を増加させ、地域経済にも貢献するという好循環を促すことが、我が国全体の成長に不可欠であるとしている。

上述の環境変化の下で一層的確に求められる役割を果たしていくため、第五期中期目標期間では、INPITがこれまで実施してきた各事業を通じ蓄積・構築されたノウハウやネットワークなどを組織全体の資産として積極的に利活用し、引き続き業務の効率化を図りつつ、1. 産業財産権情報の提供、2. 知的財産の権利取得・戦略的活用支援、3. 知的財産関連人材の育成の3つを柱とし

て業務を実施する。特に、中小企業等が知財を戦略的に活用し事業成長を達成できるよう、総合的な支援を実施する。

支援に際しては、支援企業の強み・弱みを把握し、支援企業とも認識を共有しつつ、知財の権利化や利活用のための効果的な戦略（いわゆるオープン・クローズ戦略、製品・サービスのブランド構築戦略を含む。）の構築を支援することにより、企業の「稼ぐ力」を高めることとする。

その際、支援の効果を一層高めるため、企業の経営者層が、知財の事業戦略上の有効性を理解し、自らリーダーシップをとって企業全体として知財の利活用を進めるとともに、支援対象企業が支援終了後も自立的に知財を戦略的に活用し事業成長を続けることができるよう留意する。

なお、本目標にかかる評価については、上述の1. から3. の3つの柱をそれぞれ一定の事業等のまとまりとして、それぞれの項目ごとに掲げる評価軸等に基づいて評価を実施する。

II 中期目標の期間

令和2年4月1日～令和6年3月31日（4年間）

III 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

I N P I Tは、以下の基本理念、運営基本理念に基づき、産業社会の発展のために業務を遂行している。

<基本理念>

知的財産の創造・保護・活用を通じて産業社会の発展に貢献

<運営基本理念>

- 1) 知的財産に関する資料・情報を確実に提供
- 2) 知的財産に関する資料・情報の活用を促進
- 3) 知的財産に関する相談に確実に対応
- 4) 知的財産の創造・保護・活用を担う人材を育成
- 5) サービスを利用する皆さまの満足度を向上
- 6) 公正かつ適正、安定かつ効率的な運営

中期目標管理法人に位置づけられる I N P I Tは、業務ノウハウの蓄積・継承と柔軟な業務実施、サービス内容の多様性向上、効率的かつ柔軟な組織運営等を発揮しつつ、国民に対して提供するサービス等の水準向上と業務運営の効率化を図っていくものとする。そのため、I N P I Tの第五期中期目標の「国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上」は、1. 産業財産権情報の提供、

2. 知的財産の権利取得・戦略的活用の支援、3. 知的財産関連人材の育成の3つの柱から構成する。また、「業務運営の効率化に関する事項」については、目標管理と進捗管理を踏まえた業務マネジメントを行い、その上で、PDCAサイクルをより一層徹底し、業務の継続的な改善を図り、質の高い業務運営を効果的に実施する。さらに、「その他業務運営に関する重要事項」については広報活動の強化に重点を置いて取り組む。

以上を踏まえ、第五期中期目標期間においては、「独立行政法人工業所有権情報・研修館の中期目標期間終了時における業務・組織全般の見直し」（令和元年9月）等に基づき、以下の業務に取り組む。

1. 産業財産権情報の提供

イノベーションの基礎となる国内外の産業財産権情報の収集・整理とその提供に引き続き努める。特に、産業財産権情報の基盤システムである特許情報プラットフォーム（以下、「J-PlatPat」という。）による迅速かつ安定的な情報提供を引き続き実施する。

第四期中期目標期間では、J-PlatPat のシステム刷新を実施し、検索機能強化等により利用者の利便性向上を図るとともに、セミナー等を通じたシステムの普及啓発を実施した結果、システムの利用は増加した。第五期中期目標期間においても、引き続き、迅速かつ安定的な情報提供に向けた運用管理と普及活動を推進する。

（1）産業財産権情報の普及及び内容の充実

①ユーザーに対する産業財産権情報の普及・提供

経済産業省産業構造審議会知的財産分科会とりまとめ（平成26年2月24日分科会決定）の指摘に基づいて開発し運用を開始したJ-PlatPat、画像意匠公報検索支援ツール(Graphic Image Park)といった産業財産権情報提供サービスの安定的な運用を行う。

また、情報セキュリティに関する最新情報の収集に努め、適宜適切な対応を行うことにより安定的なサービスの提供を行う。

<特許情報プラットフォーム（J-PlatPat）>

第四期中期目標期間において、海外の工業所有権庁に出願された出願・審査書類情報が表示できる機能の追加（平成28年7月提供開始）、意匠、商標の経過情報等の追加（令和元年5月提供開始）、情報の更新頻度の短縮（3週間から1日）（令和元年5月提供開始）などユーザーの利便性向上のための改善を実施し、機能強化等を図った。第五期中期目標期間においては、引き続き提供する情報の充実を努めつつ、迅速かつ安定的な情報提供を実施する。また、費用対効果の観点も十分に踏まえつつ、必要に応じてシステムの見直し等を行うことにより、更なる利便性向上を図る。

また、中小企業等が自社の出願状況を容易に確認できる機能の開発について、特許庁のシステム等との連携・活用などを含め、費用対効果の観点も踏まえた上で検討を行う。

<画像意匠公報検索支援ツール（Graphic Image Park）>

第四期中期目標期間において意匠法の一部改正（令和元年5月17日法律第3号）により予想される利用者ニーズの拡大に対応するためのシステムの機能強化を実施し、令和2年度中にリリースを予定している。第五期中期目標期間においては、引き続き、新たにリリースした機能が適切に利用されるよう、安定的なシステムの運用を図る。

<産業財産権情報提供サービスの利用者拡大>

全国の中堅・中小・ベンチャー企業等の産業財産権情報提供サービスの活用を促すため、全国各地でのセミナー等の開催や利用方法・活用方法を紹介するマニュアル等の提供活動の充実を図る。

②外国の工業所有権庁との産業財産権情報の交換及び情報の活用

<我が国出願人への外国知財情報の提供>

引き続き、諸外国の特許公報等の産業財産権情報をJ-PlatPatを通じて広く一般に提供する。なお、一部諸外国の産業財産権情報の和文抄録作成・提供事業については、利用者ニーズや費用対効果等の観点も踏まえつつ、必要な見直しを行う。

<我が国出願人の権利保護に資する公開特許公報の英文抄録作成>

外国における我が国出願人の権利保護に資するため、公開特許公報の英文抄録（Patent Abstracts of Japan）を全件作成し、外国の工業所有権庁に提供するとともに、J-PlatPatに掲載する。また、Fターム解説等の分類に関する解説情報を英訳し、J-PlatPatを通じて諸外国のユーザーに対しても提供する。

<外国工業所有権庁への特許等の審査結果に関する情報提供>

引き続き、特許庁が行った審査の結果や出願書類等に関する情報を機械翻訳により英訳して外国の工業所有権庁の審査官等に提供するシステムの安定的な運用を図る。

(2) 中央資料館としての産業財産権情報の提供

「工業所有権の保護に関するパリ条約」に基づく「中央資料館」として、国内外の産業財産権情報・文献を収集し、公報閲覧室を通じて産業財産権に係る情報の確実な提供を行う。我が国の公報については、公報発行日即日に全件閲覧可能とする。

(3) 審査・審判関係資料の収集、閲覧サービスの提供及び電子データの整備等

<審査・審判に関する技術文献等の収集及び閲覧サービスの提供>

国内外の最新の技術水準を適時に把握できるよう、特許協力条約に規定する国際調査の対象となる文献（ミニマムドキュメント）や特許公報以外の技術等に関する文献に加え、意匠審査において必要となる商品カタログ等の公知資料についても最新の資料を収集し、特許庁審査・審判関係部署に提供する。

また、収集した技術文献等は、蔵書検索システム（OPAC）に登録するとともに、出願人等か

らの閲覧請求に対しては、迅速な閲覧サービスを提供する。

<審査・審判に必要な資料等の電子データの整備と包袋等の保管、貸し出し>

紙資料として収集された技術文献のうち、審査・審判で引用された技術文献については、証拠資料として管理するため、電子化して文献データベースシステムに蓄積する。また、出願書類（包袋等）については、確実に保管のうえ、貸し出しの請求に迅速に対応する。

【成果指標（アウトプット）】

- ・ J-PlatPat マニュアル等の配布件数について、中期目標期間中毎年度、4万件以上を達成する。

【効果指標（アウトカム）】

- ・ J-PlatPat の検索回数について、中期目標期間中毎年度、1億6,600万回以上を達成する。【基幹目標】

[指標の設定水準に関する考え方]

- ・ 経済産業省産業構造審議会知的財産分科会とりまとめ（平成26年2月24日分科会決定）において、中小企業、研究機関等を対象として、官民の役割分担に留意しつつ世界最高水準のサービスの実現を目指すことが指摘されている。
- ・ 平成27年3月にサービス提供を開始した J-PlatPat は、第四期中期目標期間において、海外の工業所有権庁に出願された出願・審査書類情報が表示できる機能の追加（平成28年7月提供開始）、意匠、商標の経過情報等の追加（令和元年5月提供開始）、情報の更新頻度の短縮（3週間から1日）（令和元年5月提供開始）などユーザーの利便性向上のための改善を実施した。利用実績として、平成28年度は1億587万回、平成29年度は1億3,657万回、平成30年度は1億3,834万回の検索件数を達成した。
- ・ 成果指標（アウトプット）の目標として掲げた、J-PlatPat のマニュアル等の配布件数は、利用できる予算・人員を踏まえつつ、第五期中期目標期間では利用方法や活用方法について新たな周知が必要となる大きな機能追加も予定していないことから、第四期中期目標期間の実績（平成29年度配布件数：3万7,429件※システム刷新等の影響による実績の高振れがないため、第五期の基準として最も妥当）を基準とし、中期目標期間中毎年度、4万件以上を達成することとする。
- ・ 効果指標（アウトカム）の目標として掲げた、J-PlatPat の検索回数については、第四期中期目標期間における利用実績を踏まえつつ、令和元年5月のシステム刷新による利便性の向上等による利用件数の拡大を勘案し、平成30年度実績値（1億3,834万回）に直近の伸び率を考慮した努力目標を加味して当該実績値の120%以上を基準とし、中期目標期間中毎年度、1億6,600万回以上達成することとする。なお、第四期中期目標期間中において、利便性向上のためのシステムの大規模刷新を実施し、既に利用件数が高水準となっていることに加えて、近年の出願件数が減少傾向にあることに鑑みれば、毎年度同水準を維持することは難易度が高い。

[指標に影響を及ぼす環境因子]

- ・J-PlatPat のユーザーにおける特許出願や研究開発等の知財活動への取組意欲は、経済状況等によって変動することから、上述に設定した目標数値は経済状況等の変化が緩やかであることを前提としている。

2. 知的財産の権利取得・戦略的活用の支援

優れた技術を持つ中堅・中小・ベンチャー企業や地域経済を支える中小企業等の事業拡大や収益向上に向けて、知財の権利取得から事業化までを見据えた戦略的な活用の支援を一層強化する。

第四期中期目標期間においては、知財相談に対応する基盤として47都道府県に「知財総合支援窓口」を設置し、専門人材の配置、関係機関との連携等を図り、相談体制の整備・強化を進めるとともに、新規相談者の拡大に努めた結果、相談件数は毎年度増加した。さらに、中堅・中小・ベンチャー企業の知財戦略構築を通じた事業成長に向けて、個別の中小企業等に対する重点的な支援を平成28年度から開始し、目標を上回る具体的な事業成長上の効果（新商品の上市、売上増、利益率向上、雇用拡大等）を実現した。第五期中期目標期間においては、引き続き、拡大された知財相談のユーザー層を維持しつつ、相談担当者への研修の充実等により、相談対応の質の向上に努めるとともに、知財総合支援窓口をはじめとしたINPITの各相談窓口の一体的な運用や関係機関との連携強化等により、従来以上に包括的・効果的な支援を行う。また、中堅・中小・ベンチャー企業の知財戦略構築を通じた事業拡大に向けた重点的な支援を強化し、中小企業等の知財活用による「稼ぐ力」を高めることとする。

(1) 相談窓口による支援の着実な実施

①知財総合支援窓口によるワンストップ支援

全国47都道府県に設置された知財総合支援窓口については、知財の権利化や活用に新たに取り組むユーザーの掘り起こしを引き続き行いつつ、多様化する相談に的確に対応できるよう、相談対応者への研修の一層の充実等により相談対応の質の向上を図る。

また、INPITの各相談窓口による相談支援については、支援事例の共有や勉強会の実施等を通じた窓口間の相互理解・連携の強化等により、各窓口の一体的運用を進めつつ、弁護士・弁理士・デザイン専門家などを派遣できる体制を引き続き整備する。また、中堅・中小・ベンチャー企業に対し、事業戦略及び知財戦略の構築を包括的にできるよう、「よろず支援拠点」、商工会・商工会議所等の他の中小企業支援機関や、地域金融機関等との連携を強化する。さらに、知財及び標準化に関する総合的な支援に資するため、JSAとの連携を強化する。併せて、特許庁及び経済産業局が中小企業等からの相談情報を適切に共有すること等により、従来以上に包括的・効果的な相談対応・支援の実現を図る。

②産業財産権手続に関する支援

産業財産権相談窓口において受け付けた出願手続等に関する相談に対しては、相談回答例を随時データベースに蓄積して相談担当者が共有できる体制を一層充実させるとともに、相談担当者の能

力向上に向けた研修等を実施する。

③営業秘密・知財戦略の構築支援

第四期中期目標期間において、営業秘密管理に係る相談が増加したことを踏まえ、第五期中期目標期間においては、営業秘密情報の保護・活用や権利化等に関する相談に対する対応を強化する。具体的には、営業秘密・知財戦略相談窓口で受け付けた相談に対し、知的財産戦略アドバイザー、弁護士、弁理士が的確に回答・支援するとともに、商工会、商工会議所、地方自治体その他中小企業支援機関等との組織的な連携を強化することにより、知財戦略のみならず事業戦略も見据えたより包括的・効果的な支援を行う。

また、営業秘密流出・漏えい事案に関する相談に対しては、営業秘密・知財戦略相談窓口の専門人材及び弁護士が対応し、事案によっては、(独)情報処理推進機構又は警察庁と連携する。同窓口の活動状況等については、営業秘密官民フォーラム等を通じて公開し、営業秘密の流出や漏えい防止を図る。

④海外展開に向けた支援

<海外展開知財支援窓口>

我が国経済において、海外の成長市場の取り込みは引き続き重要な課題であり、中小企業等の海外展開も引き続き活発な状況にある中、第四期中期目標期間においては、海外展開に伴って生じる知財相談は増加した。これを受けて、第五期中期目標期間においては、引き続き海外展開知財支援窓口の海外知的財産プロデューサーによる支援を提供するとともに、(独)日本貿易振興機構(JETRO)、(独)中小企業基盤整備機構及びその他中小企業支援機関との連携については、相談支援案件の共有等に加えて、支援先企業の経営課題の共有や各機関の地方支部との連携を推進するなど組織的な連携の強化を図り、海外展開を目指す企業等への知財面からの支援の一層の強化を図る。さらに、支援後、海外展開を実現した企業等に対し、フォローアップ等を実施して、進出後の課題の収集に努める。

また、海外展開に伴う知財に関連した事案等を紹介するセミナー等を引き続きJETRO等の他機関とも連携し開催する。

<新興国等知財情報データベース>

我が国企業の海外での権利取得・事業展開の促進に寄与するため新興国等知財情報データベースについては、必要に応じ、利用者のニーズを踏まえた掲載国、掲載情報等の見直しを検討しつつ、引き続き安定的な運用を行う。

⑤INPIT-KANSAIにおける知財支援

平成29年7月に設置された近畿統括本部(INPIT-KANSAI)については、第四期中期目標期間中に、近畿経済産業局、地方自治体、地域の商工会・商工会議所や金融機関等と緊密な連携を図った結果、関西地域における相談支援件数の増加といった成果に繋がった。第五期中期目標期間も引き続き関係機関と緊密に連携して、相談支援を実施することに加えて、大阪・関西万博

を見据えた企業間連携や産学連携による新事業創出支援や、イノベーション・エコシステムを通じたベンチャー支援など成長企業のロールモデルの創出に資する支援及びそれらに関する情報提供などユーザーニーズに即した支援を積極的に行う。

I N P I T-K A N S A I が支援した企業を対象に、継続的な知財戦略の推進及び知財を活用した経営の実践、知財担当者のスキルアップを図ることを目的として、支援先企業同士の相互相談及び情報交換が行える環境を整備し、支援後の継続的なフォローアップを図るとともに、支援先企業同士のネットワーク形成に向けた取組を支援する。

⑥権利取得・戦略的活用の支援のための各種情報の提供

<相談ポータルサイト>

支援サービスの質の向上及び窓口業務の効率化に繋げるため、各窓口に寄せられた相談及びその対応について整理・分析し、よく寄せられる質問内容とその回答について相談ポータルサイトの「よくある質問と回答（FAQ）」において引き続き掲載する。

<開放特許情報データベースシステム>

開放特許の利用促進のため、開放特許情報データベースについては、引き続き安定的な運用に努めるとともに、登録企業へのアンケート調査等を実施することにより利用実態やニーズを把握した上で、必要に応じ見直しを行う。

<中小企業等特許情報分析活用支援>

中小企業等に対して、研究開発段階、出願段階等の知財活動の段階に応じた特許情報分析等を提供する。実施にあたっては、企業のニーズ等も踏まえつつ、必要な見直しも行う。

<フォーラムの開催>

我が国企業等における知財活用の高度化に資する情報の提供を進めるため、毎年度、フォーラムを開催する。

(2) 中堅・中小・ベンチャー企業の知財戦略構築を通じた事業拡大に向けた重点的な支援

第四期中期目標期間においては、地方創生に資する中堅・中小企業やベンチャー企業等に対して、知財を活用した事業戦略の構築など、事業成長に向けた重点的な支援に取り組んだ結果、「4年間で100社を重点支援し、事業成長が認められた事例を20件以上とする」との目標に対して、平成30年度時点の実績はそれぞれ130社、43件と、中期目標を大きく上回る実績を上げた。第五期中期目標期間においては、第四期の取組を通じて蓄積された支援ノウハウ等を十分に活用しつつ、引き続き、地域未来牽引企業をはじめとする地域経済を支える中堅・中小企業やベンチャー企業等を対象に、知財の戦略的活用を通じた事業の持続的成長に向けた総合的な支援を一層強化する。支援に際しては、弁理士、弁護士、中小企業診断士等の専門人材を積極的に活用し、支援メニューの多様化を図るとともに、支援先企業の掘り起こし等も含め、経済産業局、地方自治体等の関係機関

との連携を強化する。特に、農水分野の支援対象の拡充に向けて、農林水産省等との連携を一層強化する。また、支援終了後も自立的に知財を活用した事業成長を継続できる体制整備等に努める。

また、重点的な支援を受けた企業について、支援後のフォローアップ調査を実施し、事業成長上の効果や地方創生への貢献が認められた事例を把握し、広く公開する。

(3) 新たなイノベーション創出に向けた革新的・基盤的技術の権利化・戦略的活用支援

①大型研究開発プロジェクトに対する知財戦略策定と権利化等に関する支援

公的資金が投入された研究開発プロジェクトを推進する研究開発機関等に対し、その成果が事業化・産業化につながるよう、知的財産プロデューサーを派遣し、研究開発成果の出口・活用を見据えた知財の管理・権利化等を実現する知財戦略の策定等を支援する。

②地域の産学連携研究開発プロジェクトに対する知財戦略策定と権利化等に関する支援

事業化を目指す産学連携プロジェクトを推進する大学に対し、産学連携知的財産アドバイザーを派遣し、知財マネジメントの側面から産学連携プロジェクトに対し、特許情報やビジネスモデルツール等の活用による研究開発戦略・事業化戦略への助言等を通じて、事業化等を支援する。なお、本事業の成果をより広く普及させるため、第五期中期目標期間中に必要な見直しを行う。

【成果指標（アウトプット）】

- ・各窓口及び関係機関との連携件数について、中期目標期間中毎年度、9千件以上を達成する。
- ・重点的な支援を行った企業数について、中期目標期間終了時までには累計200社以上を達成する。

【効果指標（アウトカム）】

- ・知財総合支援窓口を始めとするI N P I T各窓口の相談件数について、中期目標期間中毎年度、13万5千件以上を達成する。【基幹目標】
- ・重点的な支援により事業成長上の効果が認められた企業数について、中期目標期間終了時までには、累計50社以上を達成する。【基幹目標】

[指標の設定水準に関する考え方]

- ・成果指標（アウトプット）の目標として掲げた、各窓口及び関係機関との連携件数については、I N P I Tのみならず関係機関の協力等も必要であるため、平成28年度から平成30年度の平均連携件数（8,936件）を基準として、9千件以上を達成することとする。また、重点的な支援を行った企業数については、政策上の重要性及び人員・予算を勘案して、第四期中期目標期間の支援実績155社に今後期待できる伸び率を考慮した努力目標を加味して当該実績値の130%程度を基準とし、200社以上を達成することとする。
- ・効果指標（アウトカム）の目標として掲げた、知財総合支援窓口を始めとするI N P I T各窓口の相談件数については、その大半を占める知財総合支援窓口において第四期中期目標期間に相談対応者の増員を図っており、第五期中期目標期間は第四期中期目標期間と同程度の人員体制で実施する

ことから、知財総合支援窓口の相談件数の平成30年度の実績等（134,348件）を勘案しつつ、中期目標期間中毎年度13万5千件以上を達成することとする。また、重点的な支援により事業成長上の効果が認められた企業数については、第四期中期目標は支援企業のうち20%以上（20社以上）を目標に設定したが、ノウハウ等の蓄積も勘案した努力目標を加味して、25%以上を基準とし、50社以上を達成することとする。なお、事業成長上の効果の判断については、国内売上額、海外売上額、海外事業への投資額、設備投資額の増加や、雇用拡大などを踏まえ、客観的に行う。

[指標に及ぼす環境因子に関する考え方]

- ・事業構想と密接にリンクする知財戦略の策定と実行の重要性を認識している中堅・中小・ベンチャー企業においても、経営環境の急速な悪化があると知財活動の資金が不足し活動が停滞することが多い。
- ・成果指標と効果指標は、経営環境の急速な悪化、例えば、為替の大変動、投資資金の国外流出、エネルギー等のコスト急上昇、大規模な自然災害等により影響を受けるため、緩やかな経営環境変化しか起こらないことを前提にしたものである。

【重要度：高】 政府の成長戦略実行計画における中堅・中小・ベンチャー企業の「稼ぐ力」の徹底強化、イノベーション・ベンチャーの創出等に、中堅・中小・ベンチャー企業等に対する知財の戦略的活用支援の強化と知財マネジメント体制の確立支援等を通じて貢献するため、国等の中堅・中小・ベンチャー企業支援組織と連携して成功事例を創出・拡大していくことは重要度が高い。

【困難度：高】 効果指標（アウトカム）の目標として掲げた、知財総合支援窓口を始めとするINPIT各窓口の相談件数については、産業財産権に係る相談だけでなく、技術の権利化・秘匿化といった知財戦略に係る相談や農水分野に係る相談など多様化しており、実際に支援に当たる窓口の相談担当者に対する対応能力の向上に向けた研修等を行うとともに、関係機関との連携の強化、さらには、重点的な支援の拡大やすそ野の拡大など支援内容を総合的に充実させていく活動にも取り組む必要があるため、達成の困難度は高い。また、重点的な支援によって事業成長上の効果が認められた企業数については、4年間という限られた期間内で成果を創出するには、支援の効果のタイムラグに加え、支援企業における事業構想の質、人材の水準、資金調達等の外的要因も影響を及ぼす。さらには、第5期においては、ベンチャー企業や農水分野等への支援対象の拡充を目指すことから成果創出の不確実性が伴うため、困難度が高い。

3. 知的財産関連人材の育成

「世界最速・最高品質」の審査の実現に向け、審査官等をはじめとする特許庁職員に対する研修や、先行技術調査等を実施する調査業務実施者を育成する研修を引き続き着実に実施するとともに、

民間企業等の知的財産関連人材向け研修に関しては、幅広いユーザーニーズに即したきめ細やかな研修カリキュラムの開発・提供とその活用促進を図る。

第四期中期目標期間では、特許庁職員に対する研修及び調査業務実施者の育成研修を着実に実施するとともに、民間企業等の知的財産関連人材の育成に関しては、企業の知財担当者や経営層向けの研修プログラムの見直し・拡充を行った。第五期中期目標期間では、引き続き、特許庁職員等に対する研修を着実にを行うとともに、企業の経営全般における知財戦略の重要性が高まっていることを踏まえ、民間企業等の知的財産関連人材の育成については、知財担当者のみならず、経営層や専門家などターゲットを明確化したよりきめ細かい研修プログラムを充実させ、その利活用促進を図る。

(1) 審査の迅速化と質の向上に資する研修等の着実な実施

①特許庁職員に対する研修

特許庁職員に対する研修については、特許庁と緊密に連携しつつ、その内容を「世界最速・最高品質」の審査の実現に真に必要なものに重点化を図りながら、英語による出願に対する対応力向上のための研修を含め、特許庁が定める「研修計画」に則って実施する。

また、全ての研修カリキュラムについて、内容の重複の有無、受講生の研修受講のタイミングの妥当性、研修効果等を精査・評価し、より効率的かつ効果的な研修となるよう見直しを行い、必要に応じ改善を進める。

②調査業務実施者の育成研修

「工業所有権に関する手続等の特例に関する法律」(平成2年法律第30号)に規定されている先行技術文献の調査を実施する調査業務実施者に求められる研修については、特許庁が定める「調査業務実施者育成研修実施方針」に則って実施する。

また、特許庁の審査官ニーズに応えられる文献調査能力を向上させるため、審査官による受講者の能力評価を適宜組み込むことにより受講生に自らの課題を認識させて、その後の受講における能力育成効果を上げることを重視しながら、研修カリキュラム等の改善を適宜行う。

(2) 民間企業等の知的財産関連人材の育成等業務の積極的な実施

①民間企業・行政機関等の人材に対する研修

民間企業・行政機関等の人材に対する研修については、経済のグローバル化を背景に、オープン&クローズ戦略等に対する我が国企業の関心の高まりに対応すべく、従来から実施してきた研修についても、新たなニーズに応えられるよう必要に応じて研修カリキュラムの改善等を行いつつ、適切に実施する。また、産業財産権初心者向けの制度説明会について、特許庁と連携しつつ実施する。

②ICTを活用した新たな知財人材育成教材の開発と利活用の推進

知財を学習しようとする者の学習機会の一層の拡大を図るべく、第四期中期目標期間においては、

自己研鑽型のeラーニング教材を提供するとともに、人材育成の政策的課題として掲げられたグローバル知財マネジメント人材の育成のための教材を開発し、ウェブサイトを通じて提供し、利用者増を図ってきた。第五期中期目標期間においては、より幅広いユーザーのニーズに応じるとともに、これまであまり知財に関心を持たなかった層に対しても効果的に普及させるべく、ICTを活用した知財人材育成教材の提供を強化する。具体的には、eラーニング教材については、幅広いユーザーニーズに即したきめ細やかなコンテンツを体系的・計画的に開発し、企業の知財担当者、研究開発者、弁護士、中小企業診断士等の対象者ごとに、それぞれに適したコンテンツを体系的に整理すること等により利用拡大を図る。さらに企業の経営者層を対象としたケーススタディ教材を令和3年度までに開発し、ウェブサイト等を活用して幅広く提供するとともに、INPITが実施する研修での利用に加え、民間企業等による活用を促し、普及の拡大を図る。

③若年層に対する知財学習支援

<パテントコンテスト・デザインパテントコンテストの開催>

学生・生徒などの若年層への知財マインドの醸成を目的として、知財学習に取り組む全国各地の学生・生徒の発明や意匠の創作を推奨し、優れた創作の顕彰と出願支援を行うパテントコンテスト・デザインパテントコンテストについて、第四期中期目標期間においては、共催団体と協力しながら実施するとともに、大学・学校等への個別の広報活動を行い、応募校の拡大を図った。第五期中期目標期間においては、引き続き同コンテストを共催団体と協力しながら実施するとともに、学生・生徒が知財に触れる機会の更なる拡大を図るべく、大学・学校等に対する広報活動を強化し、応募校の拡大を目指す。

<明日の産業人材の育成に向けた知財学習支援>

第四期中期目標期間においては、高校生や高等専門学校生などへの知財マインドの醸成を目的として、主に知財の創造に関する取組に対する知財学習支援を実施してきた。第五期中期目標期間においては、高校生や高等専門学校生などに対して、知財の創造のみならず、知財の保護・活用を含めた総合的な知財マインドの醸成を図るべく、更なる支援内容の見直しを図りつつ、実施する。

④海外の知財人材育成機関との連携・協力の推進

<日中韓の知財人材育成機関の協力事業の推進>

中国、韓国の知財人材育成機関と協力したセミナーの開催や、各国外人材育成機関が有する知財人材育成に関するノウハウの相互提供等の協力を引き続き実施する。

<ASEAN諸国の知財人材育成機関等との連携の推進>

我が国企業の多くが進出しているASEAN諸国の知財人材育成機関等との協力・連携を進め、我が国と相手国の双方にメリットがある人材育成に関する協力事業を企画・実施する。

【成果指標（アウトプット）】

- ・ICTを活用した知財人材育成用教材の開発数について、中期目標期間終了時までに、累計50件

以上を達成する。

- ・パテントコンテスト・デザインパテントコンテストの延べ応募校数について、中期目標期間終了時まで、累計550校以上を達成する。

【効果指標（アウトカム）】

- ・ICTを活用した知財人材育成用教材の延べ利用者数について、中期目標期間終了時まで、累計306,100者以上を達成する。【基幹目標】

[指標の設定水準に関する考え方]

- ・成果指標（アウトプット）の目標として掲げた、ICTを活用した知財人材育成用教材の開発数については、第四期中期目標期間の実績等（平成28年度から平成30年度実績：eラーニング教材28件、ケーススタディ教材15事例）を踏まえつつ、政策上の重要性も勘案し、eラーニング新規教材を毎年度9件以上、新たなケーススタディ教材を14事例以上作成することとし、累計50件以上を達成することとする。また、パテントコンテスト・デザインパテントコンテストの延べ応募校数については、直近実績（令和元年度）における122校に直近の伸び率を考慮した努力目標を加味して、毎年度5%増を想定し、次期中期目標期間累計550校以上を達成することとする。
- ・効果指標（アウトカム）の目標として掲げた、ICTを活用した知財人材育成用教材の延べ利用者数については、第四期中期目標期間の実績（平成28年度から平成30年度実績：eラーニング約4,000回（各年度平均視聴数）、ケーススタディ教材：約1万者）を踏まえつつ、幅広いユーザーニーズに即したきめ細かな教材の開発・提供や集合研修の事前学習としてのeラーニング教材の利用を促すことなどで、利用者層の拡大と利用者数の増加（eラーニング教材：273,100者、ケーススタディ教材：33,000者）を想定し、累計306,100者以上を達成することとする。

※数値目標を見直し、令和4年度及び令和5年度の目標値の引き上げを実施。

[指標に及ぼす環境因子に関する考え方]

- ・上記の民間企業等の人材育成に関する成果指標と効果指標の目標数値は、急速な経営環境の悪化、例えば、為替の大変動、投資資金の国外流出、エネルギー等のコスト急上昇、大規模な自然災害等により影響を受けるため、緩やかな経営環境変化しか起こらないことを前提にしたものである。

【困難度：高】効果指標（アウトカム）の目標として掲げた、ICTを活用した知財人材育成用教材の延べ利用者数については、知財の重要性及び利活用の有効性について、ユーザーに浸透しきっていない中で、個人または企業が知財について積極的に学ぶマインドは低く、まずは知財に関心を持ってもらうための周知活動を重点的に実施する必要がある。また、刻々と変化する社会情勢を踏まえ、不断にユーザーニーズの把握を行いつつ、従来に比べて付加価値の高いコンテンツの開発を行うことから、困難度が高い。

IV 業務運営の効率化に関する事項

国民に対して提供するサービスの質の向上を図りつつ、業務を効果的・効率的に実施するため、理事長によるリーダーシップ・トップマネジメントの下、以下の取組を行うものとする。

1. 業務の効果的な実施

(1) 目標管理と進捗管理を基本にすえたPDCAマネジメント

各業務の進捗状況を反映する活動モニタリング指標を活用しつつ、目標管理と進捗管理を踏まえた業務マネジメントを実施する。その上で、PDCAサイクルをより一層徹底し、業務の継続的な改善を図り、個々の事業の特性や政策課題に応じた効果的で質の高い業務運営に努める。

また、年度計画の策定に当たっては、必要に応じ既存事業を大胆に見直し、限られたリソースの中で最大限の成果を上げられるよう努める。

(2) 組織外の人材の知見とノウハウ等の効果的な活用

外部有識者等の人材がもつ知見とノウハウ等を活用することによって業務の効果的な実施が可能となることが予見される事業においては、外部有識者へのヒアリング等を活用し、業務の効果的な実施を図る。

(3) プロパー職員の採用と育成

今後のINPITの業務・組織体制等も見据え、プロパー職員の計画的な採用を行う。また、プロパー職員の業務ノウハウの円滑な継承やモチベーション向上のため、採用後のキャリアパスを明確化した人材育成方針等を策定し、計画的な人事配置や研修を行う。

2. 業務運営の合理化

「国の行政の業務改革に関する取組方針（行政のICT化・オープン化、業務改革の徹底に向けて）」（平成26年7月25日総務大臣決定；平成28年8月2日改定）に基づき、国の行政機関の取組に準じて、業務プロセスの再構築（BPR）やICT化を推進する。

具体的には、ユーザー向けサービスの向上や業務の一層の効率化に向けて、主要な業務について、業務遂行プロセスの可視化、業務プロセスに内在するリスク因子の抽出と分析、合理的なリスク対応マネジメント体制の検討等を行い、業務プロセスの不断の改善を進める。

また、近畿統括本部や都道府県ごとに設置・運用する知財総合支援窓口の業務の効果的かつ合理的なマネジメントに向けて、引き続き、ICTの利活用を図る。

3. 業務の適正化

(1) 一般管理費と業務経費の効率化

運営費交付金を充当して行う業務については、一般管理費及び業務経費の合計について、新規追加・拡充分を除き、第五期中期目標期間の最終年度までに初年度に対して、4%以上（毎年度、前年度比1.3%程度）の効率化を図る。

(2) 委託等によって実施する業務の適正化

委託等により実施する業務については、INPITが策定した「調達合理化計画」に基づく取組を着実に実施し、外部委員から構成される契約監視委員会による精査と指示に基づいて、一者応札・一者応募の解消を含め契約の適正化を推進するとともに、外部有識者の活用や調達結果の公表等透明性の確保を図る。

4. 給与水準の適正化

給与水準の適正化の取組を継続するため、人事院勧告等を踏まえた給与改定を行い、国家公務員と同程度の給与水準を維持するとともに、その検証結果、取組状況を公表する。

V 財務内容の改善に関する事項

1. 財務内容に関する信頼性と透明性の確保

「独立行政法人会計基準（平成12年2月16日独立行政法人会計基準研究会策定、平成30年9月3日改訂）」等に準拠し作成を行うとともに、財務内容に関する信頼性を確保するため、経理事務処理や財務諸表の作成作業において外部専門機関・人材の知見を積極的に活用する。また、財務諸表は毎年度、ホームページで公開する。

2. 効率化予算による運営

運営費交付金を充当して行う業務については「IV 業務運営の効率化に関する事項」で定めた事項を踏まえた中期計画の予算を作成して運営を行うとともに、各年度期末における運営費交付金債務に関し、その発生要因を厳格に分析し、減少に向けた努力を行う。また、独立行政法人会計基準の改訂（平成12年2月16日独立行政法人会計基準研究会策定、平成30年9月3日改訂）等により、運営費交付金の会計処理として、業務達成基準による収益化が原則とされたことを踏まえ、収益化単位の業務ごとに予算と実績を管理する。

3. 業務コストの削減

管理会計手法（業務コスト分析等）、業務プロセス分析や契約監視委員会の活用による競争的調達等による業務コストの削減等を推進する。

4. 自己収入の確保

受講料を徴収している民間等の人材を対象とする研修等については、研修の内容・効果等を勘案して適正な受講料を徴収すべく受講料の見直し等を含めた検討を行う。また、更なる自己収入の確保・拡大を図るための措置を検討する。

VI その他業務運営に関する重要事項

1. 内部統制の充実・強化

(1) 内部統制の基盤の充実

「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」について（平成26年11月28日付総管査第322号総務省行政管理局長通知）を踏まえ、I N P I Tの全ての役職員が、業務の有効性及び効率性、財務報告の信頼性、事業活動に関わる法令等の遵守、資産の保全等、内部統制の機能と役割を理解し、日常の業務に反映する取組を継続的に実施する。

(2) I N P I Tの業務特性に応じた情報セキュリティ関係の取組

I N P I Tが運用する全ての情報システムについて、その扱う情報の格付けに応じて必要なセキュリティ対策を実施する。

また、「サイバーセキュリティ戦略について」（平成30年7月27日閣議決定）を踏まえ、I N P I Tの全ての役職員に情報セキュリティ対策を徹底するとともに、「政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準」に基づく「情報・研修館セキュリティポリシー」及び「対策基準」「実施手順」を遵守して業務が適切に実施されているかについて、毎年度、内部監査を実施する。委託等により外部機関に実施させる業務についても、I N P I Tによる立ち入り監査やヒアリングを適宜実施する。

さらに、N I S C（内閣サイバーセキュリティセンター）等の関係機関と連携し、サイバー攻撃の未然の防止に努めるとともに、サイバー攻撃等のセキュリティインシデント等が発生した際の初期対応等についての職員の教育を徹底すること等により、情報セキュリティの強化を図る。

2. 関係機関との連携強化

中小企業等による知財の権利取得や戦略的な活用の支援の更なる強化に向けて、INPITのリソースを最大限活用するのみならず、既に協力関係にある中小企業支援機関等との一層の連携強化を図りつつ、標準化や農水分野の支援強化なども含め、高度化、複雑化する支援ニーズに対応するため、新たな関係機関等との協力関係の拡大等を図り、それぞれの専門機関の強みを十分に活用し、中小企業等の課題に対し最適な支援を提供する。さらに関係機関等において知財の利活用の効果についても認識を深めてもらい、関係機関等が、中小企業等に対して支援する際に知財の活用の気付きを与えてもらうことにより、新たなニーズの掘り起こしにも期待する。

また、地域におけるユーザーニーズにきめ細かく、迅速に対応するとともに、各都道府県の知財総合支援窓口の運営をはじめ、地域における効果的な業務運営のため、地方自治体や地域関係団体、各経済産業局との連携・協力を積極的に推進・拡大する。特に、知財総合支援窓口が地域において知財関連のネットワークの核になるよう、地域の様々な支援機関（よろず支援拠点等）とのネットワークを強化する。

さらに、高い専門性に基づく信頼性の高いサービスを安定的にかつ確実に提供していくため、業務遂行・管理における協力や人事交流等について、引き続き特許庁との密接な連携を図る。

3. 地方における活動の強化

平成29年7月に設置したINPITとして初めての地方拠点である近畿統括本部（INPIT-KANSAI）について、設置後の活動状況及び活動成果を分析・評価し、業務の効率化に十分留意しつつ、更なる展開の可能性について検討する。その際、地元自治体や経済団体等の協力・支援の可能性や地域における影響・効果を十分に検討する。

さらに、近畿統括本部で試行的に取り組んだ結果、成果が見られる事業については、INPIT全体の事業としての実施の可否についても検討する。

4. 広報活動の強化

INPITの知名度・認知度が十分とは言えない現状に鑑み、知財に関する総合的な支援機関としての知名度・認知度を高めるため、より効果的な広報のあり方について、INPITが運用する複数の情報提供サーバのアクセスログ・データの分析等も行いつつ、広報活動を強化する。

具体的には、これまでのINPITの支援の成功事例について、全国の知財総合支援窓口、各経済産業局、地方自治体、地域金融機関等を通じて一層積極的な広報を行うとともに、SNSなどの新たな媒体の更なる活用を進める。

また、中小企業等の経営層へのアプローチを強化し、INPITの認知度を高めることにより、利用者の拡充及び知財の重要性についての理解の向上を目指す。具体的には、中小企業等の経営層向けに知財を活用するポイントや関連するリスクをまとめ、商工会・商工会議所等を通じて活用を促す。

5. 人工知能（AI）の活用

第四期目標期間最終年度にサービスの提供を開始した人工知能（A I）を活用した商標相談チャットボットの利用状況を踏まえ、特許・意匠に係る相談サービスでの利用を含め、人工知能（A I）の更なる活用の拡大を検討する。また、I N P I Tの持つビックデータ（各種支援データ等）の分析における人工知能（A I）の活用についても検討を行う。

6. 大規模災害等発生時の対応

自然災害や突発的な事故等の非常事態に備え、関連規程やマニュアル等を毎年度点検し、必要な見直しを行うなど危機管理体制の強化を図る。

また、大規模災害発生時に特許庁の業務継続に向けて、必要に応じI N P I Tが補完的な役割を果たせるよう、特許庁と連携しつつ、業務継続計画（B C P）の策定・見直しを行う。

(以上)

政策体系における独立行政法人工業所有権情報・研修館

経済産業省 政策体系

経済産業省の政策体系においては、経済成長政策として、以下の施策の実施を求めている。

①経済成長
(知的財産施策)

②産業育成

③産業セキュリティ

④対外経済

⑤中小企業・地域経済

⑥エネルギー・環境

⑦生活安全

知的財産政策ビジョン

○価値デザイン社会の実現

知的財産推進計画2019

○ベンチャーを後押しする仕組み

○地方・中小の知財戦略強化支援

○知財創造保護基盤の強化

成長戦略実行計画

○付加価値の創出・獲得

工業所有権情報・研修館の第5期中期目標期間の方向性

○法人の目的

発明、実用新案、意匠及び商標に関する公報、審査及び審判に関する文献その他の工業所有権に関する情報の収集、整理及び提供を行うとともに、特許庁の職員その他の工業所有権に関する業務に従事する者に対する研修を行うこと等により、工業所有権の保護及び利用の促進を図る。

(独立行政法人工業所有権情報・研修館法第3条抜粋)

○法人の役割

■ 我が国の知的財産制度を支える「情報」と「人」という基盤の整備と、これらが活用される「環境」の整備・強化を目指し、特許庁と密接に連携しながらユーザーへのきめ細かなサービスを提供する我が国唯一の知的財産に関する総合支援機関。

■ 工業所有権の保護及び利用の促進を図ることを目的に、①産業財産権情報の提供、②知的財産の権利取得・戦略的活用の支援、③知的財産関連人材の育成の実施。

○産業財産権情報の提供

産業財産権情報の基盤システムであるJ-PlatPatのシステムの迅速かつ安定的な情報提供に向けた運用管理と普及活動を推進する。

○知的財産の権利取得・戦略的活用の支援

知財相談のユーザー層を維持しつつ、相談担当者への研修の充実等により、相談対応の質の向上に努めるとともに、知財総合支援窓口をはじめとしたINPITの各相談窓口の一体的な運用や関係機関との連携強化等により、従来以上に包括的・効果的な支援を行う。また、中堅・中小・ベンチャー企業の知財戦略構築を通じた事業拡大に向けた重点的な支援を強化し、中小企業等の知財活用による「稼ぐ力」を高めることとする。

○知的財産関連人材の育成

特許庁職員等に対する研修を着実にを行うとともに、企業の経営全般における知財戦略の重要性が高まっていることを踏まえ、民間企業等の知的財産関連人材の育成については、知財担当者のみならず、経営層や専門家などターゲットを明確化したよりきめ細かい研修プログラムを充実させ、その利活用促進を図る。

独立行政法人工業所有権情報・研修館 (INPIT) の使命等と目標との関係 (別添)

(使命)

工業所有権(産業財産権)に関する情報の収集、整理及び提供、工業所有権に関する業務に従事する者に対する研修を行うこと等により、**工業所有権の保護及び利用の促進を図ることを目的**とし、知的財産分野における政策課題・重点施策等に貢献し、我が国産業及び企業の発展に寄与していくため、**①産業財産権情報を提供する基盤インフラの整備と充実、②中堅・中小・ベンチャー企業等に対する知的財産の権利取得・戦略的活用支援、③世界最速・最高品質の審査の達成に貢献するための特許庁職員等に対する研修の充実及び中堅・中小・ベンチャー企業を中心とする知財関連人材育成の機能向上・強化等の推進**を基幹業務として実施。

(現状・課題)

- **全国に設置している知財総合支援窓口や知財分野に精通した専門人材等を活用し、これまで中堅・中小・ベンチャー企業における知財の権利化、権利の活用、知財戦略策定等に対する支援を着実に実施。**
- **知財の総合支援機関として、①産業財産権情報の提供、②知財の権利取得・活用、③知財関連人材の育成に係る一体的な支援を通じて蓄積してきたノウハウが強み。**
- **他方、中小企業等の知財の利活用の重要性に対する認識は未だ十分に浸透しているとはいえない状況であり、中小企業等の知財の重要性に関する認識を高めつつ、総合的な支援の充実に一層努めることが課題。**

(環境変化)

- **近年のデジタル革命によるオープンイノベーション化の進展に伴い、中小・ベンチャー企業が優れた技術を活かして飛躍するチャンスが拡大。**
- **中小企業等における知財の権利取得・活用を促進するため、諸外国の動向も踏まえ、イノベーションを支える基盤である知的財産制度の一層の充実が必要。**
- **また、企業が技術力を高めるのみならず、製品やサービスのブランドを構築して自社の「稼ぐ力」を高めることが重要。**
- **このため、ベンチャーを後押しする仕組み、地方・中小企業の知財戦略強化支援、知財創造保護基盤の強化や、企業による知財と標準化の一体的な検討を後押しする環境の整備等が求められている。**

(中期目標)

1. **イノベーションの基礎となる国内外の特許情報等の収集・整理、提供。特に、産業財産権情報の基盤システムであるJ-PlatPat等の迅速かつ安定的な情報提供を実施。**
 - ◆ **主な目標: J-PlatPatの検索回数について、中期目標期間中毎年度、1億6,600万回以上を達成。**
2. **優れた技術を持つ中堅・中小・ベンチャー企業や地域経済を支える中小企業等の事業拡大や収益向上に向けて、知財の権利取得から事業化までを見据えた戦略的な活用の支援を一層強化。**
 - ◆ **主な目標: ①知財総合支援窓口を始めとするINPIT各窓口の相談件数について、中期目標期間中毎年度、13万5千件以上を達成。**
 - ② **重点的な支援により事業成長上の効果が認められた企業数について、中期目標期間終了時まで、累計50社以上を達成。**
3. **「世界最速・最高品質」の審査の実現に向け、審査官等をはじめとする特許庁職員に対する研修や、先行技術調査等を実施する調査業務実施者を育成する研修を引き続き着実に実施するとともに、民間企業等の知的財産関連人材向け研修に関しては、幅広いユーザーニーズに即したきめ細やかな研修カリキュラムの開発・提供及び活用を促進。**
 - ◆ **主な目標: ICTを活用した知財人材育成用教材の延べ利用者数について、中期目標期間終了時まで、累計306,100者以上を達成。**

経 済 産 業 省

20220209 産第 6 号
令和 4 年 2 月 1 8 日

独立行政法人評価制度委員会
委員長 澤田 道隆 殿

経済産業大臣 萩生田 光一

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構が達成すべき業務運営に関する目標（中長期目標）の変更について

上記の件につき、別添のとおり中長期目標を変更したいので、独立行政法人通則法第 3 5 条の 4 第 3 項の規定に基づき諮問します。

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構 第4期中長期目標 新旧対照表(案)

(主務府省：経済産業省)

変 更 案	現 行
<p>I. 政策体系における法人の位置付け及び役割 (ミッション)</p> <p>1. 政策体系におけるNEDOの位置づけ (略)</p> <p>2. NEDOを取り巻く現下の経済社会情勢 現下の産業技術・イノベーション、エネルギー・環境を巡る状況を見ると、未来投資戦略2017(平成29年6月閣議決定)、エネルギー基本計画(平成26年4月閣議決定)、地球温暖化対策計画(平成28年5月閣議決定)、エネルギー・環境イノベーション戦略(平成28年4月総合科学技術・イノベーション会議)、科学技術イノベーション総合戦略2017(平成29年6月閣議決定)、経済産業省の産業構造審議会 産業技術環境分科会 研究開発・イノベーション小委員会の「中間とりまとめ」(平成28年5月)、産業構造審議会 産業技術環境分科会 基準認証小委員会の「今後の基準認証の在り方 答申」(平成29年10月)において以下のような課題が示されている。さらに、経済産業省産業構造審議会産業技術環境分科会研究開発・イノベーション小委員会の「中間とりまとめ」(令和元年6月)において革新的シーズの創出、スタートアップの育成、オープンイノベーション等を徹底的に推進する必要性が示されている。また、令和元年6月に閣議決定された「統合イノベーション戦略2019」において、将来を見据えて我が国の研究力の抜本的な強化を図る必要性、また、自由な発想に基づく独創的な研究の土壌を確保する重要性が示されている。加えて、令和2年1月に決定された「革新的環境イノベーション戦略」において、気候変動問題という世界の喫緊の課題に対応する必要性が示されている。</p> <p>さらに、令和2年12月に経済産業省が関係省庁と連携して策定した「2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略」(以下「グリーン成長戦略」という。)において、2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、「経済と環境の好循環」を作っていく産業政策が示されている。</p> <p><u>また、経済財政運営と改革の基本方針(令和3年6月閣議決定)及び統合イノベーション戦略2021(令和3年6月閣議決定)において、経済安全保障の取組を強化・推進する必要性が示されている。</u></p> <p>①～⑩ (略)</p> <p><u>⑪ 安全保障の裾野が経済・技術分野に急速に拡大するとともに、コロナ禍によりサプライチェーン上の脆弱性が国民の生命や生活を脅かすリスクが明らかになる中、国際連携の充実も図りつつ、経済安全保障の確保・強化のため、宇宙、量子、AI、スーパーコンピューター・半導体、原子力、先端材料、バイオ、海洋等の先端分野における重要技術について、関係省庁と大学、研究機関、企業等の密接な連携の下、実用化に向けた強力な支援を行う必要がある。【経済財政運営と改革の基本方針、統合イノベーション戦略2021】</u></p> <p>(別添) 政策体系図</p> <p>3. 第4期中長期目標期間におけるNEDOのミッション</p>	<p>I. 政策体系における法人の位置付け及び役割 (ミッション)</p> <p>1. 政策体系におけるNEDOの位置づけ (略)</p> <p>2. NEDOを取り巻く現下の経済社会情勢 現下の産業技術・イノベーション、エネルギー・環境を巡る状況を見ると、未来投資戦略2017(平成29年6月閣議決定)、エネルギー基本計画(平成26年4月閣議決定)、地球温暖化対策計画(平成28年5月閣議決定)、エネルギー・環境イノベーション戦略(平成28年4月総合科学技術・イノベーション会議)、科学技術イノベーション総合戦略2017(平成29年6月閣議決定)、経済産業省の産業構造審議会 産業技術環境分科会 研究開発・イノベーション小委員会の「中間とりまとめ」(平成28年5月)、産業構造審議会 産業技術環境分科会 基準認証小委員会の「今後の基準認証の在り方 答申」(平成29年10月)において以下のような課題が示されている。さらに、経済産業省産業構造審議会産業技術環境分科会研究開発・イノベーション小委員会の「中間とりまとめ」(令和元年6月)において革新的シーズの創出、スタートアップの育成、オープンイノベーション等を徹底的に推進する必要性が示されている。また、令和元年6月に閣議決定された「統合イノベーション戦略2019」において、将来を見据えて我が国の研究力の抜本的な強化を図る必要性、また、自由な発想に基づく独創的な研究の土壌を確保する重要性が示されている。加えて、令和2年1月に決定された「革新的環境イノベーション戦略」において、気候変動問題という世界の喫緊の課題に対応する必要性が示されている。</p> <p>さらに、令和2年12月に経済産業省が関係省庁と連携して策定した「2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略」(以下「グリーン成長戦略」という。)において、2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、「経済と環境の好循環」を作っていく産業政策が示されている。</p> <p style="text-align: right;">〔新設〕</p> <p>①～⑩ (略)</p> <p style="text-align: right;">〔新設〕</p> <p>(別添) 政策体系図</p> <p>3. 第4期中長期目標期間におけるNEDOのミッション</p>

変 更 案	現 行
<p>(略)</p> <p>Ⅱ. 中長期目標の期間</p> <p>(略)</p> <p>Ⅲ. 研究開発成果の最大化その他の業務の質の向上に関する事項</p> <p>第4期中長期目標期間においては、研究開発成果の最大化その他の業務の質の向上のため、以下のとおり、上記ミッションを実現するため、1. から6. の業務項目毎に取組を行うものとする。</p> <p>また、新たに追加される、高性能な半導体（以下「特定半導体」という。）の生産施設整備等の助成業務を含め、NEDOの業務活動が、①エネルギーシステム分野、②省エネルギー・環境分野、③産業技術分野、④新産業創出・シーズ発掘等分野、⑤特定公募型研究開発業務、⑥特定半導体の生産施設整備等の助成業務に分類されることから、当該分類を一定の業務等のまとまりと捉えて「評価単位」とする。</p> <p>評価に当たっては、別紙の評価軸等に基づき実施するものとする。なお、異分野の技術の融合がますます重要になってきていることを踏まえ、評価単位の設定による内部の縦割りを助長することのないよう十分留意するとともに、分野横断の視点で全体を俯瞰しつつ、異分野の技術の融合を図る技術開発マネジメントにも適切に取り組むものとする。</p> <p>1. 技術開発マネジメント等による研究成果の社会実装の推進</p> <p>(略)</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 技術戦略に基づいたチャレンジングな研究開発の推進</p> <p>(略)</p> <p>○数値目標 1. - 3</p> <p>【目標】「基幹目標」</p> <p>ナショナルプロジェクト実施前に行う先導研究において、外部審査委員会において非連続ナショナルプロジェクトにつながるものとして分類されるテーマを第4期中長期目標期間全体で該当する評価単位のそれぞれにおいて、いずれも全体の40%以上とする目標を新たに設ける。</p>	<p>(略)</p> <p>Ⅱ. 中長期目標の期間</p> <p>(略)</p> <p>Ⅲ. 研究開発成果の最大化その他の業務の質の向上に関する事項</p> <p>第4期中長期目標期間においては、研究開発成果の最大化その他の業務の質の向上のため、以下のとおり、上記ミッションを実現するため、1. から5. の業務項目毎に取組を行うものとする。</p> <p>また、平成30年2月の本中長期目標策定当時は、NEDOの業務活動単位が、交付金事業を中心に概ね①エネルギーシステム分野、②省エネルギー・環境分野、③産業技術分野、④新産業創出・シーズ発掘等分野に分類され、当該分類を一定の業務等のまとまりと捉えて「評価単位」としてきたが、第4期中長期目標期間開始以降、毎年度、特定公募型研究開発事業（基金）の業務を追加してきたことから、NEDOの業務におけるポートフォリオは大きく変化している。そのため、上記の4分類から特定公募型研究開発業務を切り離し、評価単位を①エネルギーシステム分野、②省エネルギー・環境分野、③産業技術分野、④新産業創出・シーズ発掘等分野、⑤特定公募型研究開発業務の5分類とする。</p> <p>評価に当たっては、別紙のとおり、評価単位ごとに1. から5. の評価項目について評価軸等に基づき実施するものとする。なお、異分野の技術の融合がますます重要になってきていることを踏まえ、評価単位の設定による内部の縦割りを助長することのないよう十分留意するとともに、分野横断の視点で全体を俯瞰しつつ、異分野の技術の融合を図る技術開発マネジメントにも適切に取り組むものとする。</p> <p>1. 技術開発マネジメント等による研究成果の社会実装の推進</p> <p>(略)</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 技術戦略に基づいたチャレンジングな研究開発の推進</p> <p>(略)</p> <p>○数値目標 1. - 3</p> <p>【目標】「基幹目標」</p> <p>ナショナルプロジェクト実施前に行う先導研究において、外部審査委員会において非連続ナショナルプロジェクトにつながるものとして分類されるテーマを第4期中長期目標期間全体で該当する評価単位のそれぞれにおいて、いずれも全体の40%以上とする目標を新たに設ける。</p>

変 更 案	現 行
<p><u>※数値目標を見直し、令和4年度は65%以上とすることを目標とする。</u></p> <p>(略)</p> <p>(4)・(5) (略)</p> <p>2. 世界に通用するオープンイノベーションの促進と研究開発型ベンチャー企業の育成</p> <p>(略)</p> <p>○数値目標2. - 2</p> <p>【目標】「基幹目標」</p> <p>NEDOが技術と資金の結節点となり、研究開発型ベンチャー支援のハブとしての役割を果たすことを測る指標として、民間ベンチャーキャピタル等からの資金呼び込み額を指標とする目標を新たに設ける。</p> <p>具体的には、NEDOの支援をきっかけとして、研究開発型ベンチャーが民間ベンチャーキャピタル等から得た外部資金を指標とし、民間ベンチャーキャピタル等から得た外部資金をNEDO支援額で除して得られる倍率について、該当する評価単位のそれぞれにおいて、いずれも第3期中長期目標における実績見込み(2.25倍)から5割引き上げ3.46倍以上とすることを第4期中長期目標期間の目標とする。</p> <p><u>※数値目標を見直し、令和4年度は7.08倍以上とすることを目標とする。</u></p> <p>(略)</p> <p>3. 技術に対するインテリジェンス向上による技術開発マネジメントの強化</p> <p>(略)</p> <p>○数値目標3. - 1</p> <p>(略)</p> <p>○数値目標3. - 2</p> <p>【目標】</p> <p>NEDO事業(戦略的イノベーション創造プログラム(SIP)事業等内閣府が戦略を策定し推進するものを除く。)に参加する40才以下の若手研究員及び女性研究員を、年間1,400人以上とすることとする。なお、評価単位毎の目標は中長期計画において明示するものとする。</p> <p><u>※数値目標を見直し、令和4年度は6,200人以上とすることを目標とする。</u></p>	<p>[新設]</p> <p>(略)</p> <p>(4)・(5) (略)</p> <p>2. 世界に通用するオープンイノベーションの促進と研究開発型ベンチャー企業の育成</p> <p>(略)</p> <p>○数値目標2. - 2</p> <p>【目標】「基幹目標」</p> <p>NEDOが技術と資金の結節点となり、研究開発型ベンチャー支援のハブとしての役割を果たすことを測る指標として、民間ベンチャーキャピタル等からの資金呼び込み額を指標とする目標を新たに設ける。</p> <p>具体的には、NEDOの支援をきっかけとして、研究開発型ベンチャーが民間ベンチャーキャピタル等から得た外部資金を指標とし、民間ベンチャーキャピタル等から得た外部資金をNEDO支援額で除して得られる倍率について、該当する評価単位のそれぞれにおいて、いずれも第3期中長期目標における実績見込み(2.25倍)から5割引き上げ3.46倍以上とすることを第4期中長期目標期間の目標とする。</p> <p>[新設]</p> <p>(略)</p> <p>3. 技術に対するインテリジェンス向上による技術開発マネジメントの強化</p> <p>(略)</p> <p>○数値目標3. - 1</p> <p>(略)</p> <p>○数値目標3. - 2</p> <p>【目標】</p> <p>NEDO事業(戦略的イノベーション創造プログラム(SIP)事業等内閣府が戦略を策定し推進するものを除く。)に参加する40才以下の若手研究員及び女性研究員を、年間1,400人以上とすることとする。なお、評価単位毎の目標は中長期計画において明示するものとする。</p> <p>[新設]</p>

変 更 案	現 行
<p>4. 技術分野ごとの目標</p> <p>(略)</p> <p>5. 特定公募型研究開発業務の実施</p> <p>科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成 20 年法律第 63 号）第 27 条の 2 第 1 項に規定する特定公募型研究開発業務（特に先進的で緊要な革新的技術の創出のための研究開発等であって事業の実施が複数年度にわたり、その事業の実施者を公募により選定するもの。以下同じ。）を実施する。</p> <p>①～③ (略)</p> <p>④経済安全保障重要技術育成プログラム事業</p> <p><u>経済財政運営と改革の基本方針及び統合イノベーション戦略 2021 を踏まえ、経済安全保障の観点から、先端的な重要技術に関するニーズを踏まえたシーズを中長期的に育成するプログラムを推進する。このため、NEDOは、令和 3 年度において、国から交付される補助金により基金を設け、プロジェクトを推進する体制の整備を着実に進める。令和 4 年度以降は、国の研究開発ビジョンを実現する研究開発プロジェクトを実施し、技術面での事業推進支援、プロジェクトに付随する調査・分析等、プロジェクトマネジメントの実施等を担うものとする。研究開発の推進においては、その途中段階において、目標の達成見通しを適宜確認し、必要に応じて経済産業省等に報告する。</u></p> <p><u>なお、運営方針等を踏まえ、令和 4 年度において、評価軸、評価指標、モニタリング指標を改めて定める。</u></p> <p>○目標 5. —4</p> <p>【目標】</p> <p><u>NEDOは、基金の設置及び関係規程の整備を進める。</u></p> <p>6. 特定半導体の生産施設整備等の助成業務の実施</p> <p><u>成長戦略実行計画（令和 3 年 6 月 18 日閣議決定）において、デジタル社会を支える高性能な半導体の生産拠点について国内立地を促進し確実な供給体制を構築することが必要であることが示されたことを踏まえ、特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律（令和 2 年法律第 37 号、以下「5G 促進法」という。）に基づいて、特定半導体の生産施設の整備・生産を支援する計画認定制度が創設された。NEDOは、経済産業省と緊密に連携し、5G 促進法第 29 条の規定に基づき、基金を造成して同法の認定を受けた事業者（以下「認定事業者」という。）に対して助成金の交付を行い、また、認定事業者に対して貸付けを行う金融機関への利子補給金の支給の業務を行う。</u></p>	<p>4. 技術分野ごとの目標</p> <p>(略)</p> <p>5. 特定公募型研究開発業務の実施</p> <p>科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成 20 年法律第 63 号）第 27 条の 2 第 1 項に規定する特定公募型研究開発業務（特に先進的で緊要な革新的技術の創出のための研究開発等であって事業の実施が複数年度にわたり、その事業の実施者を公募により選定するもの。以下同じ。）を実施する。</p> <p>①～③ (略)</p> <p>[新設]</p> <p>[新設]</p>

変 更 案	現 行
<p><u>○目標6</u></p> <p><u>【目標】</u></p> <p><u>NEDOは、認定事業者が円滑に特定半導体の生産施設の整備・生産を進めることができるよう迅速かつ正確に助成業務の執行を行うことが期待される。このため、NEDOが実施する助成業務について外部有識者による外部評価を行い、適切に実施しているという評価（2段階評点で上位の区分の評価）となることを目標とする。</u></p> <p>IV. 業務運営の効率化に関する事項</p> <p>1. 柔軟で効率的な業務推進体制</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 機動的・効率的な組織・人員体制 関連する政策や技術動向の変化、業務の進捗状況に応じ機動性・効率性が確保できるような柔軟な組織・人員体制を整備するものとする。その際、人員及び財源の有効利用により組織の肥大化の防止及び支出の増加の抑制を図るため、事務及び事業の見直しを積極的に実施するとともに、人員及び資金の有効活用の目標を設定し、その達成に努めるものとする。<u>新たな業務を追加する場合は、その業務の規模や特性に応じて必要な組織・人員体制等の整備に努めるものとする。</u> 特に、PM等、高度の専門性が必要とされる役職については、産学官からの優れた人材の登用を行うこととする。また、外部人材の登用等に当たっては、利益相反に留意し、更なる透明性の確保に努めるものとする。 また、NEDO職員の大学を始めとする研究機関や民間企業への派遣も含め、人材の流動化を促進するとともに、NEDOのマネジメント人材の育成に努め、NEDOのマネジメント能力の底上げを図るものとする。 さらに、常に時代の要請に対応した組織に再編を行い、本部、国内支部、海外事務所についても、戦略的・機動的に見直しを行うものとする。</p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>2. 公正な業務執行とアカウンタビリティの向上</p> <p>(略)</p> <p>V. 財務内容の改善に関する事項</p> <p>(略)</p> <p>VI. その他業務運営に関する重要事項</p> <p>(略)</p>	<p>IV. 業務運営の効率化に関する事項</p> <p>1. 柔軟で効率的な業務推進体制</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 機動的・効率的な組織・人員体制 関連する政策や技術動向の変化、業務の進捗状況に応じ機動性・効率性が確保できるような柔軟な組織・人員体制を整備するものとする。その際、人員及び財源の有効利用により組織の肥大化の防止及び支出の増加の抑制を図るため、事務及び事業の見直しを積極的に実施するとともに、人員及び資金の有効活用の目標を設定し、その達成に努めるものとする。 特に、PM等、高度の専門性が必要とされる役職については、産学官からの優れた人材の登用を行うこととする。また、外部人材の登用等に当たっては、利益相反に留意し、更なる透明性の確保に努めるものとする。 また、NEDO職員の大学を始めとする研究機関や民間企業への派遣も含め、人材の流動化を促進するとともに、NEDOのマネジメント人材の育成に努め、NEDOのマネジメント能力の底上げを図るものとする。 さらに、常に時代の要請に対応した組織に再編を行い、本部、国内支部、海外事務所についても、戦略的・機動的に見直しを行うものとする。</p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>2. 公正な業務執行とアカウンタビリティの向上</p> <p>(略)</p> <p>V. 財務内容の改善に関する事項</p> <p>(略)</p> <p>VI. その他業務運営に関する重要事項</p> <p>(略)</p>

変 更 案				現 行			
(別紙) 評価軸				(別紙) 評価軸			
別添 政策体系図				別添 政策体系図			
以 上				以 上			
(別紙) 国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構における評価軸				(別紙) 国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構における評価軸			
評価単位	評価項目	評価軸	関連する評価指標、モニタリング指標	評価単位	評価項目	評価軸	関連する評価指標、モニタリング指標
【エネルギーシステム分野】	1. (略)	(略)	(略)	【エネルギーシステム分野】	1. (略)	(略)	(略)
	2. (略)	(略)	(略)		2. (略)	(略)	(略)
	3. (略)	(略)	(略)		3. (略)	(略)	(略)
	4. (略)	(略)	(略)		4. (略)	(略)	(略)
【省エネルギー・環境分野】	1. (略)	(略)	(略)	【省エネルギー・環境分野】	1. (略)	(略)	(略)
	2. (略)	(略)	(略)		2. (略)	(略)	(略)
	3. (略)	(略)	(略)		3. (略)	(略)	(略)
	4. (略)	(略)	(略)		4. (略)	(略)	(略)
【産業技術分野】	1. (略)	(略)	(略)	【産業技術分野】	1. (略)	(略)	(略)
	2. (略)	(略)	(略)		2. (略)	(略)	(略)
	3. (略)	(略)	(略)		3. (略)	(略)	(略)
	4. (略)	(略)	(略)		4. (略)	(略)	(略)
【新産業創出・シーズ発掘等分野】	1. (略)	(略)	(略)	【新産業創出・シーズ発掘等分野】	1. (略)	(略)	(略)
	2. (略)	(略)	(略)		2. (略)	(略)	(略)
	3. (略)	(略)	(略)		3. (略)	(略)	(略)
	4. (略)	(略)	(略)		4. (略)	(略)	(略)
【特定公募型研究開発業務】	1. (略)	(略)	(略)	【特定公募型研究開発業務】	1. (略)	(略)	(略)
	2. (略)	(略)	(略)		2. (略)	(略)	(略)
	3. (略)	(略)	(略)		3. (略)	(略)	(略)
	4. 経済安全保障重要技術育成プログラム事業	○国から交付される補助金による基金を設置し、研究開発を推進する体制の整備	・基金の設置及び研究開発を推進する体制の整備の進捗(評価指標)		[新設]		

変 更 案				現 行			
		<u>が進捗したか。</u>	<u>・関係規程の整備状況 (モニタリング指標)</u>				
<u>【特定半導体の生産 施設整備等の助成業 務】</u>		<u>ONEDOが特定半 導体の生産施設整備 等の助成業務を適切 に行っているか。</u>	<u>・外部有識者による外 部評価の評点(評価指 標)</u> <u>・認定事業者の交付申 請から交付決定までの 期間や支払い請求から 支払いまでの期間(事 業執行の迅速性)、助成 金・利子補給金の交付 状況(事業執行の正確 性)(モニタリング指 標)</u>	[新設]			
(注) 上記に加え、必要な詳細事項については中長期計画において定めるものとする。				(注) 上記に加え、必要な詳細事項については中長期計画において定めるものとする。			

経済産業省

官 印 省 略
20220208 通第 2 号
令和 4 年 2 月 15 日

独立行政法人評価制度委員会
委員長 澤田 道隆 殿

経済産業大臣 萩生田 光一

独立行政法人日本貿易振興機構第五期中期目標の変更につ
いて

上記について、別紙により独立行政法人評価制度委員会の意見を求め
る。

独立行政法人日本貿易振興機構 第五期中期目標 新旧対照表 ※変更箇所のみ抜粋

(主務府省：経済産業省)

変更案	現行	備考
<p>(目次) (略)</p> <p>1. 政策体系における法人の位置付け及び役割 (ミッション) (略)</p> <p>2. 中期目標の期間 (略)</p> <p>3. 国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項 (略)</p> <p>(1) 対日直接投資やスタートアップの海外展開等を通じたイノベーション創出支援 (略)</p> <p>(2) 農林水産物・食品の輸出促進 (略)</p> <p>(3) 中堅・中小企業など我が国企業の海外展開支援</p> <p>(中略)</p> <p>【指標】</p> <p>ア. 輸出・投資等の海外展開成功件数 (見込む) を毎年6%以上増加させる。初年度である2019年度を12,255件 (11,658件 (10,998件</p>	<p>(目次) (略)</p> <p>1. 政策体系における法人の位置付け及び役割 (ミッション) (略)</p> <p>2. 中期目標の期間 (略)</p> <p>3. 国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項 (略)</p> <p>(1) 対日直接投資やスタートアップの海外展開等を通じたイノベーション創出支援 (略)</p> <p>(2) 農林水産物・食品の輸出促進 (略)</p> <p>(3) 中堅・中小企業など我が国企業の海外展開支援</p> <p>(中略)</p> <p>【指標】</p> <p>ア. 輸出・投資等の海外展開成功件数 (見込む) を毎年6%以上増加させる。初年度である2019年度を12,255件 (11,658件 (10,998件</p>	

×1.06) + 補正見込件数597件 (563件 × 1.06)) とする。2020年度は13,239件 (12,357件 + 補正見込件数882件 (832件 × 1.06)) とする。2021年度は13,956件 (13,099件 + 補正見込件数857件 (808件 × 1.06)) とする。2022年度は14,137件 (13,885件 + 補正見込件数252件 (237件 × 1.06)) とする。【基幹目標】

イ. ~ケ. (略)

(4) 我が国企業活動や通商政策等への貢献

(中略)

【指標】

ア. 経済産業省の通商政策等の立案担当者に対する役立ち度アンケート調査を実施し、4段階評価で上位2つの評価を得る割合について、8割以上を達成する。【基幹目標】

イ. 調査関連ウェブサイトの閲覧件数について、2019~2021年度は年平均250万件以上、2022年度は年平均810万件以上を達成する。
(2015~2017年度実績：年平均246万件)

ウ. ~カ. (略)

×1.06) + 補正見込件数597件 (563件 × 1.06)) とする。2020年度は13,239件 (12,357件 + 補正見込件数882件 (832件 × 1.06)) とする。2021年度は13,956件 (13,099件 + 補正見込件数857件 (808件 × 1.06)) とする。(2022年度：13,885件)
【基幹目標】

イ. ~ケ. (略)

(4) 我が国企業活動や通商政策等への貢献

(中略)

【指標】

ア. 経済産業省の通商政策等の立案担当者に対する役立ち度アンケート調査を実施し、4段階評価で上位2つの評価を得る割合について、8割以上を達成する。【基幹目標】

イ. 調査関連ウェブサイトの閲覧件数について、年平均250万件以上を達成する。
(2015~2017年度実績：年平均246万件)

ウ. ~カ. (略)

「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策（令和3年11月19日閣議決定）」及び同経済対策を受けて措置された令和3年度1次補正予算を踏まえた指標の変更。

過去2年度実績を踏まえた指標の変更。

<留意事項・目標水準の考え方>

- 政策立案における高い貢献度を実現するため、立案担当者に対する役立ち度アンケート調査を新たに実施。その上で、アンケート調査において役に立つという回答の割合は、従来のサービス利用者向けアンケート調査における目標と同様、8割以上にする。調査関連ウェブサイトの閲覧件数については、前中期目標期間の平均実績を上回る目標値を設定する。

※目標水準を見直し、令和4年度目標値の引き上げを実施。

(以下略)

<留意事項・目標水準の考え方>

- 政策立案における高い貢献度を実現するため、立案担当者に対する役立ち度アンケート調査を新たに実施。その上で、アンケート調査において役に立つという回答の割合は、従来のサービス利用者向けアンケート調査における目標と同様、8割以上にする。調査関連ウェブサイトの閲覧件数については、前中期目標期間の平均実績を上回る目標値を設定する。

(以下略)

経済産業省

官 印 省 略
20220209情第2号
令和4年2月15日

独立行政法人評価制度委員会
委員長 澤田 道隆 殿

経済産業大臣 萩生田 光一

独立行政法人情報処理推進機構の第四期中期目標の変更について（諮問）

上記の件について、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第29条第3項の規定に基づき、別紙につき独立行政法人評価制度委員会の意見を求めます。

独立行政法人情報処理推進機構 第4期中期目標 新旧対照表(案)

(主務府省：経済産業省)

第4期中期目標(変更案)	第4期中期目標(現行)
<p data-bbox="181 347 1048 379">Ⅲ. 国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項</p> <p data-bbox="181 395 584 427">1. 情報セキュリティ対策の強化</p> <p data-bbox="181 443 904 475">(1) サイバー攻撃等に関する情報収集、分析、提供、共有</p> <p data-bbox="181 491 1099 523"><指標1：重要インフラ関連企業におけるセキュリティ対策の強化(上記1.</p> <p data-bbox="181 539 517 571">(1) 関連) > 【基幹目標】</p> <p data-bbox="181 587 1099 707">第四期中期目標期間において、IPAが提供・共有する情報や支援等を通じて、情報セキュリティ対策強化に向けた新規・追加の取組を実施した重要インフラ関連企業数を596社以上とする。</p> <p data-bbox="181 722 427 754">[指標水準の考え方]</p> <p data-bbox="181 770 1099 1305">重要インフラ関連分野においては、企業単独での実施にとどまらず、業界としての連携によるセキュリティ対策(業界間の情報共有体制への参加、業界ごとのガイドラインに沿った対策の実施等)が重要である。このため、J-C S I Pに参加する分野、組織(平成29年12月現在、11分野、227組織)の拡大を図るとともに、既存のJ-C S I P参加組織やそれ以外の重要インフラ関連企業も含め、IPAが提供するガイドライン(制御システムのセキュリティリスク分析ガイド等)の適用等の更なる取組を促していくことにより目標値の達成を目指すこととする。なお、新規・追加の取組を500社以上と設定した考え方は、NISCが創設したセプターカウンシル(※)の重要インフラ13分野のうち、「政府・行政サービス」及び「金融」分野を除く構成員数709組織と上記のJ-C S I P参加組織数227組織の差分を目安としたもの。</p> <p data-bbox="181 1321 1099 1393">※各重要インフラ分野で整備されたセプター(重要インフラ事業者等の情報共有・分析機能及び当該機能を担う組織)で構成される協議会。</p>	<p data-bbox="1140 347 2007 379">Ⅲ. 国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項</p> <p data-bbox="1140 395 1543 427">1. 情報セキュリティ対策の強化</p> <p data-bbox="1140 443 1863 475">(1) サイバー攻撃等に関する情報収集、分析、提供、共有</p> <p data-bbox="1140 491 2051 523"><指標1：重要インフラ関連企業におけるセキュリティ対策の強化(上記1.</p> <p data-bbox="1140 539 1476 571">(1) 関連) > 【基幹目標】</p> <p data-bbox="1140 587 2058 707">第四期中期目標期間において、IPAが提供・共有する情報や支援等を通じて、情報セキュリティ対策強化に向けた新規・追加の取組を実施した重要インフラ関連企業数を500社以上とする。</p> <p data-bbox="1140 722 1386 754">[指標水準の考え方]</p> <p data-bbox="1140 770 2058 1305">重要インフラ関連分野においては、企業単独での実施にとどまらず、業界としての連携によるセキュリティ対策(業界間の情報共有体制への参加、業界ごとのガイドラインに沿った対策の実施等)が重要である。このため、J-C S I Pに参加する分野、組織(平成29年12月現在、11分野、227組織)の拡大を図るとともに、既存のJ-C S I P参加組織やそれ以外の重要インフラ関連企業も含め、IPAが提供するガイドライン(制御システムのセキュリティリスク分析ガイド等)の適用等の更なる取組を促していくことにより目標値の達成を目指すこととする。なお、新規・追加の取組を500社以上と設定した考え方は、NISCが創設したセプターカウンシル(※)の重要インフラ13分野のうち、「政府・行政サービス」及び「金融」分野を除く構成員数709組織と上記のJ-C S I P参加組織数227組織の差分を目安としたもの。</p> <p data-bbox="1140 1321 2058 1393">※各重要インフラ分野で整備されたセプター(重要インフラ事業者等の情報共有・分析機能及び当該機能を担う組織)で構成される協議会。</p>

第4期中期目標（変更案）	第4期中期目標（現行）
<p>※数値目標を見直し、令和4年度目標値の引き上げを実施。</p> <p>[重要度高・優先度高・難易度高]</p> <p>サイバー攻撃が高度化・巧妙化・大規模化し、社会インフラに甚大なダメージを与えるサイバー攻撃の脅威も増大している中、ラグビーワールドカップ2019日本大会及び2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会などの大規模なイベントの開催、また、その後の経済・社会活動の安定確保を図るため、重要インフラ分野における情報セキュリティ対策の促進は、我が国における喫緊の重要課題であり、優先すべきものである。さらに、本指標は、情報セキュリティの専門的知見を活かしたIPAの活動の成果として、実際に重要インフラ関連企業等が取り組んだ結果（アウトカム）を測るものであり、その水準についても目標設定の目安としたJ-C S I Pの参加組織数を大幅に上回る、チャレンジングな目標である。</p> <p><指標4：国民に対するサポート体制構築（上記1.（4）関連）></p> <p>我が国全体としての一般国民へのサポート体制を強化するべく、一般国民が情報セキュリティに関する相談先、情報収集先をどの程度認識しているかを把握し、その状況に応じて、IPAが運営する安心相談窓口等との連携組織を毎年度拡大する。</p> <p>[指標水準の考え方]</p> <p>他団体等との連携を推進することにより、国民一般に対するセキュリティに係る支援体制の充実を目指す。（平成30年1月末時点において国民生活センター、東京都消費生活総合センター及び警視庁サイバー犯罪相談窓口等の6機関と連携している。）</p>	<p>[新設]</p> <p>[重要度高・優先度高・難易度高]</p> <p>サイバー攻撃が高度化・巧妙化・大規模化し、社会インフラに甚大なダメージを与えるサイバー攻撃の脅威も増大している中、ラグビーワールドカップ2019日本大会及び2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会などの大規模なイベントの開催、また、その後の経済・社会活動の安定確保を図るため、重要インフラ分野における情報セキュリティ対策の促進は、我が国における喫緊の重要課題であり、優先すべきものである。さらに、本指標は、情報セキュリティの専門的知見を活かしたIPAの活動の成果として、実際に重要インフラ関連企業等が取り組んだ結果（アウトカム）を測るものであり、その水準についても目標設定の目安としたJ-C S I Pの参加組織数を大幅に上回る、チャレンジングな目標である。</p> <p><指標4：国民に対するサポート体制構築（上記1.（4）関連）></p> <p>我が国全体としての一般国民へのサポート体制を強化するべく、一般国民が情報セキュリティに関する相談先、情報収集先をどの程度認識しているかを把握し、その状況に応じて、IPAが運営する安心相談窓口等との連携組織を毎年度拡大する。</p> <p>[指標水準の考え方]</p> <p>他団体等との連携を推進することにより、国民一般に対するセキュリティに係る支援体制の充実を目指す。（平成30年1月末時点において国民生活センター、東京都消費生活総合センター及び警視庁サイバー犯罪相談窓口等の6機関と連携している。）</p>

第4期中期目標（変更案）	第4期中期目標（現行）
<p>＜指標5：社会インフラ・産業基盤のサイバーセキュリティに係る人材育成プログラムの提供（上記1.（2）関連）＞</p> <p>第四期中期目標期間中に、産業サイバーセキュリティセンターが提供する人材育成プログラムについて、延べ551名の受講者を目指す。</p> <p>[指標水準の考え方]</p> <p>平成29年7月に開講した中核人材育成プログラム（長期）の第1期受講者が76名であるが、当該プログラム受講の働きかけ、プログラムの見直しや開発等により、第四期中期目標期間中に平均して30%程度増加した水準（100名/年）を目標とする。</p> <p>※数値目標を見直し、令和4年度目標値の引き上げを実施。</p> <p>＜指標6：社会インフラ・産業基盤のサイバーセキュリティリスクに対する取組促進（上記1.（2）関連）＞【基幹目標】</p> <p>第四期中期目標期間中に、産業サイバーセキュリティセンターの人材育成プログラムの受講者が、企業や産業における演習実施、ポリシー策定、組織変更その他及びこれらに関する企画・提案等の取組を延べ871件程度行い、当センターの事業効果が、当該受講者の得た知見を通じて、更に当該企業の関係者及び組織全体や社会全体に均てんしていくことを目指す。</p> <p>[指標水準の考え方]</p> <p>産業サイバーセキュリティセンターの人材育成プログラムの受講者が、セキュリティ強化のために具体的な取組を行うことを目標として設定。</p> <p>※数値目標を見直し、令和4年度目標値の引き上げを実施。</p> <p>[重要度高・優先度高・難易度高]</p>	<p>＜指標5：社会インフラ・産業基盤のサイバーセキュリティに係る人材育成プログラムの提供（上記1.（2）関連）＞</p> <p>第四期中期目標期間中に、産業サイバーセキュリティセンターが提供する人材育成プログラムについて、延べ500名の受講者を目指す。</p> <p>[指標水準の考え方]</p> <p>平成29年7月に開講した中核人材育成プログラム（長期）の第1期受講者が76名であるが、当該プログラム受講の働きかけ、プログラムの見直しや開発等により、第四期中期目標期間中に平均して30%程度増加した水準（100名/年）を目標とする。</p> <p style="text-align: right;">【新設】</p> <p>＜指標6：社会インフラ・産業基盤のサイバーセキュリティリスクに対する取組促進（上記1.（2）関連）＞【基幹目標】</p> <p>第四期中期目標期間中に、産業サイバーセキュリティセンターの人材育成プログラムの受講者が、企業や産業における演習実施、ポリシー策定、組織変更その他及びこれらに関する企画・提案等の取組を延べ500件程度行い、当センターの事業効果が、当該受講者の得た知見を通じて、更に当該企業の関係者及び組織全体や社会全体に均てんしていくことを目指す。</p> <p>[指標水準の考え方]</p> <p>産業サイバーセキュリティセンターの人材育成プログラムの受講者が、セキュリティ強化のために具体的な取組を行うことを目標として設定。</p> <p style="text-align: right;">【新設】</p> <p>[重要度高・優先度高・難易度高]</p>

第4期中期目標（変更案）	第4期中期目標（現行）
<p>サイバー攻撃が高度化・巧妙化・大規模化し、社会インフラに甚大なダメージを与えるサイバー攻撃の脅威も増大している中、ラグビーワールドカップ2019日本大会及び2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会などの大規模なイベント開催、また、その後の経済・社会活動の安定確保を図るため、社会インフラ・産業基盤関連分野における情報セキュリティ対策の促進は、我が国における喫緊の重要課題であり、優先すべきものである。さらに、本指標は、IPAが提供する人材育成プログラムの成果として、受講者がプログラム受講後に実際に取り組んだ演習実施、ポリシー策定等の成果（アウトカム）について、第四期中期目標期間における人材育成プログラムの受講者の目標値と同数の確保を目指すチャレンジングな水準の目標である。</p>	<p>サイバー攻撃が高度化・巧妙化・大規模化し、社会インフラに甚大なダメージを与えるサイバー攻撃の脅威も増大している中、ラグビーワールドカップ2019日本大会及び2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会などの大規模なイベント開催、また、その後の経済・社会活動の安定確保を図るため、社会インフラ・産業基盤関連分野における情報セキュリティ対策の促進は、我が国における喫緊の重要課題であり、優先すべきものである。さらに、本指標は、IPAが提供する人材育成プログラムの成果として、受講者がプログラム受講後に実際に取り組んだ演習実施、ポリシー策定等の成果（アウトカム）について、第四期中期目標期間における人材育成プログラムの受講者の目標値と同数の確保を目指すチャレンジングな水準の目標である。</p>
<p><u>2. 高度な能力を持つIT人材の発掘・育成・支援及びネットワーク形成とIT人材の裾野拡大に向けた取組の強化</u></p> <p><指標1：未踏事業修了生の成果（上記2.（1）関連）> 【基幹目標】</p> <p>未踏関係事業の修了生による新たな社会価値創出を、新技術の創出数、新規起業・事業化の資金確保数、ビジネスマッチング成立件数で総合的に捉え、第四期中期目標期間中の合計数延べ62件を目指す。</p> <p>[指標水準の考え方]</p> <p>第四期中期目標期間における毎年度の未踏関係事業の修了生を約50名以上と想定し、その効果目標として、新技術の創出としての知的財産権に関する出願・登録数、企業等との共同研究・開発テーマ設定数、起業・事業化への資金確保数、ビジネスマッチングの成立件数を合わせて、直近年の起業・事業化見込み（5件）から倍増の毎年度10件を目安とし、5年間累計で50件を目指す。</p> <p>※数値目標を見直し、令和4年度目標値の引き上げを実施。</p>	<p><u>2. 高度な能力を持つIT人材の発掘・育成・支援及びネットワーク形成とIT人材の裾野拡大に向けた取組の強化</u></p> <p><指標1：未踏事業修了生の成果（上記2.（1）関連）> 【基幹目標】</p> <p>未踏関係事業の修了生による新たな社会価値創出を、新技術の創出数、新規起業・事業化の資金確保数、ビジネスマッチング成立件数で総合的に捉え、第四期中期目標期間中の合計数延べ50件を目指す。</p> <p>[指標水準の考え方]</p> <p>第四期中期目標期間における毎年度の未踏関係事業の修了生を約50名以上と想定し、その効果目標として、新技術の創出としての知的財産権に関する出願・登録数、企業等との共同研究・開発テーマ設定数、起業・事業化への資金確保数、ビジネスマッチングの成立件数を合わせて、直近年の起業・事業化見込み（5件）から倍増の毎年度10件を目安とし、5年間累計で50件を目指す。</p> <p>【新設】</p>

第4期中期目標（変更案）	第4期中期目標（現行）
<p>[重要度高・優先度高・難易度高]</p> <p>「世界最先端IT国家創造宣言」（平成25年6月閣議決定）や「科学技術基本計画」（平成28年1月閣議決定）においてIT戦略は我が国の成長戦略の柱として位置付けられており、IoT、BD、AI等の実用化に伴う第4次産業革命が世界規模で進展する中、先端ICTに関する市場の拡大や、今後の技術革新の加速化等への対応の観点から、時代を切り拓く突出した能力を持つ人材及びICT社会基盤を支える人材輩出を目指す本取組は、重要かつ優先すべきものである。また、本指標は、未踏関係事業の修了生が実際に新技術の創出、新規起業・事業化といった新たな社会価値（アウトカム）を創出することをチャレンジングな水準で目指す目標である。</p> <p><指標2：セキュリティ・キャンプ修了生の活動（上記2.（1）関連）></p> <p>【基幹目標】</p> <p>セキュリティ・キャンプの修了生によるイベント講師等の実績数（キャンプ講師、チューター含む。）について、第四期中期目標期間中の合計数延べ237名を目指す。</p> <p>[指標水準の考え方]</p> <p>第四期中期目標期間中のセキュリティ・キャンプの効果目標として、修了者による全国大会及び地方大会の講師・チューター数、各種講演会・勉強会での講師数を、第三期中期目標期間の実績値（年平均29名）から約1.5倍増の毎年度45名を目安とし、5年間累計で225名を目指す。なお、講師やチューターとして活躍できる人材は、単なる修了生ではなく、ホワイトハッカーなど第一線で活躍できる非常に高いスキルと社会的信頼性をもつ人材とする。</p> <p>※数値目標を見直し、令和4年度目標値の引き上げを実施。</p>	<p>[重要度高・優先度高・難易度高]</p> <p>「世界最先端IT国家創造宣言」（平成25年6月閣議決定）や「科学技術基本計画」（平成28年1月閣議決定）においてIT戦略は我が国の成長戦略の柱として位置付けられており、IoT、BD、AI等の実用化に伴う第4次産業革命が世界規模で進展する中、先端ICTに関する市場の拡大や、今後の技術革新の加速化等への対応の観点から、時代を切り拓く突出した能力を持つ人材及びICT社会基盤を支える人材輩出を目指す本取組は、重要かつ優先すべきものである。また、本指標は、未踏関係事業の修了生が実際に新技術の創出、新規起業・事業化といった新たな社会価値（アウトカム）を創出することをチャレンジングな水準で目指す目標である。</p> <p><指標2：セキュリティ・キャンプ修了生の活動（上記2.（1）関連）></p> <p>【基幹目標】</p> <p>セキュリティ・キャンプの修了生によるイベント講師等の実績数（キャンプ講師、チューター含む。）について、第四期中期目標期間中の合計数延べ225名を目指す。</p> <p>[指標水準の考え方]</p> <p>第四期中期目標期間中のセキュリティ・キャンプの効果目標として、修了者による全国大会及び地方大会の講師・チューター数、各種講演会・勉強会での講師数を、第三期中期目標期間の実績値（年平均29名）から約1.5倍増の毎年度45名を目安とし、5年間累計で225名を目指す。なお、講師やチューターとして活躍できる人材は、単なる修了生ではなく、ホワイトハッカーなど第一線で活躍できる非常に高いスキルと社会的信頼性をもつ人材とする。</p> <p>【新設】</p>

第4期中期目標（変更案）	第4期中期目標（現行）
<p>[重要度高・優先度高・難易度高]</p> <p>加速化するICTの利活用拡大につれて、サイバー攻撃への対応が急務となっており、あらゆる組織、ヒト、モノがつながっていくIoT社会の実現に向けて、若年層の優秀なセキュリティ人材の育成・確保を図ることは、重要かつ優先すべきものである。また、本指標は、IPAの活動の成果として、第一線で活躍できる非常に高いスキルを持った修了生を第三期中期目標期間の実績（年平均29名）から約1.5倍（年平均45名）とするチャレンジングな水準の目標である。</p> <p>3. ICTに関する新しい流れを常に捉え、発信していく機能の強化 <指標1：ICTに関する技術動向等の調査・分析・情報発信（上記3.（1）及び（3）関連）></p> <p>IPAが取りまとめたICTに関する技術動向等の白書及びICTに関する調査等の報告書について、第四期中期目標期間における普及件数の年間平均値につき、第三期中期目標期間中における当該数以上を達成する。</p> <p>[指標水準の考え方]</p> <p>IPAが取りまとめた報告書等が企業や国民に受け入れられているかどうかを測る普及件数の年間平均値を指標として設定し、第三期中期目標期間における実績（※）を上回ることを目指す。</p> <p>※第三期中期目標期間のうち平成28年度までの報告書等の普及件数の年間平均は159,661件であるが、この実績値は第二期中期目標期間の実績値（43,812件）の3.6倍に相当し、既に高い水準にあるものと考えられる。</p> <p>※数値目標を見直し、令和4年度は442,764件以上を目標とする。</p>	<p>[重要度高・優先度高・難易度高]</p> <p>加速化するICTの利活用拡大につれて、サイバー攻撃への対応が急務となっており、あらゆる組織、ヒト、モノがつながっていくIoT社会の実現に向けて、若年層の優秀なセキュリティ人材の育成・確保を図ることは、重要かつ優先すべきものである。また、本指標は、IPAの活動の成果として、第一線で活躍できる非常に高いスキルを持った修了生を第三期中期目標期間の実績（年平均29名）から約1.5倍（年平均45名）とするチャレンジングな水準の目標である。</p> <p>3. ICTに関する新しい流れを常に捉え、発信していく機能の強化 <指標1：ICTに関する技術動向等の調査・分析・情報発信（上記3.（1）及び（3）関連）></p> <p>IPAが取りまとめたICTに関する技術動向等の白書及びICTに関する調査等の報告書について、第四期中期目標期間における普及件数の年間平均値につき、第三期中期目標期間中における当該数以上を達成する。</p> <p>[指標水準の考え方]</p> <p>IPAが取りまとめた報告書等が企業や国民に受け入れられているかどうかを測る普及件数の年間平均値を指標として設定し、第三期中期目標期間における実績（※）を上回ることを目指す。</p> <p>※第三期中期目標期間のうち平成28年度までの報告書等の普及件数の年間平均は159,661件であるが、この実績値は第二期中期目標期間の実績値（43,812件）の3.6倍に相当し、既に高い水準にあるものと考えられる。</p> <p>[新設]</p>

第4期中期目標（変更案）	第4期中期目標（現行）
<p>＜指標2：ICTに関する指針やガイドラインの提供及び普及促進（上記3.（2）関連）＞【基幹目標】</p> <p>IPAが整備したICTに関する指針やガイドラインについて、第四期中期目標期間における普及件数の年間平均値につき、第三期中期目標期間における当該数以上を達成する。</p> <p>〔指標水準の考え方〕</p> <p>IPAが技術動向等の白書及びICTに関する調査等を踏まえて整備した指針やガイドラインが企業や国民に受け入れられているかどうかを測る普及件数の年間平均値を指標として設定し、第三期中期目標期間における実績（※）を上回ることを目指す。さらに、当該指針やガイドラインが企業や国民にとって、ICTに関する新しい技術等の社会実装や製品・サービスの生産性・信頼性向上に有用であるかどうかを測る役立ち度（見込）を指標として設定し、第四期中期目標期間中に目標値の達成を目指す。</p> <p>※第三期中期目標期間のうち平成28年度までの指針やガイドラインの普及件数の年間平均は435,663件であるが、この実績値は第二期中期目標期間の実績値（118,675件）の3.7倍に相当し、既に高い水準にあるものと考えられる。</p> <p>※数値目標を見直し、令和4年度は1,237,169件以上を目標とする。</p> <p>〔重要度高・優先度高・難易度高〕</p> <p>本指標は、第4次産業革命に伴う有望成長市場の創出に必要な新たな技術の社会実装推進を図るものであり、政府の成長戦略の達成や、世界最高水準のICT利活用を通じた安全・安心・快適な国民生活を実現するうえで重要かつ優先すべきものである。また、変化の激しいICTの世界において、新しい技術動向等をいち早く捉え、それを迅速に対応していくこと自体がチャレン</p>	<p>＜指標2：ICTに関する指針やガイドラインの提供及び普及促進（上記3.（2）関連）＞【基幹目標】</p> <p>IPAが整備したICTに関する指針やガイドラインについて、第四期中期目標期間における普及件数の年間平均値につき、第三期中期目標期間における当該数以上を達成する。</p> <p>〔指標水準の考え方〕</p> <p>IPAが技術動向等の白書及びICTに関する調査等を踏まえて整備した指針やガイドラインが企業や国民に受け入れられているかどうかを測る普及件数の年間平均値を指標として設定し、第三期中期目標期間における実績（※）を上回ることを目指す。さらに、当該指針やガイドラインが企業や国民にとって、ICTに関する新しい技術等の社会実装や製品・サービスの生産性・信頼性向上に有用であるかどうかを測る役立ち度（見込）を指標として設定し、第四期中期目標期間中に目標値の達成を目指す。</p> <p>※第三期中期目標期間のうち平成28年度までの指針やガイドラインの普及件数の年間平均は435,663件であるが、この実績値は第二期中期目標期間の実績値（118,675件）の3.7倍に相当し、既に高い水準にあるものと考えられる。</p> <p>〔新設〕</p> <p>〔重要度高・優先度高・難易度高〕</p> <p>本指標は、第4次産業革命に伴う有望成長市場の創出に必要な新たな技術の社会実装推進を図るものであり、政府の成長戦略の達成や、世界最高水準のICT利活用を通じた安全・安心・快適な国民生活を実現するうえで重要かつ優先すべきものである。また、変化の激しいICTの世界において、新しい技術動向等をいち早く捉え、それを迅速に対応していくこと自体がチャレン</p>

第4期中期目標（変更案）	第4期中期目標（現行）
<p>ジングであることに加え、IPAの成果普及の量的・質的の両面から高水準を目指す、意欲的な目標である。</p> <p><指標3：ITスキル標準の浸透（上記3.（2）関連）></p> <p>IoT、BD、AI等の進展による今後のIT人材の在り方に影響を及ぼし得る産業動向や技術等の調査、並びにスキル変革に求められる指標として整備・発信する新たなITスキル標準に関する情報アクセス数について、平成25年度から平成28年度の年度当たり平均アクセス数以上を達成する。</p> <p>[指標水準の考え方]</p> <p>IPAが整備したITスキル標準等が企業や国民に受け入れられているかどうかを測る指標として設定し、第三期中期目標期間における実績（※）を上回ることを目指す。</p> <p>※平成25年度から平成28年度の年度当たり平均アクセス数は29,269件。これは、日本のIT企業数（約3万社）が平均して年1回程度アクセスしていると想定される水準であり、第四期中期目標期間においても同水準の達成を目指す。</p> <p>※平成25年度から平成28年度の年度当たり平均アクセス数は29,269件。これは、日本のIT企業数（約3万社）が平均して年1回程度アクセスしていると想定される水準であり、第四期中期目標期間においても同水準の達成を目指す。</p> <p>※数値目標を見直し、令和4年度は196,073件以上を目標とする。</p>	<p>ジングであることに加え、IPAの成果普及の量的・質的の両面から高水準を目指す、意欲的な目標である。</p> <p><指標3：ITスキル標準の浸透（上記3.（2）関連）></p> <p>IoT、BD、AI等の進展による今後のIT人材の在り方に影響を及ぼし得る産業動向や技術等の調査、並びにスキル変革に求められる指標として整備・発信する新たなITスキル標準に関する情報アクセス数について、平成25年度から平成28年度の年度当たり平均アクセス数以上を達成する。</p> <p>[指標水準の考え方]</p> <p>IPAが整備したITスキル標準等が企業や国民に受け入れられているかどうかを測る指標として設定し、第三期中期目標期間における実績（※）を上回ることを目指す。</p> <p>※平成25年度から平成28年度の年度当たり平均アクセス数は29,269件。これは、日本のIT企業数（約3万社）が平均して年1回程度アクセスしていると想定される水準であり、第四期中期目標期間においても同水準の達成を目指す。</p> <p>※平成25年度から平成28年度の年度当たり平均アクセス数は29,269件。これは、日本のIT企業数（約3万社）が平均して年1回程度アクセスしていると想定される水準であり、第四期中期目標期間においても同水準の達成を目指す。</p> <p>[新設]</p>

経済産業省

20220208 資第 4 号

令和 4 年 2 月 1 6 日

独立行政法人評価制度委員会

委員長 澤田 道隆 殿

経済産業大臣 萩生田 光一

独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構が達成すべき業務運営に関する目標（中期目標）の変更について（意見聴取）

上記の件について、別添のとおり指示することとしたいので、独立行政法人通則法第 2 9 条第 3 項の規定に基づき、意見を聴取します。

独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構 中期目標 新旧対照表 (案)

(主務府省：経済産業省)

第4期中期目標 (変更案)	第4期中期目標 (現行)
<p>独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構 第四期中期目標</p> <p>平成30年3月1日 改正:平成31年3月7日 改正:令和2年8月31日 改正:令和4年●月●日</p>	<p>独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構 第四期中期目標</p> <p>平成30年3月1日 改正:平成31年3月7日 改正:令和2年8月31日 (追加)</p>
<p>第3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項</p> <p>1. 石油・天然ガス資源開発支援</p> <p>(2) 海洋を中心とした国内資源の開発 (略)</p> <p>【指標】</p> <p>・探査活動及び基礎試すい等で得られた地質情報の対外発信を推進(広報活動も行う)し、民間企業等による当該情報の閲覧数を 334 件以上に引き上げる。 (前中期目標期間実績:196 件)</p> <p>(略)</p> <p><目標水準の考え方></p> <p>・情報発信・広報は、民間参入の基盤をなす事業であり、特に強化すべきであるとともに、将来的に石油・天然ガスの自主開発権益量の引上げにつながる点において重要であることから、前中期目標の実績を 1.5 倍程度上回ることを念頭に設定した。</p> <p>※目標水準を見直し、令和4年度目標値の引き上げを実施。</p>	<p>第3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項</p> <p>1. 石油・天然ガス資源開発支援</p> <p>(2) 海洋を中心とした国内資源の開発 (略)</p> <p>【指標】</p> <p>・探査活動及び基礎試すい等で得られた地質情報の対外発信を推進(広報活動も行う)し、民間企業等による当該情報の閲覧数を 300 件以上に引き上げる。 (前中期目標期間実績:196 件)</p> <p>(略)</p> <p><目標水準の考え方></p> <p>・情報発信・広報は、民間参入の基盤をなす事業であり、特に強化すべきであるとともに、将来的に石油・天然ガスの自主開発権益量の引上げにつながる点において重要であることから、前中期目標の実績を 1.5 倍程度上回ることを念頭に設定した。</p> <p>[新設]</p>

第4期中期目標（変更案）	第4期中期目標（現行）
<p>(略)</p> <p>(4) 技術開発・人材育成</p> <p>(略)</p> <p>【指標】</p> <p>(略)</p> <p>・部門間の調整機能を抜本的に強化するとともに、部門間の横断的連携の実績を7件以上作る。(前中期目標期間実績：3件)</p> <p><目標水準の考え方></p> <p>上記の指標は、TRCの活動を活性化し、権益獲得に向けた部門間の横断的連携を実現することにより、自主開発権益量の引上げにつながる点で重要であり、基幹目標の達成に寄与する観点からも、それぞれ前中期目標期間中の実績を大幅に上回る水準が求められる。</p> <p>※目標水準を見直し、一部指標で令和4年度目標値の引き上げを実施。</p> <p>(略)</p> <p>(5) 情報収集・提供</p> <p>(略)</p> <p>【指標】</p> <p>・機構職員のコメント等の引用件数を200件(前中期目標期間実績：35件/年)及びレポートのアクセス件数を70万件(平成29年実績：約11万件(推計))とする。</p> <p><目標水準の考え方></p> <p>上記の指標は、機構が政策当局や我が国企業にとって真に必要な情報収集・提供機能を備え、その専門性を高めることにより、将来的に石油・天然ガスの自</p>	<p>(略)</p> <p>(4) 技術開発・人材育成</p> <p>(略)</p> <p>【指標】</p> <p>(略)</p> <p>・部門間の調整機能を抜本的に強化するとともに、部門間の横断的連携の実績を5件以上作る。(前中期目標期間実績：3件)</p> <p><目標水準の考え方></p> <p>上記の指標は、TRCの活動を活性化し、権益獲得に向けた部門間の横断的連携を実現することにより、自主開発権益量の引上げにつながる点で重要であり、基幹目標の達成に寄与する観点からも、それぞれ前中期目標期間中の実績を大幅に上回る水準が求められる。</p> <p style="text-align: right;">【新設】</p> <p>(略)</p> <p>(5) 情報収集・提供</p> <p>(略)</p> <p>【指標】</p> <p>・機構職員のコメント等の引用件数を200件(前中期目標期間実績：35件/年)及びレポートのアクセス件数を60万件(平成29年実績：約11万件(推計))とする。</p> <p><目標水準の考え方></p> <p>上記の指標は、機構が政策当局や我が国企業にとって真に必要な情報収集・提供機能を備え、その専門性を高めることにより、将来的に石油・天然ガスの自</p>

第4期中期目標（変更案）	第4期中期目標（現行）
<p>主開発権益量の引上げにつながる点において重要であるため、前中期目標期間中の実績を上回ることを念頭に設定した。</p> <p>※目標水準を見直し、令和4年度目標値の引き上げを実施。</p> <p>3. 金属資源開発支援</p> <p>（3）技術開発・人材育成</p> <p>（略）</p> <p>【指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・①については、自ら開発したリモートセンシング技術及び物理探査技術等の探査現場への適用件数について第4期中期目標期間中に11件以上達成する。 （前中期目標期間実績：9件） （略） ・④については、金属資源技術研究所のオープンラボ化を契機とした民間企業・大学等との共同研究等を第4期中期目標期間中に11件以上実施する。 （前中期目標期間実績：年平均1.3件） （略） <p><目標水準の考え方></p> <p>（略）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・①については、機構自ら行う効率的な探鉱エリアの絞り込み等に活用され、一層の探鉱成果向上につながるものとする。 <p>※目標水準を見直し、令和4年度目標値の引き上げを実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・④については、金属資源技術研究所等機構の施設等を有効利用し、将来的な産学官連携の拠点を目指すものとする。 <p>※目標水準を見直し、令和4年度目標値の引き上げを実施。</p> <p>（略）</p>	<p>主開発権益量の引上げにつながる点において重要であるため、前中期目標期間中の実績を上回ることを念頭に設定した。</p> <p>〔新設〕</p> <p>3. 金属資源開発支援</p> <p>（3）技術開発・人材育成</p> <p>（略）</p> <p>【指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・①については、自ら開発したリモートセンシング技術及び物理探査技術等の探査現場への適用件数について第4期中期目標期間中に10件以上達成する。 （前中期目標期間実績：9件） （略） ・④については、金属資源技術研究所のオープンラボ化を契機とした民間企業・大学等との共同研究等を年2件以上実施する。（前中期目標期間実績：年平均1.3件） （略） <p><目標水準の考え方></p> <p>（略）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・①については、機構自ら行う効率的な探鉱エリアの絞り込み等に活用され、一層の探鉱成果向上につながるものとする。 <p>〔新設〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・④については、金属資源技術研究所等機構の施設等を有効利用し、将来的な産学官連携の拠点を目指すものとする。 <p>〔新設〕</p> <p>（略）</p>

第4期中期目標（変更案）

4. 資源備蓄

(1) 石油・石油ガスの備蓄

①国家石油・国家石油ガスの安全管理と効率的な運営の両立
(略)

【指標】

・安全操業・効率的な運営に係る具体的な改善策を提案し、11件以上実施する。また、これらの改善策については、機構の外部評価において、事故件数の低減やコスト効率化などの定量的な効果に基づき「安全性・効率性向上の観点から優れている」との評価を得なければならない。

【基幹目標】（前中期目標期間における改善策実施件数：10件）
(略)

<目標水準の考え方>

前中期目標期間においては、安全な操業及び効率的な運営を確保できたことから、引き続き目標を達成するため、前中期目標期間中の実績と同等又はそれを上回る水準を設定する。また、これまで改善策を自己評価していたが、より客観性をもたせる観点から、外部評価を求めることとした。

※目標水準を見直し、令和4年度目標値の引き上げを実施。
(略)

(2) 金属鉱産物の備蓄

①機動的な備蓄業務を可能とする体制の構築・維持
(略)

放出及び買入を円滑に実施する。これを機動的に実施するための体制の整備・維持を図り、第4期中期目標期間中に各年度末における登録事業者数の合計を539社確保する。

第4期中期目標（現行）

4. 資源備蓄

(1) 石油・石油ガスの備蓄

①国家石油・国家石油ガスの安全管理と効率的な運営の両立
(略)

【指標】

・安全操業・効率的な運営に係る具体的な改善策を提案し、10件以上実施する。また、これらの改善策については、機構の外部評価において、事故件数の低減やコスト効率化などの定量的な効果に基づき「安全性・効率性向上の観点から優れている」との評価を得なければならない。

【基幹目標】（前中期目標期間における改善策実施件数：10件）
(略)

<目標水準の考え方>

前中期目標期間においては、安全な操業及び効率的な運営を確保できたことから、引き続き目標を達成するため、前中期目標期間中の実績と同等又はそれを上回る水準を設定する。また、これまで改善策を自己評価していたが、より客観性をもたせる観点から、外部評価を求めることとした。

【新設】

(略)

(2) 金属鉱産物の備蓄

①機動的な備蓄業務を可能とする体制の構築・維持
(略)

放出及び買入を円滑に実施する。これを機動的に実施するための体制の整備・維持を図り、第4期中期目標期間中に年平均102社の登録事業者を確保する。

第4期中期目標（変更案）	第4期中期目標（現行）
<p>5. 地熱資源開発支援</p> <p>(2) 技術開発・人材育成</p> <p>(略)</p> <p>【指標】</p> <p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・若手技術者を中心とした 198 名以上に対して、地熱開発事業に関する技術者研修を実施する。 <p>(略)</p> <p><目標水準の考え方></p> <p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・研修事業については、今後の案件組成の時期や件数を勘案すれば、地熱技術者が約 750 名必要になると想定しているところ、現状では国内に約 300 名しかおらず、海外人材を最大限活用したとしても、150 名程度は不足すると考えられており、少なくとも、当該不足数を研修事業で育成することを念頭に設定した。 <p>※目標水準を見直し、令和4年度目標値の引き上げを実施。</p> <p>(3) 情報収集・提供</p> <p>(略)</p> <p>【指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地熱シンポジウムや各種イベントへの出展など、各種理解促進活動を全国で 68 回以上実施する。(前中期目標実績：47 回) <p>(略)</p> <p><目標水準の考え方></p> <p>エネルギーミックスを達成するために必要な案件組成や、効率的な技術開発</p>	<p>5. 地熱資源開発支援</p> <p>(2) 技術開発・人材育成</p> <p>(略)</p> <p>【指標】</p> <p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・若手技術者を中心とした 150 名以上に対して、地熱開発事業に関する技術者研修を実施する。 <p>(略)</p> <p><目標水準の考え方></p> <p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・研修事業については、今後の案件組成の時期や件数を勘案すれば、地熱技術者が約 750 名必要になると想定しているところ、現状では国内に約 300 名しかおらず、海外人材を最大限活用したとしても、150 名程度は不足すると考えられており、少なくとも、当該不足数を研修事業で育成することを念頭に設定した。 <p style="text-align: right;">[新設]</p> <p>(3) 情報収集・提供</p> <p>(略)</p> <p>【指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地熱シンポジウムや各種イベントへの出展など、各種理解促進活動を全国で 50 回以上実施する。(前中期目標実績：47 回) <p>(略)</p> <p><目標水準の考え方></p> <p>エネルギーミックスを達成するために必要な案件組成や、効率的な技術開発</p>

第4期中期目標（変更案）	第4期中期目標（現行）
<p data-bbox="174 212 1108 331">の実施にあたっては、各種理解促進活動や海外との情報交換に積極的に取り組む必要があることから、前中期目標期間における実績と同等以上の水準を目標とした。</p> <p data-bbox="174 347 1021 379">※目標水準を見直し、一部指標で令和4年度目標値の引き上げを実施。</p>	<p data-bbox="1128 212 2060 331">の実施にあたっては、各種理解促進活動や海外との情報交換に積極的に取り組む必要があることから、前中期目標期間における実績と同等以上の水準を目標とした。</p> <p data-bbox="1554 347 1637 379">〔新設〕</p>

独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構
第4期中期目標変更

令和4年 月 日
経 済 産 業 省

目 次

第1 政策体系における独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構の位置づけ及び役割

第2 中期目標の期間

第3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

1. 石油・天然ガス資源開発支援

2. 石炭資源開発支援

3. 金属資源開発支援

4. 資源備蓄

(1)石油・石油ガスの備蓄

(2)金属鉱産物の備蓄

5. 地熱資源開発支援

6. 鉱害防止支援

7. 石炭経過業務

第4 業務運営の効率化に関する事項

第5 財務内容の改善に関する事項

第6 その他業務運営に関する重要事項

※第3 1. ～7. の各項目を「独立行政法人の目標の策定に関する指針」(平成26年9月2日総務大臣決定)に基づき「一定の事業等のまとめり」として扱う。

独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構第4期中期目標

第 1 政策体系における独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構の位置づけ及び役割

(政策体系における位置づけと発展経緯)

独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構(以下「機構」という。)は、エネルギー政策基本法に基づき策定される「エネルギー基本計画」等の国の方針に基づき、エネルギー資源や鉱物資源の探鉱・開発の支援や石油・石油ガス・金属鉱物の備蓄に関する業務を実施することにより、それらの安定的かつ低廉な供給に貢献すること、及び金属鉱業等による鉱害の防止に関する業務を実施することにより、国民の健康の保護や生活環境の保全に寄与することを目的としている。

機構は、石油公団と金属鉱業事業団を統合し、平成 16 年 2 月末に発足した。これらの前身組織を含めれば 50 年以上にわたり、我が国のエネルギー資源や鉱物資源の安定的かつ低廉な供給等を支える中核組織として、リスクマネー供給、探査、技術開発、情報収集・分析等を実施してきた。その後、平成 24 年に独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構から石炭資源開発業務、地熱資源開発業務及び石炭経過業務が移管され、現在の形に至っている。

その他、数次の独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構法(平成14年法律第94号。以下単に「法」という。)の改正により、リスクマネー供給機能を中心に強化が図られ、資源・エネルギー開発に関する中心的機関として、資源国や企業に対して総合的な支援を行いうる存在となった。

更に、令和2年には、近年の地政学リスクの高まりや、エネルギーレジリエンスの向上に向けた資源の確保に加えて、アジア大の視点、気候変動問題を一つとして捉えていくという視点のもと、法の改正及び「新国際資源戦略」の公表がなされた。これにより、我が国における資源・燃料の安定供給をより強固なものとするため、天然ガス及び金属鉱物におけるリスクマネー供給機能の強化や、緊急時の燃料調達業務が追加されるなど機構による支援体制の拡充が図られた。

(資源を取り巻く外部環境の変化と政策課題)

新興国の台頭により、我が国の国際社会における経済的地位は相対的に小さくなる一方で、資源の安定供給確保は今後とも我が国にとって重要な課題である。特に、中国やインドが、国と国営資源企業が一体となり、世界中で権益獲得や企業買収を進めているなど、資源権益を巡る国際競争は激化している。また、電気自動車の普及や電化の進展等の今後の需要動向を見据えた鉱物資源の確保も重要である。我が国としては、こうした資源・エネルギーに係る国内外の需給動向について、情報収集能力を高め、自主開発比率の向上を始め、戦略的な資源確保を推進していく必要がある。

また、世界の大手資源会社が、資産の選択と集中や企業再編あるいはビッグデータ等の新技術の活用を積極的に進めるなど、低油価でも採算の取れる体質への転換を強力に進めている一

方で、我が国上流開発企業は財務・技術基盤に乏しく、権益確保を巡る国際競争において、立ち後れている。我が国の上流企業の国際競争力を強化し、持続的・安定的に資源を確保できる強靱な企業群を創出することも大きな課題である。

更に、この数年、中東情勢は不安定性を増しており、IEA 等の国際協調の枠組みの外にある資源消費国のプレゼンスも高まっているなどの状況を踏まえれば、エネルギー・セキュリティの最後の砦となる資源備蓄を効率的に維持するとともに、海外からの供給途絶や国内災害等の緊急時に効果的に活用できる体制を確保することも重要である。

加えて、2015 年に経済産業省が決定した「長期エネルギー需給見通し」を実現するため、我が国が世界有数のポテンシャルを有する地熱資源の活用を加速化していくことも急務である。

一方で、2016 年に発効したパリ協定を踏まえた主要国における脱炭素化社会の構築に向けた取組など、気候変動問題をはじめとする世界的な環境意識の高まりを考慮した資源開発における環境負荷の低減に向けた取組も求められる。

機構は、令和 2 年 3 月に経済産業省が策定した「新国際資源戦略」を始めこうした国の資源政策を実現する中心の実施機関として、国内・海外から高い評価を得る存在となるべく、自己研鑽と外部との対話に努め、不断に挑戦・改革を行い、提案・支援のクオリティとスピードを高めていくことが求められる。また、機構が有する知的財産を含めた研究開発成果に関して、機構の事業目的に即した形での実用化・事業化及び社会実装を図るため、科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成 20 年法律第 63 号）第 34 条の 6 第 1 項の規定に基づく機構の研究開発成果を事業活動において活用しようとする者に対して行う出資及び人的・技術的援助の実施について、財源等を踏まえつつ積極的に検討を行うものとし、援助に当たっては体制・規則等を整備し、適切な運営に努める。

（第 4 期中期目標の重点課題）

第 4 期中期目標期間は、機構発足から 16 年～20 年に当たる。資源開発の世界では投資の成果が現れ始めるまでに 10 年～15 年を要するといわれることを踏まえれば、機構はこれまでの取組の具体的な成果をより厳しく問われる段階に移行していく。

同時に、新興国が積極的に権益確保を進めており、資源を巡る国際競争が激化する中、資源国や関係する企業のニーズは一層多様化・高度化している。更に、AI・IoT 等の技術革新によって、従来の資源開発の担い手やビジネスモデルが一変する可能性もある。加えて、ESG や SDGs といった概念の急速な普及が資源開発事業に与える影響も注視する必要がある。

こうした厳しい現状を直視した上で、機構には特に以下の点を重視した業務・組織運営を求める。

- ① 顧客との対話や海外との交流を強化するとともに、組織内部において部門を超えた『横串』連携や企画機能の充実を進めることにより、理事長主導の下、機構が有するツールや人脈を総動員して、アウトカム実現という成果を着実に追求する機動的な組織運営を行うこと。

- ② 機構が主体的に行動することにより、資源国との交渉ポジションを変える、民間企業の動きの先鞭をつける、国民・企業や社会の資源政策に係る状況認識を改めたりするような、『チェンジ・メーカー』としての役割を果たすべく、社会への影響力のある課題に果敢に挑戦すること。
- ③ リスクマネー供給事業の進捗に伴うリスク資産の増大を踏まえ、資金効率や財務の健全性を高めるよう、必要な体制を整備し、毎年、その状況について説明責任を果たすこと。

(別添:政策体系図)

第2 中期目標の期間

中期目標の期間は平成 30 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日までの 5 年間とする。

第3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

1. 石油・天然ガス資源開発支援

2030 年に石油・天然ガスの自主開発比率を 40%以上とする政府目標(平成 29 年 6 月の総合資源エネルギー調査会資源・燃料分科会報告等に基づく)の実現を始め、我が国の石油・天然ガスの安定供給確保に貢献するため、機構の石油・天然ガス関連部門(備蓄を含む)は、『横串』での協調・連携を強化し、以下のツールを総動員していく。

また、最優先の課題である権益獲得を組織一丸となって推進するため、その重点対象国を資源エネルギー庁とも密に協議した上で定め、組織全体で共有する。

(1) 我が国企業等による権益確保等に対する(直接的)支援

近年、中東地域における緊張の高まりをはじめ、世界のエネルギー需給構造が大きく変革する中、令和 2 年 3 月に経済産業省が策定した「新国際資源戦略」を踏まえ、石油・天然ガスのさらなる供給源の多角化や、今後拡大するアジア需要の取り込みに資する事業への我が国企業の参画等を後押しすべく、以下の取組を行う。

① リスクマネー供給

- ・リスクマネー供給は、石油・天然ガスの安定供給確保に向けた政策的措置の中核である。民間主導の原則に則って、貴重な政策資源を『効率的』『効果的』に活用することにより、莫大な投資が必要でリスクの大きい探鉱・開発事業や、令和 2 年の法改正によって追加された貯蔵事業を資金面(出資及び債務保証)で支援し、我が国企業の権益獲得等を促進することを目的とする。
- ・油価の変動に伴って権益価格の変動も起こりうること、探鉱・開発・生産技術が高度化していること、LNG 関連事業におけるビジネスモデルが多様化していること、資源開発においても気候変動問題への対応が求められていることなど、周辺環境等にも目を配りながら、好機を着実にとら

え、積極的な取組を行う。

・具体的には、以下を実施する。

(ア) 支援案件の優先順位付け

中核的企業育成を含む我が国企業の競争力強化の観点も踏まえ、油ガス田の規模や、地域バランス、経済性(コストや収益性)、低油価耐性、企業経営戦略との整合性、気候変動問題への対応、事業への影響力(オペレーターとしての参画)などを勘案し、権益獲得等に向けた取組に優先順位を付け、リスクマネー供給による支援対象を重点化させる。

(イ) 政府保証付き借入の積極的な活用

政府出資金の効果的活用の観点から、政府保証付き借入の積極的な活用を念頭に置いたりスク分析や借入れ方針の精緻化を行う。

(ウ) 案件発掘・育成・自立化までの支援機能の充実

平成 28 年の法改正で支援が可能となった企業買収等を中心に、機構自ら案件を発掘・形成する体制を強化する。また、単にリスクマネーを供給するにとどまらず、案件の確実な開発移行・生産開始・安定操業・着実な拡張に向け、助言を行うとともに、民間主導による自律的な事業実施体制確立のため、適時・効果的な株式売却を進める。なお、株式売却については、企業側の意向による売却とともに、機構側の判断として、開発・生産段階に入ったものについて、企業のみでも事業が回り機構の支援が必要でなくなった際には、売却を企業に働きかける。

(エ) 審査機能の強化と、それによる大胆かつ慎重な政策資源の活用

内部人材育成に加え、投資等の経験を有する外部人材の採用、探鉱事業の失敗事例からの技術面・投資判断に係る知見・ノウハウの蓄積・共有、最先端の地質情報分析手法の獲得・導入等を通じて、審査機能を抜本的に強化する。的確な審査機能を実装することにより、探鉱成功率の向上を図るための取組を進めながら、より効率的・効果的な探鉱投資(探鉱段階におけるリスクマネー供給)を実施していく。

(オ) 資産ポートフォリオの不断の見直し

外部有識者の意見を聴取しつつ、保有資産ポートフォリオを評価・レビューする体制を構築し、資産ポートフォリオ全体で収益性や石油・天然ガスの安定供給確保を実現する観点から、当該評価・レビュー結果を案件組成に反映していく。その際、中長期にわたり持続的に権益を維持・拡大できるよう、探鉱・開発・生産各段階の資産のバランスを図ることを意識する。

(カ) LNG の一層の安定供給確保に資する案件への支援

我が国への LNG の安定供給を確保するとの観点から LNG 市場形成に資する案件や、アジアにおける LNG のサプライチェーン構築を促すような厚みのある国際市場形成を主導することにつながる LNG 受入施設への案件、ロシア・北極圏等の高リスク国・地域からの新たな LNG 輸送ルートの開発に資する案件に対する支援を行う。

②地質構造調査

・地質構造調査は、初期の参入コスト・リスクが大きいこと、探査技術が高度化していることなど、

何らかの理由により、プロジェクトの初期段階において我が国企業が自ら参入することが難しい国・地域・プロジェクトにおいて、機構が一步踏み込んでリスクを取ることで、我が国企業の権益獲得につながるような案件に適用することを原則とし、リスクマネー供給支援の補完的なツールとして位置づける。

- ・我が国企業による権益獲得等を通じた安定供給確保にどれだけ資するのかという観点等を踏まえ、真に必要な国・プロジェクトを対象に地質構造調査を実施する。対象国・対象プロジェクトについては、資源エネルギー庁と緊密に協議した上で決定する。
- ・我が国企業の要望・ニーズを把握するとともに、我が国企業を関与させながら適切にプロジェクト管理を行う観点から、地質構造調査の作業進捗・成果に係る我が国企業等への情報共有を積極的に行う。

【指標】

- ・第4期中期目標期間末(2022年度末)において、機構支援による自主開発権益量を100万バレル/日規模に引き上げる。【基幹目標(重要度、優先度及び難易度のいずれも高い指標をいう。以下同じ。)】(前中期目標期間実績(平成28年度末実績):約66万バレル/日。)

【重要度:高】【優先度:高】【難易度:高】

政府目標達成に向けた自主開発権益量の引上げは最優先で取り組む課題であり、我が国の石油・天然ガスの安定供給確保の観点から重要。資源獲得競争が激化する中、財務基盤の脆弱な我が国企業が権益を獲得することは容易でないことから難易度も高い。

- ・第4期中期目標期間において、機構が自ら主体的に動くことで、我が国の石油・天然ガス産業や資源国との関係の潮流変化につながる先事例を創出する観点から、企業買収・資本提携支援や国営石油企業株式取得、地質構造調査を通じた我が国企業による権益獲得を実現する。
- ・上記1.の柱書き(重点対象国指定、『横串』連携)や(1)①の(ア)から(カ)までに記載された取組の実施状況

<目標水準の考え方>

- ・自主開発比率2030年40%以上の政府目標達成のためには、「長期エネルギー需給見通し」の想定の下で、2030年時点で約172万バレル/日以上自主開発権益量に到達することが必要。既存案件の生産見通し等に基づいて、権益更新や生産計画などが必ずしも全ては順調に行かないという現実的な想定を置いた上で、2030年時点の権益不足分を算出。2030年時点の権益不足分の半分を機構支援案件で確保すると想定した場合に、2022年度時点で機構支援が必要となる権益量を算出し、足下の機構支援による自主開発権益量(約66万バレル/日(2016年度末))と合わせ、100万バレル/日を目標として設定した。
- ・その他の指標についても、政府目標の実現に向け、機構には『チェンジ・メーカー』としての役割

や、石油・天然ガスの自主開発権益量を引き上げるための積極的取組が期待されており、そのためには、各取組を着実に実施することが重要であるため指標として設定した。

(2) 海洋を中心とした国内資源の開発

「エネルギー基本計画」及び平成 31 年に改定された「海洋エネルギー・鉱物資源開発計画」に定められたとおり、世界第 6 位の排他的経済水域 (EEZ) を有する我が国周辺海域の資源を開発することは、自給率に直結するものであり、これまでの機構の取組により得られた知見を有効活用しつつ、以下の取組により、その加速化を図る。

① 国内外における海洋探査活動

- ・国の委託を受け、三次元物理探査船を活用し、国内において海洋探査活動を行うとともに、探査活動の実施を通じて探査活動を行う能力そのものを機構及び日本企業に蓄積させる。
- ・三次元物理探査船の民間貸出を行うこと等を通じて、国内のみならず海外でも探査活動を行う。資源外交や地質構造調査等の機構の他のミッション遂行に効果的な場合にも、三次元物理探査船 (物理探査事業そのもの) を活用する。
- ・探査で得られた地質情報をデータベース化した上で对外発信し、広報活動も行った上で、民間企業による国内資源開発への投資を呼び込む。

② メタンハイドレート資源開発

- ・我が国周辺海域に相当量の賦存が期待されるメタンハイドレートをエネルギー資源として利用可能にする (商業化する) ことを目的とし、国の委託を受け、計画的・効果的にメタンハイドレートの生産技術の開発を行う。
- ・第 2 回海洋産出試験の結果を踏まえた総合的な検証を行い、生産技術の確立に向けた課題の解決に計画的に取り組む。その際、民間企業の優れた知見を最大限取り込む体制を構築するなど、効果的・効率的に研究開発を進める。また、研究開発を着実に進めていくため、技術開発のステージごとに、『ステージ・ゲート』を設定し、将来のエネルギー環境の見通し等も念頭に置きながら、残された課題を明らかにしつつ、商業化に必要な条件を見直した上での経済性評価を実施する等、目標の達成状況を点検しながら前に進める。三次元物理探査船及びその活動成果を活用し、我が国周辺海域において商業化が期待できるメタンハイドレートの濃集帯の候補を提示するとともに、表層型メタンハイドレート賦存層の科学的調査を支援する。

③ 基礎試すい等を活用した国内資源開発

- ・国内における資源開発の促進を目指し、得られた情報の適切な開示等を含む、政府事業として行う基礎試すいの事業管理等を的確に行うとともに、国内の資源ポテンシャルの評価分析・知見蓄積をする。
- ・国内における水溶性天然ガスやシェールガス・オイル、コールベッドメタンなどの、アンコンベンシ

ヨナルな炭化水素資源の開発・実証についても、国内資源開発の促進との観点のみならず海外フィールドにおける適用に向けた有効なテストとの観点も踏まえ、積極的に取り組む。

【指標】

- ・探査活動及び基礎試すい等で得られた地質情報の対外発信を推進（広報活動も行う）し、民間企業等による当該情報の閲覧数を 334 件以上に引き上げる。（前中期目標期間実績：196 件）
- ・探査活動の実施により、石油ガスの埋蔵の可能性のある地質構造を 1 調査海域あたり平均で 3 構造以上見つける。（前中期目標期間実績：1 調査海域あたり平均 2.8 構造）
- ・平成 31 年に改定された「海洋エネルギー・鉱物資源開発計画」において設定されたメタンハイドレートの研究開発に係る工程や目標に対する達成状況（具体的には年度計画で設定する。）。

<目標水準の考え方>

- ・情報発信・広報は、民間参入の基盤をなす事業であり、特に強化すべきであるとともに、将来的に石油・天然ガスの自主開発権益量の引上げにつながる点において重要であることから、前中期目標の実績を 1.5 倍程度上回ることを念頭に設定した。

※目標水準を見直し、令和4年度目標値の引き上げを実施。

- ・その他の指標も、国際情勢やカントリーリスクに左右されず安定的な供給が可能な国内資源の開発は自給率向上に直結し、これを着実に進めることが重要であるため、それぞれ前中期目標期間における実績を上回ることを念頭に設定した。

(3) 資源外交の強化

① 資源外交の対象の重点化

- ・我が国企業による上流権益獲得を目指す従来の資源外交のみならず、需要創出を通じた LNG 市場形成やバイイングパワーの結集等を目的とする諸外国との関係強化や資源国側の中下流や他のエネルギー分野のニーズを踏まえた交流等を含め、従来の概念にとらわれず、『資源外交』を実施する。機構は、石油・天然ガスに係る専門的知見を活用しつつ、それだけにとらわれることなく、政府の行う幅広い資源外交と一体となって積極的に活動する。
- ・地理的な近接性の観点から重要なロシアや、巨大な石油ガス埋蔵量を有し開発コストが低いことに加え、市場としての魅力もある中東、LNG サプライチェーンの構築の観点からも重要なアジアや欧州、新たな石油・天然ガス輸出国として台頭が見込まれる米国などを念頭に、全方位的に、資源外交を展開する。

② ツールの集中的投入

権益獲得支援を中心とする機構に課されたミッション達成に向けて機構の持つツールの選択的・集中的な投入はもとより、機構以外が持つ他の政策ツールとの有機的連携も視野に入れて、

創造的に機構が持つ政策ツールを活用する。

③産油国技術者研修の戦略的活用

- ・資源国との関係強化等を通じて、将来的な石油・天然ガスの安定供給確保の布石にすることを
目指す等、機構のミッションを強く意識し、結果につながるよう意識しながら、産油国技術者研修
を活用する。
- ・資源外交上重要な国を対象とすることに加え、当該産油国の国営石油企業や政府の幹部ない
しは将来幹部になることが見込まれる若手関係者を意識しながら研修を実施する等、戦略的意
図を持って事業を進める。

【指標】

- ・資源外交上の重点国を対象とした協力事業を 30 件以上組成・実施する。(前中期目標期間実
績:27 件)

<目標水準の考え方>

資源外交上の重点国を対象とした協力事業の組成・実施は、諸外国との関係強化を通じ権益
獲得を実現し、自主開発権益量の引上げにつながる点で重要であり、基幹目標の達成に寄与す
る観点からも、前中期目標期間中の実績を上回る水準が求められる。

(4)技術開発・人材育成

技術力は、我が国の権益獲得交渉の差別化要因となり得るものであり、我が国企業の競争力
強化を図るためにも重要であることから、これらの成果につなげる活動を抜本的に強化する。

これに加え、「新国際資源戦略」を踏まえ、石油・天然ガス開発に係る周辺環境が激変している
状況を考慮し、気候変動問題等の社会的課題に積極的に対応するための技術開発を戦略的に
推進する。

① 技術開発

- ・我が国企業の競争力向上を念頭においた技術開発と、権益獲得の重点対象国の産油国国営
石油企業等との関係強化に資する技術開発(産油国向け技術提案等)の双方を技術センター
(以下「TRC」という。)が核となって推進する。
- ・機構が単独又は我が国企業と共同で開発・実証してきた技術について、機構が積極的な関与を
行い、資源開発の現場に適用することにより、当該技術の更なる高度化及び実用化並びに社会
実装につなげる。その際、機構が有する様々な支援ツール、技術力・ノウハウ等に加え、科学技
術・イノベーション創出の活性化に関する法律(平成 20 年法律第 63 号)第34条の6に基づき、
機構の研究開発成果を事業活動において活用しようとする者に対して出資及び人的・技術的援
助を行う。
- ・TRC は、機構内の技術開発部門のみならず、その他の部門との連携や、我が国企業・他の研

究機関、外国企業との連携を抜本的に強化する。

- ・ 権益確保につながる革新的な技術開発を実現する観点から、AI やロボット等の他の産業の技術を含め、機構の外にあるイノベーションのシーズを見つけ、積極的に協働していく。また、TRC が保有するラボ施設等のリソースを我が国企業等へ開放することにより、我が国企業等と機構との交流を促進しながら技術開発を推進するオープンラボの取組を、一層強化する。
- ・ 石油・天然ガスの上流ビジネスにおいて気候変動問題等の環境問題への対応が求められていることを踏まえ、CCS(二酸化炭素回収貯留)について、機構内の CO₂-EOR(増進回収法)に係る知見を活用し、他の研究機関等と連携しながら、早期商業化に向けて技術的貢献をしていく。
- ・ 自己収入の増加を指標の一つとすることにより、企業や社会にとって真に有益な技術的知見やサービスの蓄積・提供を促し、TRC の活動の更なる充実を図る。

②人材育成

最先端の資源開発の動向等も踏まえながら、我が国企業の競争力強化を強く意識した研修メニューを作るとともに、民間企業の声も積極的に拾いながら、常に研修メニューを改善する。

【指標】

- ・ 第4期中期目標期間末(2022年度末)において、機構の支援による自主開発権益量を100万バレル/日規模に引き上げる。【基幹目標】【再掲】
- ・ 機構の技術開発・実証成果の実用化の実績を3件以上作る。(前中期目標期間実績:0件)
- ・ 第4期中期目標期間におけるTRCの自己収入を2億円以上とする。(前中期目標期間実績:平成25年度~29年度における設備利用料や特許料等による収入は約1億円(既に終了し今後収入にならないことが確定した大型特許の実施許諾料は除く。))
- ・ 部門間の調整機能を抜本的に強化するとともに、部門間の横断的連携の実績を7件以上作る。(前中期目標期間実績:3件)

<目標水準の考え方>

上記の指標は、TRCの活動を活性化し、権益獲得に向けた部門間の横断的連携を実現することにより、自主開発権益量の引上げにつながる点で重要であり、基幹目標の達成に寄与する観点からも、それぞれ前中期目標期間中の実績を大幅に上回る水準が求められる。

※目標水準を見直し、一部指標で令和4年度目標値の引き上げを実施。

(5)情報収集・提供

- ・ 上述の役割を果たす上で必要となる情報収集を行うための能力を強化し、トップレベルから現場レベルまであらゆる階層において、積極的な情報収集ネットワークを構築する。また、石油・天然ガス開発や国際的な石油・天然ガス情勢に詳しい、中堅・若手を含む民間有識者の発掘・育成及びネットワーク化を進める。

・我が国唯一の資源開発に関する専門機関として、機構内に石油・天然ガスに関する専門的な知見・情報を蓄積し、政策当局や我が国企業からの照会に対してタイムリーな情報提供を行う体制を整備するとともに、我が国企業の権益獲得・競争力強化という結果につながることを意識しながら、我が国企業や政策当局が求める内容の報告や講演等を実施する。同時に、機構職員が講演・著述を行う際には、専門家や業界関係者を対象としたもののみならず、一般向けの講演・著述も含め対外的アピールの機会を増やすことで、将来的に機構から石油・天然ガス分野の論客を輩出していくことも意識する。

【指標】

- ・機構職員のコメント等の引用件数を200件(前中期目標期間実績:35件/年)及びレポートのアクセス件数を70万件(平成29年実績:約11万件(推計))とする。
- ・機構との接触を経て、石油・天然ガスに関する著述を新たに公表することとなった者の数

<目標水準の考え方>

上記の指標は、機構が政策当局や我が国企業にとって真に必要な情報収集・提供機能を備え、その専門性を高めることにより、将来的に石油・天然ガスの自主開発権益量の引上げにつながる点において重要であるため、前中期目標期間中の実績を上回ることを念頭に設定した。

※目標水準を見直し、令和4年度目標値の引き上げを実施。

<想定される外部要因>

以上の目標に影響する外部環境変化として、産油国等における政情・経済不安の顕在化や、急激な為替や資源価格の変動が想定される。こうした変化に対し、自ら機能強化を図り新しい役割を果たすなど、機構として臨機応変・適切に対応した場合は、評価において的確に考慮するものとする。

2. 石炭資源開発支援

2030年に石炭の自主開発比率を60%以上とする政府目標(平成27年7月の総合資源エネルギー調査会資源・燃料分科会報告等に基づく)の達成に向けて、以下の施策を実施する。

(1)権益確保に対する支援

①地質構造調査

石炭資源の開発を促進し、我が国への石炭の安定供給を確保するため、リスクの高い初期段階の探査事業(海外地質構造調査)を、調達先の多角化の観点から幅広い地域を対象に実施する。また、調査で得られた情報等を我が国企業に積極的かつ適時に提供するとともに、調査により生じる権益等を我が国企業に積極的に引継ぐ。

②リスクマネー供給

石炭資源の開発を促進し、我が国への石炭の安定供給確保に資するため、我が国企業による探鉱事業案件に対して探鉱出資を行い、開発事業案件に対して債務保証を行う。また、支援案件の財務面、技術面、HSE 面(配慮すべき潜在的な健康・安全・環境・社会影響)等における適切な管理を行うとともに、制度運用改善について検討を行い、企業の開発投資につなげる。

(2)資源国等との関係強化

主要産炭国等との関係強化に努め、供給源の多角化により、石炭の安定供給を図る。特に我が国企業の将来的な参入可能性が見込まれる資源ポテンシャルのある新たな地域との協力を進める。

(3)情報収集・提供

石炭資源確保に資する産炭国の基礎的な情報や開発関連技術情報を政策当局や我が国企業に積極的かつ適時に提供するとともに情報提供の質の向上を図る。また、石炭の探鉱・開発段階における技術的課題の解決に向けて、我が国企業に対して技術支援を行う。

【指標】

- ・第4期中期目標期間末において、機構支援による我が国企業の権益下にある石炭の年間引取量(以下「自主開発権益量」という。)を300万トン積み増す。【基幹目標】(前中期目標期間実績見込:約79万トン)

【重要度:高】【優先度:高】【難易度:高】

政府目標達成のため、我が国企業による探鉱・開発案件を発掘・支援し、自主開発権益量を積み増すことは重要かつ優先度が高い。また、石炭に係る投資環境の厳しさ、探鉱・開発条件の厳しさ等からも難易度も高い。

- ・海外地質構造調査を、第4期中期目標期間に11件以上、8以上の地域(国、州)で実施する。(前中期目標期間実績:11件、8地域)
- ・海外地質構造調査に係る企業に対するコンサルテーションを年間15社以上実施する。(前中期目標期間実績:年間平均13社)
- ・海外地質構造調査により生じる権益、オフテイク権及び販売権等の我が国企業への引継ぎを、第4期中期目標期間に2件以上行う。(前中期目標期間実績:販売権1件)
- ・リスクマネー供給に係る企業に対するコンサルテーションを年間24社以上実施する。(前中期目標期間実績:年間平均24社)
- ・主要産炭国政府機関等との協力枠組みに基づく事業を第4期中期目標期間に15件※以上実施する。(前中期目標期間実績:14件) また、政策当局の判断の下に、我が国企業の将来的な

参入が見込まれる資源ポテンシャルのある地域(国・州)における事業を3件※以上実施する。
(前中期目標期間実績:3件)

※海外地質構造調査は含まない。

- ・産炭国に対する石炭採掘・保安に関する技術移転事業において、日本国内での研修生を700人以上、現地での日本技術者による研修生を60,000人以上、第4期中期目標期間に受け入れるとともに、研修の質の向上を図る。(前中期目標期間実績見込:国内受入研修生700人、現地での研修生60,000人)

<目標水準の考え方>

- ・自主開発比率2030年60%以上の政府目標の達成のためには、「長期エネルギー需給見通し」の想定の下で、2030年までに約1,570万トンの自主開発権益量の積み増しが必要となり、第4期中期目標期間末までに我が国全体として年間600万トンの積み増しを目指す。機構は、海外地質構造調査やリスクマネー(探鉱出資・開発債務保証)等の支援を通じて、300万トン分の民間企業の権益確保を支援する。なお、前中期目標期間の実績見込値約79万トンと比較しても安易な目標ではない。
- ・その他の目標については、第4期中期目標期間末において、自主開発権益量の300万トンの積み増し(基幹目標)を達成するためには、それぞれ前中期目標期間における実績と同等かそれを上回る水準が求められる。そのため前中期目標期間実績以上となることを念頭に設定した。

<想定される外部要因>

以上の目標に影響する外部要因として、初年度を基準として、産炭国のエネルギー政策などに大きな変更がないこと、急激な石炭価格の変動や世界における石炭を巡るダイベストメントの動きの加速化など石炭資源開発分野の投資環境に大きな変化がないことなどを前提とし、これら要因に変化があった場合には評価において適切に考慮するものとする。

3. 金属資源開発支援

2030年にベースメタルの自給率(リサイクルを含む)を80%以上とする政府目標(総合資源エネルギー調査会資源・燃料分科会報告等に基づく)の達成のほか、我が国の産業活動にとって重要なレアメタル等の安定供給確保、及び「海洋基本計画」に基づく海洋資源開発分野における平成30年代後半以降に、民間企業が参画する商業化を目指したプロジェクトの開始に向け、以下の支援を一層強化・推進し、我が国の非鉄金属の安定供給確保に貢献する。

(1) 資源確保への対応

① 権益確保に対する支援

近年、脱炭素化社会の進展に伴って、電気自動車や再エネ関連機器の普及、AI・IoTの浸透等が進み、それらに使用されるレアメタル等の需要が増加しているが、他方、そうしたレアメタルの

サプライチェーンの一部において、特定国による寡占化が進行している。こうした状況を踏まえ、令和2年3月に経済産業省は「新国際資源戦略」を策定したところ、レアメタル等の金属資源の供給源の多角化に資する事業への我が国企業の参画等を後押しすべく、以下の取組を行う。

(ア)地質構造調査

政府目標(ベースメタル(銅・亜鉛)の自給率(リサイクルを含む)を80%以上とする)の達成に寄与するため、機構は自ら又は我が国企業と協業し、リスクの高い初期段階の探査事業を行う。探査事業の実施にあたっては、過去の調査実績について十分な検証を行うことで、着実に権益確保等を目指す。

(イ)リスクマネー供給

出資、融資及び債務保証を通じて、我が国企業が金属鉱物資源の探鉱・鉱山開発等に投資する際のリスクを分担するとともに、資金調達の円滑化を図ることにより、将来の輸入量に貢献できる資源量を持つ優良案件を支援する。特に、鉱石品位の低下等による鉱山開発の高コスト化、製錬事業のビジネスモデルのグローバル化等が進んでいる現状に対応すべく、令和2年度の法改正により追加された、探鉱段階から採掘段階へ移行する場合の追加開発資金の出資、採掘に附属しない製錬所等への出資等の制度を活用するとともに、債務保証制度の審査の合理化や出資案件の経済性評価の見直し等を含む、制度の運用改善を進める。

その際、脱炭素社会の進展に伴い需要増加が見込まれる、あるいは特定国への依存度が高く供給リスクが懸念される重要鉱物(例としてリチウム、コバルト、ニッケル、銅、レアアース。以下同じ。)を対象とする案件、特にアフリカ等高リスク国・地域における案件に対してリスクマネー供給等の支援を重点的に講じる。

【指標】

・地質構造調査により、ベースメタル(銅・亜鉛)について、将来の輸入量の少なくとも1割程度の規模感で寄与するポテンシャルを持つ優良案件(銅:15万トン程度(2015年度時点)、亜鉛:5万トン程度(2015年度時点))を新規に確保する。【基幹目標】(前中期目標期間実績:4%)

【重要度:高】【優先度:高】【難易度:高】

政府目標達成に向け、将来の需要に貢献する可能性がある案件の確保は重要。また、非鉄マーケットの回復基調による、資源獲得競争に後れをとらぬよう、探鉱・開発の底上げの優先度は高い。更に奥地化・深部化による新規探鉱案件の形成、国際的な競争激化等難易度は高い。

・出資、融資及び債務保証を通じた将来の輸入量に貢献できる資源量を持つ優良案件(おおむね10年以上の採掘期間が見込まれるもの)及び採掘に附属しない製錬事業案件等への支援件数(前中期目標期間実績:1件)

<目標水準の考え方>

- ・政府目標(ベースメタル(銅・亜鉛)の自給率(リサイクルを含む)を 80%以上とする)と現状との差は 2 割程度。政府目標を達成するため、そのうち、半分を民間企業が機構の支援を受けることなく独自に実施するもの、残り半分を機構による調査で発見することを目指し設定した。
- ・なお、金属資源分野では、鉱種が多岐にわたること、下流産業における需要動向が変動しやすいことから、鉱種ごとの自給率目標を設定することが困難である。また、民間からの持込みを前提として行うリスクマネー供給は、審査に予断を与えるべきでないこと、案件検討時の市況等によっては採択に必要な経済性を満たすことが困難な場合が生じる等の他律的な成否要因があることには留意しつつ、リスクマネー供給にあたり重要鉱物を対象とした案件に重点化することで、銅以外の重要鉱物についても安定供給確保を目指すこととしている。

②海洋鉱物資源の開発

- ・海底熱水鉱床については、「海洋基本計画」に掲げる平成 30 年代後半以降に民間企業が参画する商業化を目指したプロジェクトの開始を目標として、国の委託により、所要の新鉱床の発見及び概略資源量の把握を目指すとともに、必要な揚鉱量を確保するための採鉱・揚鉱システムの効率性・信頼性の向上、鉱床特性に応じた選鉱プロセスの開発、環境評価手法の適用性の向上(パイロット試験海域以外における適用の検討及び標準化への取組)、その他開発に関連する諸課題の解決(開発に当たり整備が必要となる制度の調査等)を目指す。
- ・コバルトリッチクラストについては、「海洋基本計画」に従い、国の委託により、賦存状況調査の実施(国際海底機構との契約に基づき、2021 年末までに機構が確保する探査鉱区(3,000 平方キロメートル)を 3 分の 2 に絞り込むために必要なボーリング調査を 84 か所において実施)、生産関連技術の検討(他の海洋鉱物資源で確立した生産関連の要素技術の適用を検討)を行う。
- ・マンガン団塊については、「海洋基本計画」に従い、国の委託により、国際動向を踏まえ、ハワイ南東方沖の日本鉱区における国際海底機構との探査契約に従った調査を実施する。
- ・レアアース泥については、「海洋基本計画」に従い、国の委託により、資源量の把握のための調査等を行う。
- ・上記の海洋鉱物資源の調査において最大限に活用するため、海洋資源調査船「白嶺」の安全かつ効率的な運航を図る。

【指標】

- ・海底熱水鉱床について 5,000 万トンレベルの概略資源量を把握する。【基幹目標】

【重要度:高】【優先度:高】【難易度:高】

政府目標達成のため、海底熱水鉱床の開発に事業者が参入の判断ができるレベルの資源量の把握は重要かつ優先度が高い。また、海洋鉱物資源の開発は世界でも先行事例がなく、難易度は高い。

- ・海底熱水鉱床に係る広域調査における新鉱床域の発見を 5 件以上行う。
- ・海底熱水鉱床について、モデルとして開発した選鉱プロセスの他の鉱床への適用性を 2 件以上確認する。(前中期目標期間実績:1 件)
- ・海底熱水鉱床について、モデルとして開発した環境評価手法の他の鉱床への適用性を 2 件以上確認する。
- ・海洋資源調査船「白嶺」の全航海日数中、安全かつ効率的な運航(調査航海日数)を年間 240 日以上実現する。(前中期目標期間参考実績:51 航海数)

<目標水準の考え方>

海底熱水鉱床の開発に事業者が参入の判断ができるレベルの十分な資源量の把握が必要であり、5,000 万トンレベルの概略資源量(既発見鉱床の平均金属含有率等に基づき、企業の陸上鉱山への投資対象と考えられる 2 兆円規模の金属価値を有し、採掘年数(マインライフ)15 年以上となる概略資源量)の把握、継続的な新鉱床の発見やそのための海洋資源調査船「白嶺」の調査航海日数の確保、選鉱プロセス及び環境評価手法の他鉱床・海域への適用の確認が必要であることから、上記の目標水準を設定。

③情報収集・提供

我が国産業界の非鉄資源開発への取組を補完・支援するために以下の事業を実施する。

(ア)探鉱・開発関連戦略の検討・立案に資する情報収集

(イ)中国の需給など企業ニーズの高い情報を収集するための現地情報ネットワークの維持・開拓

【指標】

- ・鉱種戦略に資する情報収集・提供を第 4 期中期目標期間中に 12 件以上実施する。(前中期目標期間実績:12 件)
- ・ネットワーク強化に資する日本国内でのセミナー等開催を第 4 期中期目標期間中に 10 件以上実施する。(前中期目標期間実績:8 件)

<目標水準の考え方>

基幹目標の達成に向け、我が国の非鉄資源開発への取組を補完・支援するため、鉱種戦略に資する情報や中国の需給等企業ニーズの高い情報の収集・提供を行う。また、機構の持つ現地ネットワークを民間企業等につなげるセミナー等を開催し、ネットワークの拡大・強化に努める。それぞれにつき、前中期目標期間における実績と同等以上の取組を促すことを念頭に設定した。

(2)資源国等との関係強化

資源外交については、企業ニーズを踏まえつつ、鉱種と地域を組み合わせる重点国を特定し、政府機関や国営鉱山公社等との関係強化を進め、我が国企業と相手国政府の橋渡し役を務め

る。具体的には以下の事業を実施する。

①資源国政府との関係強化に資する事業

資源国に対して各種セミナー、要人招聘、官民合同ミッション、広域調査・空中物理探査・広域地化学探査等の初期調査、資源国との技術開発、人材育成などを実施し、我が国企業とフロンティア国を含め相手国政府の橋渡し役となる。

②我が国技術を活用した現場レベルでの協力推進

ボツワナ・地質リモートセンシングセンターを拠点としたアフリカにおけるフロンティア地域、及び同様の取組が可能なその他の資源国に対して、リモートセンシング技術等を利用した共同解析、技術者招聘、技術ワークショップ等を実施する。

【指標】

- ・資源国政府との関係強化に資する具体的事業を第4期中期目標期間中に26件以上実施する。
(前中期目標期間類似実績:協力枠組み構築数26件)
- ・リモートセンシング技術等我が国技術を活用した現場レベルでの協力推進事業を第4期中期目標期間中に18件以上実施する。(前中期目標期間実績:18件)

<目標水準の考え方>

基幹目標の達成に貢献する、資源外交における機構の役割は重要。前中期目標期間に資源国政府との間で構築した協力枠組みに基づき、機構が有する資源探査等幅広い技術・ノウハウを活用するほか、我が国技術を活用した現場レベルの協力を通じて、資源国政府等との一層の関係強化につなげることを念頭に前中期目標期間における実績と同等かそれを上回る水準を設定した。

(3)技術開発・人材育成

我が国の資源権益確保に必要な探査技術に加え、採掘から選鉱・製錬に至る一連の工程における生産最適化及び環境負荷低減に関する技術の重要性が高まっていることから、以下の事業を行う。

①探査技術の開発

効率的な探鉱エリアの絞り込みと探鉱ターゲットの明確化を実現するため、リモートセンシング技術及び物理探査技術等の探査技術を開発し、探査現場適用を目指す。

②銅原料中の不純物低減技術の開発

銅原料中の有害物質であるヒ素等不純物の低減技術の開発を実施する。

③リサイクル製錬原料の高品質化技術の開発

銅製錬におけるリサイクル原料として使用される廃電子基板類中の「製錬忌避元素」の除去技術の開発を実施する。

④金属資源技術研究所のオープンラボ化の推進

金属資源技術研究所が中心となって、民間企業・大学等研究機関と連携して製錬技術等研究を実施(オープンラボ化)し、製錬技術等の開発などを旨す。

⑤現場ニーズ等に対する技術支援事業の実施

我が国企業による資源権益取得等に資することを目的とした技術支援を実施する。

⑥大学の技術力向上に向けた人材育成事業

若手研究員を対象とした選鉱・製錬技術に関する基礎研究や学生を対象とした講座開設による人材育成支援を実施する。

【指標】

- ・①については、自ら開発したリモートセンシング技術及び物理探査技術等の探査現場への適用件数について第4期中期目標期間中に11件以上達成する。(前中期目標期間実績:9件)
- ・②については、銅原料中の選鉱による銅精鉱中のヒ素濃度の従来法と比較した割合について、50%以上の低減を第4期中期目標期間中に達成する。
- ・③については、リサイクル製錬原料の高品質化技術開発における廃基板中のアルミニウム低減率及び銅回収率について各々50%以上及び80%以上を第4期中期目標期間中に達成する。
- ・④については、金属資源技術研究所のオープンラボ化を契機とした民間企業・大学等との共同研究等を第4期中期目標期間中に11件以上実施する。(前中期目標期間実績:年平均1.3件)
- ・⑥については、大学の技術力向上に向けた人材育成事業に関し、生産技術に関する基礎研究を年10件以上、大学等を対象とした講座を実施する。(前中期目標期間実績:(基礎研究)年平均6.8件、(大学講座)年平均4.6件)

<目標水準の考え方>

基幹目標達成に貢献するものとして、いずれの目標も重要。目標水準の設定にあたっては、以下のとおり。

- ・②については、銅精鉱中の不純物の増加が世界的に進む中、環境リスクの低い精鉱の生産を目指し、目標値を設定した。
- ・③については、我が国製錬所へのリサイクル原料投入状況を踏まえ、銅回収率を維持しつつ、リサイクル原料投入量を増加させることを念頭に設定した。
また、次の定量指標については、いずれも前中期目標期間中の実績を上回ることを念頭に設定した。
- ・①については、機構自ら行う効率的な探鉱エリアの絞り込み等に活用され、一層の探鉱成果向上につながるものとする。

※目標水準を見直し、令和4年度目標値の引き上げを実施。

- ・④については、金属資源技術研究所等機構の施設等を有効利用し、将来的な産学官連携の拠点を旨すものとする。

※目標水準を見直し、令和4年度目標値の引き上げを実施。

- ・⑥については、非鉄産業界の技術力向上に向け、大学等若手研究員を対象とした選鉱・製錬等技術に関する基礎研究や、大学との連携協定等に基づく講座開設による人材育成支援を行うものとする。

<想定される外部要因>

以上の目標に影響する外的環境変化として、資源国等における政情・経済不安の顕在化や、為替や非鉄金属市場の急激な変化等が想定される。こうした変化に対応し、自ら機能強化を図り新しい役割を果たすなど、機構として臨機応変・適切に対応した場合は、評価において的確に考慮するものとする。

4. 資源備蓄

(1) 石油・石油ガスの備蓄

我が国への石油・石油ガス供給不足又は我が国における災害の発生による国内の特定の地域への供給不足に対し、我が国における安定的な供給を確保するため、機構は、石油の備蓄の確保等に関する法律(昭和50年法律第96号。以下「石油備蓄法」という。)に基づく石油・石油ガスの備蓄に関して、以下の取組を実施する。

① 国家石油・国家石油ガスの安全管理と効率的な運営の両立

国家備蓄石油・石油ガス及び国家備蓄基地の管理を受託している者として、国家備蓄基地の安全な操業を確保しつつ、効率的な運営に取り組む。

- ・安全操業については、緊急時の石油・石油ガス供給不足に対して速やかな放出体制を常時確保するため、国家備蓄基地を安全に操業し、「重大事故」の発生をゼロとするとともに、その他の事故等についても発生防止に努める。効率的な運営については、国家備蓄基地の設備の老朽化により今後大型の工事の増加が見込まれるところ、予算制約のある中でリスクを回避しつつ効率的に修繕・保全を実施するため、「中長期保全計画」を策定し、同計画に基づく効率的な基地管理を実施する。併せて、国家備蓄基地の修繕・保全コストを中長期的に最適化するため、新たな IT 技術等の積極的な導入を検討し、実施する。
- ・不断に安全性・効率性を高めるため、全国規模での長期にわたる国家備蓄業務の知見・専門性を生かし、将来的に基地管理業務の効率化等に資する改善策の検討・提案を行う。
- ・国家石油備蓄業務の経験を生かすとともに、変化する国際原油市場の動向にも柔軟に対応しうる国家備蓄石油及び国家備蓄基地施設の効率的・効果的な活用方法の検討を行い、政府に対して積極的に政策提言を行う。
- ・国家石油備蓄基地操業の業務委託に係る入札については、基地の安全操業の確保に留意しつつ、平成 29 年度の入札結果を踏まえ、令和 4 年度に予定されている次回入札での必要な

措置を検討し、実施する。

【指標】

・安全操業・効率的な運営に係る具体的な改善策を提案し、11 件以上実施する。また、これらの改善策については、機構の外部評価において、事故件数の低減やコスト効率化などの定量的な効果に基づき「安全性・効率性向上の観点から優れている」との評価を得なければならない。

【基幹目標】(前中期目標期間における改善策実施件数:10 件)

【重要度:高】【優先度:高】【難易度:高】

平時の運営は、安全管理の上に成り立つものであることから、重要度が高い。また、早期に取り組むほどコスト効率化の効果は大きくなるため、優先度が高い。加えて、老朽化による保全コストの増加を抑えつつ、必要な工事等を着実に実施し、安全性を確保することは難易度が高い。

<目標水準の考え方>

前中期目標期間においては、安全な操業及び効率的な運営を確保できたことから、引き続き目標を達成するため、前中期目標期間中の実績と同等又はそれを上回る水準を設定する。また、これまで改善策を自己評価していたが、より客観性をもたせる観点から、外部評価を求めることとした。

※目標水準を見直し、令和4年度目標値の引き上げを実施。

②緊急時における供給体制の整備等

放出訓練等の機会を活用し、緊急時における備蓄放出の機動力の維持・向上を図る。また、我が国における災害の発生による国内の特定の地域への石油供給不足に対し、複数の石油精製業者等による災害時石油供給連携計画の実施に際して、機構が石油備蓄法に基づき必要な人的・技術的援助を行う体制の維持・向上を図る。

- ・限られた予算の中で、国家備蓄基地において緊急時に機動的に国家備蓄石油・石油ガスを放出できる体制を確保するため、国家備蓄の放出シミュレーションを含め、緊急放出訓練を効率的・効果的に実施する。
- ・緊急時に機動的に国家備蓄を放出できるよう、国家備蓄石油の適切な品質管理を実施する。
- ・我が国における災害の発生による国内の特定への石油・石油ガス供給不足に対応するため、複数の石油精製業者等による災害時石油供給連携訓練に参加し、企業からの要請に応じて人的・技術的援助を行う体制の維持・向上を図る。また、特定石油ガス輸入業者等による災害時石油ガス供給連携訓練に参加する。

【指標】

・緊急放出訓練を実施し、緊急放出を滞りなく遂行する能力を全 15 基地において維持する。こ

これらの訓練については外部評価において、十分に放出ができる体制を維持しているとの評価を得なければならない。【基幹目標】

【重要度：高】【優先度：高】【難易度：高】

緊急時における機動的な放出能力を維持することは、石油・石油ガス備蓄事業の根幹であるため、重要度及び優先度が高い。また、各基地において放出体制を効率的・効果的に維持しているとの外部評価を得ることは難易度が高い。

③石油・石油ガス備蓄に係る国際協力

- ・石油備蓄については、IEA 加盟国として、これまで協力関係を構築してきた IEA 及びその加盟国との連携を維持・強化するための各種取組を実施する。また、アジア諸国は、石油需要が今後も増加見込みであり、世界的な石油供給途絶時には我が国と同じリスクに直面することとなる。アジア諸国全体で危機対応力を向上させることは我が国のエネルギー・セキュリティを向上させる上で重要であることから、これまでの備蓄制度の構築や運用に関する知見・ノウハウも活用し、二国間又は多国間での緊急時における原油や石油製品の相互融通に資する協力も含め、各国の実情に対応した、石油備蓄体制の構築支援を実施する。あわせて、産油国共同備蓄事業を円滑に運営する。
- ・石油ガス備蓄については、国家備蓄基地施設の活用も含めた諸外国との協力可能性について検討する。
- ・IEA 会合やアジア諸国との会合等の機会も活用した、各国の動向等の石油・石油ガス備蓄に関する情報収集、調査・分析及び政策提言を行う。

【指標】

- ・アジア諸国から新たに石油・石油ガス備蓄に関する研修講師の派遣、講演等の機会を、各年度平均 1 件以上獲得する。
- ・アジア地域における石油・石油ガス備蓄の創設や運営に寄与し得る具体的な国別の協力を年 4 回以上実施する。(前中期目標期間実績：年 4 回)
- ・石油・石油ガス備蓄に関するアジア諸国との多国間協力のための研修等(ASEAN エネルギー・セキュリティ構築支援研修、ASEAN+3石油備蓄 WS)を年平均 2 回以上開催する。(前中期目標期間実績：年 2 回)

<目標水準の考え方>

- ・アジア諸国への積極的な支援を進めるため、新たに研修講師の派遣、講演等の機会を毎年平均 1 件獲得することを指標として設定する。
- ・その他の目標は、アジア諸国全体で危機対応力を向上させるため、これまで実施してきた取組を継続し、発展させる必要があることから、前中期目標期間の実績以上を達成することとした。

(2)金属鉱産物の備蓄

金属鉱産物のうち、特に我が国産業において不可欠なレアメタルについて、その供給障害リスクへの対応のため、総合資源エネルギー調査会資源・燃料分科会報告書、新国際資源戦略等を踏まえ、機構はレアメタル備蓄に関して、以下の取組を実施する。

①機動的な備蓄業務を可能とする体制の構築・維持

収集情報を基に保有備蓄物資を国内産業の変化に応じて最適化するため、国が定めた備蓄に係る方針に則って放出計画及び買入計画(以下「備蓄計画」という。)を国の同意を得た上で策定し、それに基づいて備蓄を実施する。また、備蓄物資の市場価格や備蓄倉庫における備蓄状況を踏まえ、より効率的・効果的な備蓄が可能となる改善策を提案し、それに基づいた備蓄を実施する。

放出及び買入を円滑に実施する。これを機動的に実施するための体制の整備・維持を図り、第4期中期目標期間中に各年度末における登録事業者の合計を539社確保する。

需給逼迫の緩和を目的とした放出及び法第20条の大臣要求に基づく放出(以下「緊急放出」という。)に備えた緊急放出訓練を年2回実施する。更に、大臣要求に基づく放出に係る計画への同意を受理した日から放出に係る契約決裁完了までの期間を12日以内とする。

【指標】

- ・効率的・効果的な備蓄の実施に係る具体的な改善策の提案を年1件以上行い、それに基づき備蓄業務を実施する。また、これらの改善策については、機構の外部評価において「効率的・効果的な備蓄が適確に実施されている」との評価を得なければならない。【基幹目標】
- ・緊急放出訓練については外部評価を実施し、緊急放出を滞りなく遂行できる体制を維持。【基幹目標】

【重要度:高】【優先度:高】【難易度:高】

国内産業構造や需要状況の急速な変化に対応して保有備蓄物資を最適化していくことは、重要かつ優先度が高い。また、最適なタイミングによる入替、買入・積増、売却の実施は、市況高騰時は買入・積増が、市況低下時は売却の計画実行が困難であり難易度は高い。

また、緊急放出の円滑な実施体制について、厳しい外部評価に耐えうるレベルで維持することは、レアメタルの安定供給のため、重要かつ優先度は高く、難易度も高い。

- ・国内産業の変化に応じて最適化した備蓄計画を立案し、同計画に基づいた備蓄業務を実施する。なお、当該業務の外部評価においては「国内産業のニーズを踏まえた備蓄計画が立案され、適確に実施されている」との評価を得なければならない。
- ・円滑な入札実施のための登録事業者の確保状況、放出訓練の実施状況及び緊急放出に係る

計画に対する経済産業大臣の同意から放出の契約決裁完了までの日数

<目標水準の考え方>

これまで計画に基づく備蓄の実施や改善策提案及び緊急放出訓練については自己評価を行っていたが、より客観性をもたせる観点から、外部評価を求めることとした。特に改善策の提案については、市場価格や備蓄倉庫における備蓄状況を踏まえた効率的・効果的な備蓄事業の実施に資する提案・実施を求めることとした。

②情報収集・国内産業ニーズの把握

備蓄対象鉱種に関係する企業や業界団体との連携強化と情報交換のための委員会の開催等及びヒアリング等を通じて、ネットワークを構築・強化し、備蓄物資に係る情報を収集して、国内産業のニーズを踏まえた備蓄事業の推進と改善を図る。

【指標】

- ・関連企業との連携強化と情報交換のための委員会等の開催・参加数(前中期目標期間実績:3回/年)
- ・個別企業ヒアリング実施数(前中期目標期間実績:延べ 89 社/年)

<目標水準の考え方>

①の基幹目標を達成するために、備蓄計画を機構自ら策定し、改善策の提案をする上で、国内産業ニーズ等の情報収集は不可欠。前中期目標期間と同様、業界団体との委員会等の開催・参加や個別企業ヒアリングの実施は、情報収集機会として重要であり、国内産業の変化等に適切に対応できるよう、具体的な指標は年度計画で設定する。

③備蓄物資保管管理体制の更なる改善

国家備蓄倉庫及び備蓄物資の管理については、年2回以上実施する防災・防犯・救命救急訓練の実施等を通して安全性・安定性・効率性のさらなる向上を図る。これらの実施により、短期的な供給途絶リスクに対応するための備蓄制度の適切な運営を図る。

【指標】

- ・防災・防犯・救命救急訓練の実施(訓練回数)については外部評価を実施し、備蓄物資保管管理体制の維持及び更なる改善を図る。(前中期目標期間実績:2回)

<目標水準の考え方>

これまで改善策を自己評価していたが、より客観性をもたせる観点から、外部評価を求めることとした。

<想定される外部要因>

以上の目標に影響する外部要因としては、国内産業構造の変化や技術革新による需要の変動、為替や非鉄金属市場の急激な変動及び想定外の天災等が想定される。こうした外部要因に対し、自ら機能強化を図り新しい役割を果たすなど、機構として臨機応変・適切に対応した場合は、評価において的確に考慮するものとする。

5. 地熱資源開発支援

平成 26 年 4 月に閣議決定された「エネルギー基本計画」の方針に基づいて、平成 27 年 7 月に経済産業省が決定した「長期エネルギー需給見通し」では、地熱発電の設備容量を、現状の約 53 万 kW から、2030 年度までに約 140～155 万 kW まで増やす(約 90～100 万 kW 増加)ことが想定されている。これを達成するためには、大型新規案件を組成することが必要であるところ、地熱資源開発に必要な期間(以下「リードタイム」という。)が 10 年程度¹必要であることを考慮し、第 4 期中期目標期間においては、次に掲げる取組を総動員し、地熱資源開発を加速化する必要がある。

(1)資源確保への対応

①初期調査リスク低減等に向けた支援強化

民間企業による地熱資源開発の大きな課題となっている初期調査リスクを低減するため、地元との合意形成を進めつつ、国立・国定公園内などでの先導的調査(地熱ポテンシャル調査)を重点的に行い、有望地域を抽出するとともに、得られた調査データを企業へ広く提供する。

また、これらの調査データを活用した、企業による地熱資源開発を加速化するため、助成金制度等を活用し、積極的に案件組成を行う。その際、機構は、資源エネルギー庁や地方公共団体と連携して、地熱発電による地域の産業振興の見本となる案件を組成し、積極的に情報発信を行うことで、全国的に地熱資源開発を加速化する。

更に、組成した案件について、調査の進捗管理を適切に行いつつ、その結果の分析についても、技術面からのコンサルテーションを積極的に実施するなど、きめ細やかに企業をフォローすることにより、探査・開発への移行を加速化する。

②リスクマネー供給

助成金制度等によって組成した調査案件について、探査・開発段階への移行を促進するため、出資や債務保証による金融支援等を通じて、事業進捗を加速化する。

【指標】

・企業が実施する地熱資源量調査について、機構が、通期で 65 件(うち新規組成案件は 35 件(約

100 万 kW 相当))以上の案件を組成する。【基幹目標】

【重要度:高】【優先度:高】【難易度:高】

「長期エネルギー需給見通し」における想定を達成するために、企業による案件組成を促進することは、重要かつ優先度が高い。一方、案件組成のためには、地熱ポテンシャルの高い地域を抽出することの技術的な難しさに加え、地元との合意形成なども必要であり、難易度は高い。

- ・機構が実施する先導的調査(地熱ポテンシャル調査)について、空中物理探査を 3 地域、ヒートホール調査を 15 地域、先導的資源量調査(深部ボーリング調査)として 9 地域及び次期中期期間に向けた予備的調査を 3 地域で実施する。
- ・資源エネルギー庁や地方公共団体と連携し、地熱発電による地域の産業振興に関するモデルとして、全国発信しうる案件を 1 件組成する。
- ・助成金制度等によって組成した調査案件について、探査・開発段階に移行する案件を、通期で 10 件以上とする。

<目標水準の考え方>

- ・「長期エネルギー需給見通し」においては、地熱発電の設備容量を、2030 年度までに現状から約 90~100 万 kW 増加させることが想定されている。これを達成するためには、運転開始までのリードタイム(10年程度)を踏まえれば、第4期中期目標期間内に、以下の内訳のとおり、現時点で調査段階の案件(30件)を着実に進捗させるとともに、新規組成案件(35件)を組成することが必要である。これを踏まえ、第4期中期目標期間においては、通期65件(うち新規組成案件は35件)以上の案件を組成することを目標とした。

なお、地熱開発は、事業の進捗に応じて、徐々に発電可能量が明らかになる特性があることから、業績目標としては、各地点の想定開発規模を設定した上で、案件組成数を評価指標とした。

ー開発・探査段階の案件:約 6 万 kW(成功率 90%と仮定。)

ー調査段階の案件:約 26 万 kW(現在調査中の案件(35 件)は合計約 35 万 kW。各案件の進捗状況を踏まえ、現在調査中の案件に関する中期目標として、30 件を想定。成功率は 75%と仮定。)

ー新規案件:約 61 万 kW(機構が新規に先導的調査を予定している有望地域等では、約 101 万 kW 相当(合計 35 件)の開発ポテンシャルが見込まれる状況。成功率は 60%と仮定。)

- ・また、約 101 万 kW 相当の開発ポテンシャルを有する有望地域等における調査の実施見込みは、以下を想定していることから、空中物理探査を 3 地域、ヒートホール調査を 15 地域実施することを目標とした。

ー既存調査の結果を基に組成する案件:約 7.5 万 kW 相当

ー新規地点(空中物理探査・ヒートホール調査済み):3 地域(約 18 万 kW 相当)

－新規地点(空中物理探査のみ実施済み):12 地域(約 66 万 kW 相当)

－新規地点(調査未実施):3 地域(約 9 万 kW 相当)

・更に、助成金制度等によって組成した調査案件について、探査・開発段階への移行を促進することが必要であるところ、第4期中期目標期間において、探査・開発段階に移行することが想定される案件のうち、7,500kW 以上の中～大規模案件が 12 件存在することから、その大半を探査・開発段階に移行させることを念頭に 10 件以上とした。

(2)技術開発・人材育成

地熱開発における課題であるリードタイムや開発コストの軽減、更に稼働率向上に資する技術開発に取り組むとともに、深刻化する人材不足に対応するため、人材育成支援を強化する。

具体的には、探査精度の向上や掘削期間の短縮などに資する技術開発により、開発期間を短縮することを可能にする。

また、地下の蒸気量の管理技術を確立することで、設備利用率を向上させる(本技術の確立により、生産井の減衰率を約 60%改善することを想定。)

更に、人材育成のため、若手を中心とした技術者研修を実施する。

【指標】

- ・掘削成功率を約 30%改善させるような地熱貯留層の探査技術及び掘削期間を約 20%短縮するような掘削効果に優れた機材を実用化する。
- ・地下の蒸気量の管理技術を実用化し、ガイドライン化に向けた検討を進め、検討成果の報告書とりまとめを行う。
- ・若手技術者を中心とした 198 名以上に対して、地熱開発事業に関する技術者研修を実施する。

<目標水準の考え方>

- ・技術開発については、エネルギーミックスを達成するために、現在 14 年程度かかっているリードタイムを、10 年程度まで短縮することが必要である。これにあたり、環境アセスの手続き合理化により、2 年程度の短縮が見込まれているところ、技術開発により、掘削成功率の改善(約 30%改善)による掘削本数の削減や、掘削速度の向上等による掘削期間の短縮(約 20%短縮)によって、更に 2 年程度短縮することが可能と見込んでいる。
- ・更に、地熱発電の発電コストを低減し、価格競争力を持つ電源にしていくことも重要である。そのため、設備利用率を向上し、他の再生可能エネルギーと遜色のない発電コストにするべく、地下の蒸気量の管理技術(生産井の減衰率を約 60%改善)の実用化の目途を立てることを目標とした。
- ・研修事業については、今後の案件組成の時期や件数を勘案すれば、地熱技術者が約 750 名必要になると想定しているところ、現状では国内に約 300 名しかおらず、海外人材を最大限活用し

たとしても、150 名程度は不足すると考えられており、少なくとも、当該不足数を研修事業で育成することを念頭に設定した。

※目標水準を見直し、令和4年度目標値の引き上げを実施。

(3)情報収集・提供

「地熱発電の日(10月8日)」を契機として、国や業界団体等と連携し、地熱シンポジウムを開催するなど、全国規模で地熱資源開発に対する理解促進活動を行う。特に、今後の有望地域である国立・国定公園内の住民などに対して、重点的に理解促進を図る。

また、地域での合意形成における役割が高まりつつある地方公共団体への技術面での支援を継続する。

更に、我が国の技術レベルの向上や、理解促進に関する取組事例の共有などを行うため、ニュージーランド等の地熱先進国と情報交換を行い、その情報発信を進める。

【指標】

- ・地熱シンポジウムや各種イベントへの出展など、各種理解促進活動を全国で 68 回以上実施する。(前中期目標実績:47 回)
- ・地熱先進国との情報交換及び国際会議の参加を、通期 40 回以上を実施する。(前中期目標実績:40 回)

<目標水準の考え方>

エネルギーミックスを達成するために必要な案件組成や、効率的な技術開発の実施にあたっては、各種理解促進活動や海外との情報交換に積極的に取り組む必要があることから、前中期目標期間における実績と同等以上の水準を目標とした。

※目標水準を見直し、一部指標で令和4年度目標値の引き上げを実施。

<想定される外部要因>

以上の目標に影響する外部要因として、地熱資源開発にあたっては、①掘削調査の進展に伴って、各地点での地熱資源量が想定よりも増減し、必要な案件組成数が変化することや、②森林法・自然公園法等の許認可取得や、調査地点近傍における地元自治体及び関係者との適切な調整・合意形成が必要であることや、③財政事情、市中金融機関の資金繰りや金利等にも大きく影響を受けることから、これら要因に変化があった場合には、評価において適切に考慮するものとする。

6. 鉱害防止支援

機構は、金属鉱業等鉱害対策特別措置法(昭和48年法律第26号)の規定により、経済産業

大臣が定める「特定施設に係る鉱害防止事業の実施に関する基本方針」(以下「第5次基本方針」という。)に基づく鉱害防止事業の着実かつ計画的な実施を図るため、以下の取組を実施する。

(1) 鉱害防止事業実施者等への技術的支援

- ・鉱害防止支援のために機構が行う中核的な施策である地方公共団体等への調査指導、調査設計、工事支援を効率的・効果的に実施するとともに、旧松尾鉱山新中和処理施設の運営管理の着実な実施及び事故の発生をゼロとする。
- ・効率化・費用低減化等に資する普及効果の高い鉱害防止技術の開発を通じ、坑廃水処理の大幅なコスト削減を目指す。
- ・民間企業や地方公共団体の実務者を対象として研修・人材育成に取り組み、国内の鉱害防止技術レベルの維持向上に貢献する。

【指標】

- ・技術支援に対する地方公共団体の満足度についての「総合評価」及び「個別の評価項目のうち重要なもの(成果物の質や助言の適切さ等に関するもの)」において、5段階評価の上位2つの評価をそれぞれ支援件数の8割以上から得る。【基幹目標】

【重要度:高】【優先度:高】【難易度:高】

鉱害防止事業が着実かつ計画的に実施されるよう地方公共団体へ技術的支援を行うことは、国民の健康保護・生活環境保全の観点から重要かつ優先度は高い。また、各鉱山は固有の問題を有し、オーダーメイドの対応を求められることから難易度は高い。

<目標水準の考え方>

第5次基本方針に沿った鉱害防止事業の着実かつ計画的な実施は、実施主体である地方公共団体の取組が不可欠であり、その取組への技術支援に対する満足度について支援の質向上に向けた不断の努力を促す観点から、総合評価に加えて個別の重要評価項目を設定しそれぞれで上位の評価を得ることとする新たな評価を設定。

(2) 鉱害防止事業実施者等への融資

- ・鉱害防止事業実施者等への融資の的確な実施のため、迅速かつ厳格な審査を行うとともに、適切な債権管理を実施する。
- ・定期的にアンケート調査・コンサルテーションを実施し、ニーズを把握する。

【指標】

- ・鉱害防止事業実施者等に対するコンサルテーションを年17回以上実施する。(前中期目標期

間実績:年 16 回)

<目標水準の考え方>

本融資は第5次基本方針に沿った鉱害防止事業の着実かつ計画的な実施に向けて重要な取組であることから、前中期目標の実績を上回る水準を設定。

<想定される外部要因>

以上の目標に影響する外部要因として、地方公共団体の方針、考え方、財源措置等に左右されること、また、鉱害防止事業者の鉱害防止事業計画等の状況を考慮することなどを前提とし、これら要因に変化があった場合には評価において適切に考慮するものとする。

(3)資源保有国への技術・情報協力

資源外交・権益確保の側面支援の観点から、資源保有国において休廃止鉱山での鉱害防止分野における技術・情報協力を着実に実施する。

【指標】

・資源保有国への技術・情報協力を第4期中期目標期間中に10件以上実施する。(前中期目標期間実績:9件)

<目標水準の考え方>

本協力は我が国独自の効果的な資源外交ツールとなり得るものであることから、前中期目標の実績を上回る水準を設定した。

<想定される外部要因>

資源保有国側における鉱害防止事業に対する要望が継続的に維持されることを前提に、上記目標に影響する外部環境変化として、資源保有国等における政情・経済不安の顕在化や、為替や非鉄金属市場の急激な変化等が想定される。こうした変化等があった場合には評価において適切に考慮するものとする。

7. 石炭経過業務

災害時における石油の供給不足への対処等のための石油の備蓄の確保等に関する法律等の一部を改正する法律(平成24年法律第76号)に基づき実施している旧保有鉱区に係る管理等を適切に実施し、鉱害の未然防止等を図るため、以下の取組を実施する。

(1)貸付金償還業務

貸付金償還業務は、金融協定に基づき20年後に償還が完了する見込みであるが、回収額の最大化に向け、債務者の財務状況等を勘案し、必要に応じて協定を見直す等により、引き続き着実な償還を図る。

【指標】

- ・金融協定に基づく回収計画額に対する回収額の割合

(2)旧保有鉱区管理等業務

旧保有鉱区管理等業務については、今後も鉱害の発生が想定され、賠償や復旧工事等相当の業務量が見込まれることから業務を継続する。特に坑廃水については、半永久的に処理及び施設管理を行う必要があるため、施設管理業務の一層の効率化を図る。

【指標】

- ・ボタ山・坑口の調査及び工事を適切に実施
- ・坑廃水改善施設の適切な管理及びモニタリング回数:年 13回(前中期目標期間実績 12件)
- ・鉱害賠償の早急な処理及び応急工事への迅速な対応

第4 業務運営の効率化に関する事項

以上に述べた国民に対するサービスを的確に遂行するとともに、これまで機構が培ってきた知見を活用し、エネルギー・セキュリティのさらなる向上に貢献をしていくには、限りあるリソースを戦略的に活用するための組織運営・人材管理を行うとともに、リスクや経費の適切な管理の仕組みを構築することが極めて重要である。

(1)アウトカム志向の組織運営

中期目標、中期計画及び各部門の年度計画その他重要な個別の事業計画について、着実にアウトカムを出せるよう、理事長と各部門責任者とが、目標とその進捗について定期的に協議する仕組みを強化する。

目標の進捗を踏まえ、目標達成に向け、特に集中的に経営資源を投入する必要がある場合や、時勢の変化により優先的に取り組むべき課題が生じた場合には、プロジェクトチーム編成等を行い、部門の枠を超えて集中的・機動的に取り組む。

また、基幹目標やアウトカム達成の重要性、新たな財務評価方法、内外との対話や『横串』連携などの重視すべき行動規範については、的確な研修等により機構全体の意識の向上を図るとともに、業績評価における評価項目にも反映させる。

(2)顧客ニーズ対応及び『横串』連携の強化

定期的に国内・海外の関係企業経営層等との対話の機会を設け、我が国企業や資源国企業の戦略上の重要課題を把握することにより、支援内容を深化・重点化させる。

優先すべき企業や資源国のニーズに対して、部門や組織の枠を超えて、我が国の持てるツールを総動員して効果的に対処するため、重要な案件に係る一元的な顧客対応及び部門・組織間の調整を行う体制を強化する。

更に、各部門が、他部門との連携強化を始めとして、外部機関・企業や海外との交流を強化し、機構の事業やサービスにつなげるような業績管理の仕組みを導入する。

加えて、令和 2 年度の法改正に伴い、緊急時において、経済産業大臣の要請に基づき、機構自らが燃料の調達を行うことが定められたことを踏まえ、機構における対応チームの組成や関連規程の整備など必要な体制を構築する。

(3)適切な人材確保及び人材育成

職員の専門性及びマネジメント能力向上を図るため、知見・技能の習得機会の提供や、得られた知見・技能の組織的な蓄積、伝承を進めること等の人材育成システムを整備する。特に法務、財務及びプロジェクトマネジメントについて長期的な人材確保及び人材育成の取組を行う。

また、激変する技術動向や資源情勢の中で、良質の支援を行うためには、職員は世界最先端の技術や企業の現状を把握する必要がある。このため、留学や企業での海外研修等の充実を図るとともに、国際会議参加や海外視察等を奨励する。

更に、機構業務の拡大や高度化、専門化に対応するため、中途採用、任期付職員及び出向者受入等、必要な給与規程等を整備し、多角的に人材確保を行う。

上記の留意すべき事項を踏まえ、人材確保・育成方針を策定する。

(4)リスクマネー事業に係る資産の適切な管理

機構のリスクマネー支援の累積額が次第に大きくなり、平成 28 年の法改正により、企業買収等新たな業務も追加されたことを踏まえ、厳格な投資審査は大前提として、機構全体の経営の健全性を確保する観点から、以下のとおり、適切に資産管理を行うものとする。

- ・個別案件の厳格な管理を引き続き実施するとともに、リスク想定 of 精緻化等により合理的なリスク分析・リスクマネジメント手法を検討の上、リスクマネーに係る資産管理業務に反映する。
- ・保有するリスクマネー関係資産について、資産構成も含めた管理・レビュー体制を機構として整備する。
- ・リスクマネー事業に関し、借入れ・売却も含めた総合的な管理方法を検討し、必要な体制を整備する。
- ・産業投資を財源とする案件については、採択時に求められる水準を上回る出資の経済性を確保していくものとする。ただし、想定を大幅に上回る油ガス価等の市場の変化(回復可能と見込まれる場合に限る)については考慮するものとする。

(5) 各種経費の合理化

① 調達合理化

「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」(平成27年5月25日付け総務大臣決定)を踏まえ、機構が定めた「調達等合理化計画」に基づく取組を着実に実施する。また、必要な規程等を整備するとともに、契約監視委員会による点検、主務大臣からの評価を「調達等合理化計画」へ反映する等により、適切かつ効率的な調達等の実施に努める。

② 人件費管理の適正化

国家公務員の給与水準を考慮し、手当も含めた役員報酬、職員給与のあり方について厳しく検証した上で、その適正化に計画的に取り組むとともに、検証結果や取組状況を対外的に公表する。

③ 経費の効率化

運営費交付金を充当して行う業務については、第4期中期目標期間中、一般管理費(退職手当を除く。)及び業務経費(特殊要因を除く。)の合計について、新規に追加されるものや拡充される分及びその他所要額計上を必要とする経費を除き、毎年度平均で前年度比1.1%以上の効率化を行うものとする。新規に追加されるものや拡充される分については翌年度から効率化を図ることとする。

(6) 業務の電子化の推進

機構の業務の効率化及び生産性の向上のため、ITを活用し、本部外も含めた執務環境の整備を図る。

第5 財務内容の改善に関する事項

(1) リスクマネー事業の財務評価のあり方

政策資源の『効率的』『効果的』活用の観点から、リスクマネー供給業務により生じる欠損金に対する将来見込まれる利益の大きさと、得られた政策効果を総合的に評価する。機構は、将来見込まれる利益を持続的に拡大させるための取組を進めながら、将来見込まれる利益が欠損金を上回るよう努める。また、確定収益や欠損金の算出方法を明らかにしつつ、欠損金及び将来見込まれる利益が増減した要因を分析し、適切に説明を行う。

なお、財務評価の説明に当たっては、会計上、探鉱出資の事業の成否が明らかでない段階では出資額の1/2を評価損として計上することとされているなど、経理や事業の特性にも留意する。

(2)財務内容の改善

出資案件の多くが開発・生産に至り、十分な配当金収入等が見込まれるようになれば評価損が徐々に減少するという資源開発業務の特性を踏まえつつ、機構として、個別案件の収益性向上に向けた管理の強化や、適時・効果的な株式売却に向け取り組むことなどにより、繰越欠損金の削減に努める。

なお、投融資等・金属鉱産物備蓄勘定における繰越欠損金については第4期中期目標期間中に削減していく。ただし、想定を大幅に上回る回避不可能な、油ガス価等の市場の変化や資源国における突発的な政変、資産の接収等による欠損金(回復可能と見込まれる場合に限る)及び上場株を取得した場合における時価評価による一過性の欠損金については考慮するものとする。

(3)その他の収支の改善策について

運営費交付金については、収益化単位ごとに適正な予算の執行管理を行うよう努める。また、民間備蓄融資等資金調達を行う場合には、借入れコストの抑制に努めるとともに、引き続き適切な調達の手法の検討を行う。

自己収入については、知的財産権による収入、セミナー・講演会等の有料化、保有資産の効率的な活用等により、拡大に努める。

保有資産については、保有の必要性を不断に見直し、業務に支障のない限り国庫への返納等を行う。

第6 その他業務運営に関する重要事項

(1)適切な業務の管理

①外部の知見の積極的活用

国内外から高く評価される存在を目指し、持続的に成果を上げていくため、機構を客観視可能な外部有識者等の知見を組織・業務運営に生かす。

②知的財産権の管理

現場のニーズやシーズを踏まえた技術開発やその事業化を奨励するとともに、知的財産権の取得及びその利用促進のための環境の整備を促進し、機構全体としての確かな知的財産権管理体制を構築し、コスト意識を持った権利維持の必要性の判断を含め、的確な管理を行う。

(2)内部統制

・「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」について(平成26年11月28日総務省行政管理局長通知)に基づき、業務方法書に定めた事項の運用を着実にを行うとともに、

必要に応じ、関連規程等の見直しを行う。

- ・機構業務が内包するリスクの顕在化や新たなリスクについては、PDCA サイクルを活用し、評価・見直しを図る。
- ・機構全体の内部監査制度の強化により、監査機能の実効性の向上を図る。
- ・公的使命を有し、事業者との接点も多く、内外に活動範囲が及ぶ組織として、コンプライアンスを徹底する体制、諸規程、研修メニュー等を整備し、着実に実行する。

(3) 情報セキュリティ

「政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準」等を踏まえ、規程やマニュアル等を適切に整備し、見直すとともに、政府・関係機関等と情報を共有し、新たな脅威等に常に対応できるようソフト・ハード両面での対策を行う。

また、研修等により、役職員の情報セキュリティ・情報管理意識の維持・向上を図る。

(4) 情報公開

機構の財務内容等の透明性を確保し、機構の活動内容を国民に対して分かりやすく示し、理解促進を図る観点から、財務情報や業務評価等機構の活動についての的確に公表する。

¹ 現状では、地熱発電の運転開始までのリードタイムは14年程度であるが、環境アセスメント手続きの合理化により、今後2年程度の短縮が見込まれ、併せて(2)に記載の技術開発により、更に2年程度の短縮を目指すこととしているため、10年程度と記載している。

独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構(JOGMEC)の政策体系図

経済産業省の政策体系

経済成長

産業育成

産業セキュリティ

対外経済

中小企業・地域経済

エネルギー・環境

生活安全

国の重要方針、政策、各種公約

エネルギー基本計画※

- ・安定的な資源確保のための総合的な政策の推進
 - 2030年に石油・天然ガスの自主開発比率40%以上
 - 2030年に石炭の自主開発比率60%以上
 - 2030年にベースメタル自給率80%以上
- ・石油備蓄等による海外からの供給危機への対応の強化
- ・再生可能エネルギーの導入加速
 - 2030年度までに約150万kWの地熱発電の導入

※総合エネルギー調査会報告書含む。

関連施策：日本再興戦略、海洋基本計画等

特定施設に係る鉱害防止事業の実施に関する基本方針

- ・金属鉱業等鉱害対策特別措置法に基づく鉱害防止事業の計画的な実施

第4期中期目標期間（2018年4月～2023年3月）におけるJOGMECの重点事業

我が国の資源確保を支える中核的機関として、資源国、企業のニーズに対応するとともに、我が国企業の国際競争力強化に貢献。

石油・天然ガス資源開発支援

- ・重点化したリスクマネー供給等による我が国企業の権益確保に対する直接的支援
- ・技術開発とその他部門との横断的連携を含む戦略的調整機能強化による権益確保の推進

石炭資源開発支援

- ・多角化の観点からの幅広い地域での地質構造調査と権益等の我が国企業への引継ぎ

鉱物資源開発支援

- ・重要鉱物を中心とした地質構造調査等による権益確保に向けた優良案件の支援
- ・海底熱水鉱床の資源量調査等海洋鉱物資源の開発推進

石油・石油ガス、金属鉱産物備蓄

- ・国家石油・国家石油ガスの安全かつ効率的な管理と機動的な放出体制の維持
- ・金属鉱産物の機動的な入替売却・買入の実施

地熱資源開発支援

- ・地熱ポテンシャル調査等を通じた新規開発案件の組成、開発期間短縮に資する技術開発

鉱害防止支援

- ・地方公共団体及び資源保有国等への的確な鉱害防止技術支援

管理部門

- ・アウトカムの達成に向けた組織体制の強化
- ・投資案件の的確な資産管理強化と財務に関する的確な説明

財政第35号
20220218中第1号
令和4年2月18日

独立行政法人評価制度委員会
委員長 澤田 道隆 殿

財務大臣 鈴木 俊一

経済産業大臣 萩生田 光一

独立行政法人中小企業基盤整備機構が達成すべき業務運営に関する目標（中期目標）の変更について（諮問）

上記の件について、独立行政法人通則法第29条第3項の規定に基づき、別紙につき独立行政法人評価制度委員会の意見を求めます。

独立行政法人中小企業基盤整備機構 中期目標 新旧対照表 (案)

(主務府省：経済産業省)

第4期中期目標 (変更案)	第4期中期目標 (現行)
<p>目次</p> <p>I～II (略)</p> <p>III. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項…4</p> <p>【指標一覧】</p> <p>1. 事業承継・事業引継ぎの促進…5 (略)</p> <p>2. 生産性向上…8 (略)</p> <p>3. 新事業展開の促進・創業支援、事業再構築支援</p> <p>(1) 販路開拓・海外展開支援…12</p> <p>(2) 新事業展開による新たな市場開拓等への支援</p> <p>(3) 起業・創業・成長支援…12</p> <p>(4) 事業再構築支援…12</p> <p>4. 経営環境の変化への対応の円滑化…15 (略)</p> <p>IV～別添 (略)</p> <p>I～II (略)</p> <p>III. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項 【指標一覧】</p>	<p>目次</p> <p>I～II (略)</p> <p>III. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項…4</p> <p>【指標一覧】</p> <p>1. 事業承継・事業引継ぎの促進…5 (略)</p> <p>2. 生産性向上…8 (略)</p> <p>3. 新事業展開の促進・創業支援…11</p> <p>(1) 販路開拓・海外展開支援…12</p> <p>(2) 新事業展開による新たな市場開拓等への支援</p> <p>(3) 起業・創業・成長支援…12</p> <p>4. 経営環境の変化への対応の円滑化…15 (略)</p> <p>IV～別添 (略)</p> <p>I～II (略)</p> <p>III. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項 【指標一覧】</p>

第4期中期目標（変更案）	第4期中期目標（現行）
<p><u>1. 事業承継・事業引継ぎの促進</u> (略)</p> <p><u>2. 生産性向上</u> 【指標2-1】 (略) 【指標2-2】 ・中期目標期間において、機構が支援したIT導入促進支援者数を28,000人以上とする。(新規設定) 【指標2-3】 (略) 【指標2-4】 (略)</p> <p><u>3. 新事業展開の促進・創業支援・事業再構築支援</u> 【指標3-1】 ・中期目標期間において、中小企業・小規模事業者と海外企業との商談会終了後の成約率(商談継続中を含む。)を最終年度に成約率33%以上とする。【基幹目標】 【指標3-2】 (略) 【指標3-3】 (略) 【指標3-4】 (略) 【指標3-5】 (略)</p>	<p><u>1. 事業承継・事業引継ぎの促進</u> (略)</p> <p><u>2. 生産性向上</u> 【指標2-1】 (略) 【指標2-2】 ・中期目標期間において、機構が支援したIT導入促進支援者数を10,000人以上とする。(新規設定) 【指標2-3】 (略) 【指標2-4】 (略)</p> <p><u>3. 新事業展開の促進・創業支援、事業再構築支援</u> 【指標3-1】 ・中期目標期間において、中小企業・小規模事業者と海外企業との商談会終了後の成約率(商談継続中を含む。)を毎年度6%以上増加させ、最終年度に成約率20%以上とする。【基幹目標】(新規設定) 【指標3-2】 (略) 【指標3-3】 (略) 【指標3-4】 (略) 【指標3-5】 (略)</p>

第4期中期目標（変更案）	第4期中期目標（現行）
<p>4. 経営環境の変化への対応の円滑化</p> <p>【指標4-1】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中期目標期間終了時において、小規模企業共済制度の在籍率を、前中期目標期間終了時より16%ポイント以上向上させる。【基幹目標】【基幹目標】（新規設定）（[参考]2017年度末実績：46.8%） <p>【指標4-2】</p> <p>（略）</p> <p>1. 事業承継・事業引継ぎの促進</p> <p>（略）</p> <p>2. 生産性向上</p> <p>（1）中小企業・小規模事業者へのIT導入促進支援</p> <p>（略）</p> <p>（2）生産性向上に向けた多様な経営課題への円滑な対応と経営の基盤となる人材の育成</p> <p>（略）</p> <p>（3）地域の中小企業支援機関等への支援機能及び能力の強化・向上支援</p> <p>（略）</p> <p>（4）中小企業・小規模事業者の連携・共同化、経営の革新、産業集積活性化の促進</p> <p>（略）</p> <p>【指標2-1】</p> <p>（略）</p> <p>【指標2-2】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中期目標期間において、機構が支援したIT導入促進支援者数を28,000人以上とする。（新規設定） 	<p>4. 経営環境の変化への対応の円滑化</p> <p>【指標4-1】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中期目標期間終了時において、小規模企業共済制度の在籍率を、前中期目標期間終了時より5%ポイント以上向上させる。【基幹目標】（新規設定）（[参考]2017年度末実績：46.8%） <p>【指標4-2】</p> <p>（略）</p> <p>1. 事業承継・事業引継ぎの促進</p> <p>（略）</p> <p>2. 生産性向上</p> <p>（1）中小企業・小規模事業者へのIT導入促進支援</p> <p>（略）</p> <p>（2）生産性向上に向けた多様な経営課題への円滑な対応と経営の基盤となる人材の育成</p> <p>（略）</p> <p>（3）地域の中小企業支援機関等への支援機能及び能力の強化・向上支援</p> <p>（略）</p> <p>（4）中小企業・小規模事業者の連携・共同化、経営の革新、産業集積活性化の促進</p> <p>（略）</p> <p>【指標2-1】</p> <p>（略）</p> <p>【指標2-2】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中期目標期間において、機構が支援したIT導入促進支援者数を10,000人以上とする。（新規設定）

第4期中期目標（変更案）	第4期中期目標（現行）
<p>【指標2-3】 （略）</p> <p>【指標2-4】 （略）</p> <p>〈目標水準の考え方〉</p> <p>○指標2-1について （略）</p> <p>○指標2-2について 政府目標である100万社に対するIT導入促進への貢献の一つとして、地域の中小企業支援機関等を通じたIT化支援に取り組む。具体的には、「IT導入による生産性向上」に有用なIT導入事例などの情報やコンテンツを掲載したITプラットフォームを整備し、地域の中小企業支援機関等向けに同プラットフォームの活用方法を説明する講習会を開催する。講習会では、ITに知見のない地域の中小企業支援機関等の職員であっても、プラットフォームを活用することで、容易かつ効果的なIT化支援が可能となることを理解してもらうことを狙いとする。</p> <p>機構による地域の中小企業支援機関等への営業努力と講習会内容の充実により、参加者数10人、年間200回以上開催し、5年間で10,000人以上を目指す。</p> <p>※目標水準を見直し、令和4年度及び令和5年度の目標値について引き上げを実施。</p> <p>○指標2-3について （略）</p> <p>○指標2-4について</p>	<p>【指標2-3】 （略）</p> <p>【指標2-4】 （略）</p> <p>〈目標水準の考え方〉</p> <p>○指標2-1について （略）</p> <p>○指標2-2について 政府目標である100万社に対するIT導入促進への貢献の一つとして、地域の中小企業支援機関等を通じたIT化支援に取り組む。具体的には、「IT導入による生産性向上」に有用なIT導入事例などの情報やコンテンツを掲載したITプラットフォームを整備し、地域の中小企業支援機関等向けに同プラットフォームの活用方法を説明する講習会を開催する。講習会では、ITに知見のない地域の中小企業支援機関等の職員であっても、プラットフォームを活用することで、容易かつ効果的なIT化支援が可能となることを理解してもらうことを狙いとする。</p> <p>機構による地域の中小企業支援機関等への営業努力と講習会内容の充実により、参加者数10人、年間200回以上開催し、5年間で10,000人以上を目指す。</p> <p style="text-align: right;">〔新設〕</p> <p>○指標2-3について （略）</p> <p>○指標2-4について</p>

第4期中期目標（変更案）	第4期中期目標（現行）
<p>(略)</p> <p>〈想定される外部要因〉</p> <p>(略)</p> <p>3. 新事業展開の促進・創業支援・事業再構築支援</p> <p>(1) 販路開拓支援・海外展開支援 (略)</p> <p>(2) 新事業展開による新たな市場開拓等への支援 (略)</p> <p>(3) 起業・創業・成長支援 (略)</p> <p>(4) 事業再構築支援 (略)</p> <p>【指標3-1】 ・中期目標期間において、中小企業・小規模事業者と海外企業との商談会終了後の成約率（商談継続中を含む。）を最終年度に成約率33%以上とする。【基幹目標】（新規設定）</p> <p>【指標3-2】 (略)</p> <p>【指標3-3】 (略)</p> <p>【指標3-4】 (略)</p> <p>【指標3-5】 (略)</p>	<p>(略)</p> <p>〈想定される外部要因〉</p> <p>(略)</p> <p>3. 新事業展開の促進・創業支援、事業再構築</p> <p>(1) 販路開拓支援・海外展開支援 (略)</p> <p>(2) 新事業展開による新たな市場開拓等への支援 (略)</p> <p>(3) 起業・創業・成長支援 (略)</p> <p>(4) 事業再構築支援 (略)</p> <p>【指標3-1】 ・中期目標期間において、中小企業・小規模事業者と海外企業との商談会終了後の成約率（商談継続中を含む。）を毎年度6%以上増加させ、最終年度に成約率20%以上とする。【基幹目標】（新規設定）</p> <p>【指標3-2】 (略)</p> <p>【指標3-3】 (略)</p> <p>【指標3-4】 (略)</p> <p>【指標3-5】 (略)</p>

第4期中期目標（変更案）	第4期中期目標（現行）
<p>＜目標水準の考え方＞</p> <p>○指標3-1について 商談会を通じて、海外での販路開拓や現地拠点の設立の実現を支援する。商談内容には、製品販売以外に、合弁会社設立、代理店契約、技術提携、製造委託なども含まれ、成約まで数年要することもあるため、商談継続も含めた目標値として、33%以上を目指す難易度の高い目標である。</p> <p>○指標3-2について （略）</p> <p>○指標3-3について （略）</p> <p>○指標3-4について （略）</p> <p>○指標3-5について （略）</p> <p>＜想定される外部要因＞ （略）</p> <p>4. 経営環境の変化への対応の円滑化</p> <p>（1）小規模企業共済制度及び中小企業倒産防止共済制度の確実な運営 （略）</p> <p>（2）中小企業・小規模事業者の事業再生等への支援 （略）</p> <p>（3）大規模な自然災害等への機動的な対応 （略）</p> <p>【指標4-1】</p> <p>・中期目標期間終了時において、小規模企業共済制度の在籍率を、前中期目標</p>	<p>＜目標水準の考え方＞</p> <p>○指標3-1について 商談会を通じて、海外での販路開拓や現地拠点の設立の実現を支援する。商談内容には、製品販売以外に、合弁会社設立、代理店契約、技術提携、製造委託なども含まれ、成約まで数年要することもあるため、商談継続も含めた目標値として、20%以上を目指す難易度の高い目標である。</p> <p>○指標3-2について （略）</p> <p>○指標3-3について （略）</p> <p>○指標3-4について （略）</p> <p>○指標3-5について （略）</p> <p>＜想定される外部要因＞ （略）</p> <p>4. 経営環境の変化への対応の円滑化</p> <p>（1）小規模企業共済制度及び中小企業倒産防止共済制度の確実な運営 （略）</p> <p>（2）中小企業・小規模事業者の事業再生等への支援 （略）</p> <p>（3）大規模な自然災害等への機動的な対応 （略）</p> <p>【指標4-1】</p> <p>・中期目標期間終了時において、小規模企業共済制度の在籍率を、前中期目標</p>

第4期中期目標（変更案）	第4期中期目標（現行）
<p>期間終了時より16%ポイント以上向上させる。【基幹目標】【基幹目標】（新規設定）（[参考]2017年度末実績：46.8%）</p> <p>【指標4-2】 （略）</p> <p><目標水準の考え方> ○指標4-1について 機構発足以降の在籍率について、対前年度比の増減率が年平均1%ポイントであることを踏まえ、毎年度1%ポイントずつ向上させることを目指す。なお、機構が直接コントロールできない脱退者数によっても左右される在籍率を一定割合で向上させることを目標とすることは困難を伴うことから、達成の難易度は高い。 ※目標水準を見直し、令和4年度及び令和5年度の目標値の引き上げを実施。</p> <p>○指標4-2について （略） <想定される外部要因> （略）</p> <p>以上</p>	<p>期間終了時より5%ポイント以上向上させる。【基幹目標】（新規設定）（[参考]2017年度末実績：46.8%）</p> <p>【指標4-2】 （略）</p> <p><目標水準の考え方> ○指標4-1について 機構発足以降の在籍率について、対前年度比の増減率が年平均1%ポイントであることを踏まえ、毎年度1%ポイントずつ向上させることを目指す。なお、機構が直接コントロールできない脱退者数によっても左右される在籍率を一定割合で向上させることを目標とすることは困難を伴うことから、達成の難易度は高い。</p> <p style="text-align: right;">【新設】</p> <p>○指標4-2について （略） <想定される外部要因> （略）</p> <p>以上</p>

※1：改正する箇所は赤字で表記してください。

※2：必要に応じて、改正箇所にコメントで改正理由を付してください（単純な数値変更のみの箇所は説明不要）。